

地方創生2.0を踏まえた 地域経済産業政策の方向性

2025年6月3日

経済産業省 経済産業政策局

目 次

本日は議論いただきたい論点

(参考 1) 各政策領域における課題と方向性

- (1) 産業用地の確保
- (2) 産業インフラの整備
- (3) 地域経済を牽引する中堅・中小企業への支援
- (4) 地域の産業振興・企業誘致
- (5) 地域の人材育成・確保

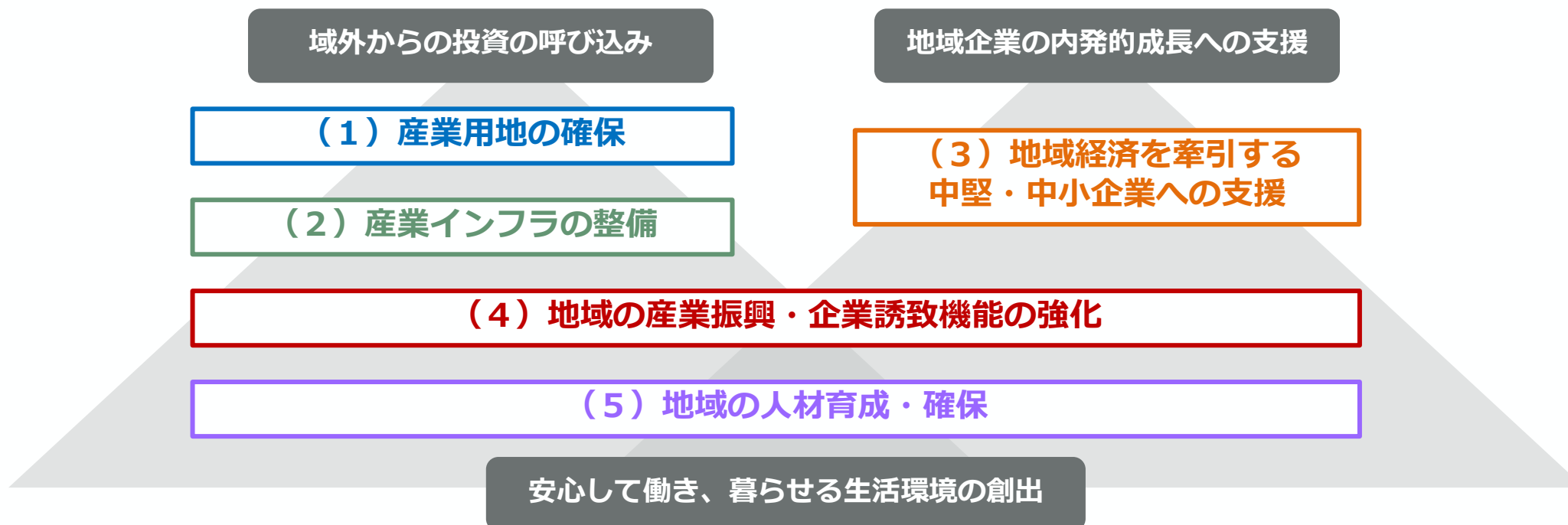
(参考 2) 「地方創生2.0」の検討状況

本日は議論いただきたい論点（1／3）

1. 地域経済産業政策の課題と方向性（全体像）

- ① 今後（短期・中長期）の地域経済産業政策を検討するに当たって、踏まえるべき環境変化や課題は何か。
- ② 地方創生2.0の「基本構想」を踏まえ、以下に示す今後の地域経済産業政策の方向性を具体化するに当たって、どのような点に留意するべきか。

<新しい地方創生と産業政策の一体的推進>



(1) 産業用地の確保

<現下の課題認識>

- 一般的に、工場投資は、先行する産業集積が求心力を持つことから、好適地に投資が集中・偏在。近年、GX・DX等に伴う政策的後押しも相まり、大規模投資が実行されてきた地域を中心に、産業用地の枯渇が顕在化。
- 日本全体でも、実質的に分譲可能な用地は急速に減少しており、用地の枯渇によって投資機会を逃す（場合によっては海外へ振り向けられてしまう）ケースが増えていく可能性も。

<土地供給源別の課題整理と方向性>

A. 既存産業用地の活用

- 少なくとも1.0万ha超の既存の産業用地に活用ポテンシャルが存在。
- 工場適地調査で得られた工場適地及び関連インフラ情報等を「METI土地ナビ」で公開しているが、公表件数は、自治体から同意の得た700件にとどまっている。

- 非公表情報も活用した**産業用地マッチング事業**を**6月より開始**。

B. 重厚長大産業の大規模跡地の活用

- 重厚長大産業、特に臨海部のコンビナートを中心に、GXに伴う土地用途転換の可能性。
- しかし、跡地活用において、用途転換には汚染状況調査に加え、場合により土壤汚染対策が必要になるが、事前にその要否が分からないために、転換の判断に至りにくい。

- **土壤汚染対策法**を所管する環境省の検討に関し、経済産業省として、臨海部の工業地域も含めた円滑な土地の有効利用の観点等から連携する。

C. 新たな産業用地の造成

- 新規造成に当たっては、「土地利用調整」、「地権者合意」、「開発資金」、「ノウハウを持つ職員」等が上位の課題。
- 地域未来法による土地利用調整は増加傾向。
- 農振法の改正に伴い農地の総量確保のための措置が強化。

- **関係法令の改正**も含め、産業用地確保に向けた課題について、包括的な解決を図る**措置を検討**。※詳細後述
- 土地利用調整／迅速化**事例集等の拡充・周知**。

(2) 産業インフラの整備

<現下の課題認識>

- 工業用水の需要は減少傾向にある中で、既存の工業用水道施設の更新・強靱化対策に向けて工業用水道事業における経営基盤強化が必要不可欠。
- 一方で、半導体産業等の新規立地を背景に工業用水の需要が高まっている地域も局所的に存在。

<課題整理と方向性>

A. 工業用水道施設の更新・強靱化

- 今後大量に見込まれる更新・強靱化を着実に実施するための工業用水道事業者へ策定を促す計画内容及び実効性を持たせるための仕組みが必要。
- 工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループを立ち上げ、対応策について検討。

B. 大規模な投資案件への対応

- 令和5年度補正予算より、内閣府がとりまとめ、国家プロジェクトの産業拠点整備等に向けた関連インフラ整備支援を一体的に実施。
- 足下では、半導体に限らず、幅広い分野において、地域に波及効果をもたらすような大規模な投資もみられる。

- ワーキンググループ取りまとめを踏まえ、更新・耐震・アセットマネジメント指針の改訂等を着実に実施。
- 今後のPPP/PFIの導入可能性やデジタル化の推進等、経営改善に向けた具体的な方策について継続的に検討。

- GX・DXを踏まえた産業インフラ整備支援のあり方について検討。

(3) 地域経済を牽引する中堅・中小企業への支援

<現下の課題認識>

- 中堅企業の投資・賃上げ等余力に着目し、令和7年2月に、中堅企業の自律的な成長促進に向けて官民で取り組むべき事項等を記載した「中堅企業成長ビジョン」を策定。
- 2030年までに達成すべきKGI・KPIを設定しており、地域経済を牽引する中堅・中小企業が抱える各種課題への継続的な対応が必要。

<中堅ビジョンに記載した課題の整理と方向性>

A. 高度化する経営課題に対応した支援体制

- 地方では、成長に伴って経営課題が高度化すればするほど、専門的な経営サービスへのアクセスがより難しくなる。
- 多様な業種の企業が地域経済を牽引しており、包括的な対応をとるためには、関係省庁含む多様な主体の関与・連携も不可欠。

- 地域円卓会議を起点に、**地域経済に波及効果の高い重点支援企業を選定**。※詳細後述
- 高度な経営支援サービスを受けられる**プラットフォームの充実**など、重点支援企業が受けられる支援の具体化を検討。

B. 大規模な設備投資に係る資金調達

- 大規模成長投資補助金について、令和6年度に1次採択・2次採択を実施。厳格な返還要件設定の一方で、延べ約1,300件の応募。採択企業は、高い賃上げ目標等を表明。
- また、製造業に限らず、宿泊、結婚式場、物流倉庫等、幅広い業種で採択。

- 令和6年度補正予算（3年間3,000億円）について、中堅ビジョンを踏まえて所要の見直しを行い、**着実に執行**。
- 事業の効果についてEBPMの観点から適切に**フォローアップを実施**。

(4) 地域の産業振興・企業誘致

<現下の課題認識>

- 「地方創生2.0」の方向性も踏まえ、地域のポテンシャルを活かす観点で、自治体が産業振興や企業誘致に活用できるメニューの活用促進や不断の見直しを行う必要。

<自治体が産業振興や企業誘致に活用できるメニュー別の課題と方向性>

A. 地域未来投資促進法：

地域の特性を活かした産業振興・企業誘致

- 施行から約8年が経過し、累計約500件の基本計画、約5,000件の事業計画が策定。1件当たりの投資規模も増加傾向。
- 令和7年度税制改正で新たな類型を追加。ただし、活用には基本計画において最大3つの業種を指定する必要。

- 増加・拡大する投資に対して、**執行負担軽減を図りつつ、着実に対応。**
- 税制拡充に対応した**基本計画の同意を今年度中に50件程度対応**できるよう、周知・リソース確保に努める。

B. 地方拠点強化税制：

企業の拠点機能の移転・拡充

- 令和6年に本社を首都圏から地方に移転した企業は過去最高で、4年連続の転出超過。一方で、従業員の反対などにより、一足飛びの拠点移転が難しいケースもある。
- 企業誘致に成果を上げている自治体の誘致活動には、普遍化すべき共通点も。

- **活用実績や雇用創出効果等を検証し、そのあり方について検討。**
- 企業誘致の面で**先進的な自治体の事例の普及**や、**他の地方への人材移動施策との連携**を図る。

C. 地方創生推進交付金：

地方創生に幅広く活用

- 地方創生2.0に向けて当初予算ベースで倍増（1,000億円→2,000億円）。ハード事業とソフト事業の一体化等使い勝手の向上。
- 産業振興に活用された事例も多く存在。地域未来投資促進法の基本計画に明記する事業は、申請上限数緩和・優先採択対象に。

- **地方創生交付金を産業振興に活用した事例を積極的に周知**し、地域未来投資促進法の枠組みの活用を促進。

(5) 地域の人材育成・確保

<現下の課題認識>

- 都市部以上に地方で顕著な人口減少に伴う構造的な人手不足とも相まり、地域の産業構造の特色も踏まえた、地域で必要とされる人材を安定的に供給できておらず、産業人材の不足が国内投資のボトルネックとなっている。
- また、中小企業では多くの企業が人事機能を十分に有しておらず、人材確保やその後の人材育成等が十分に出来ていない。

A. 地域の産業構造の特色を踏まえた人材育成

- 2040年に向けたマクロ経済・産業構造のシナリオ定量化を踏まえた就業構造推計を行ったところ、現在の人材供給のトレンドが続くと仮定すると、職種間・学歴間のミスマッチがみられた。
- こうしたミスマッチは、地域毎の産業構造の違いにより、地域毎に異なる部分もあると想定される。

B. 中堅・中小企業の人材確保等に向けた体制整備

- 直近3年間で、「地域の人事部」モデルを確立。しかし、特に立上げ期では、マーケティングや財務面での課題もあり。
- 中でも、事業承継への課題は多く、その課題として後継者教育や従業員との関係構築など、長い時間を要するものが多い。

- 就業構造推計等を踏まえ、**産業界の人材需要を地域毎に明確化**。
- 上記を踏まえた**地域毎の戦略的な産業人材育成を推進**。
- **産学官の専門人材育成ネットワークの取組を推進**。

- 地域の人事部について、**好事例の全国展開**を行うべく、新たに開始した伴走支援、他施策との連携を継続。また、**右腕人材育成等に重点化**。
- 地域における**人的資本経営含む戦略的人事の拡大**。

本日で議論いただきたい論点（２／３）

２．産業用地の確保に向けた制度面での検討内容について

- ①新たな産業用地の造成（自治体又は官民連携による整備）に当たっては、様々な課題が複合的に存在するため、**包括的な課題解決を図る枠組み**が必要ではないか。
- ②その際、他法令において、一部地域では産業用地整備を都市計画事業として位置づけ、円滑な事業実施に効果を発揮してきたことも踏まえつつ、関係省庁と連携しつつ、**地方公共団体のまちづくりの方針と調和のとれた形での対応**が必要ではないか。
- ③**関連法令の改正**も含め、**制度的対応の具体化について結論を得るべく検討**を進めてはどうか。

<新規造成に当たって挙げられている課題の例>

開発ノウハウ	開発資金の確保	地権者合意	土地利用調整
○企業からの立地ニーズが増えても、産業用地整備における自治体職員のノウハウ不足等により用地整備に踏み切れないケースがみられる。	○自治体によっては、産業用地整備・インフラ投資へのリスク回避傾向もあり、財源確保が難航するケースがみられる。	○官民連携など用地整備の手法が多様化する中、土地譲渡にかかる地権者への所得控除措置がなく、用地交渉が難航するケースがみられる。 ※一方で、例えば、首都圏・近畿圏近郊整備法に基づき、一部地域では、産業用地整備に関して地権者に高い所得税控除措置が講じられている。	○企業のニーズの高い既存産業用地の近隣エリア等の立地条件が優良エリア等は、土地利用調整を要するケースもあるが、例外措置である地域未来投資促進法の特例は、承認事業の用に供することを要件として求めている。

3. 重点支援企業に対する支援体制の構築について

（支援の枠組み）

- ① 地方経済産業局が行うコンシェルジュ支援への満足度が高いこと等も踏まえ、加点措置等により重点支援を行う支援メニューを、当該コンシェルジュ支援を軸に検討してはどうか。
- ② 補助金加点等の優遇措置については、経済産業省の支援施策だけではなく、各府省庁の施策にも拡大してはどうか。
- ③ 選定後は、選定企業への訪問を行った上で効果検証を行い、選定から5年程度の期間をもって、今後の制度のあり方を検討してはどうか。

（企業選定の考え方）

- ④ コンシェルジュ支援を軸に検討することから、新たな選定に当たってはコンシェルジュ支援によりリーチできる企業数に一定の絞り込みを行ってはどうか。
- ⑤ その際、次ページの選定の考え方（案）に基づき、選定基準を策定してはどうか。その際、これまで以上に、データに基づいた選定を徹底してはどうか。

重点支援企業選定に関する考え方（案）

- 新たな枠組みでの企業選定にあたっては、以下の考え方に基づいて選定を行うことを検討。

■ 選定対象

- ・**地域の中堅・中核企業**（売上高10億円以上～従業員数2000人以下 ※大企業の関連企業を除く）

■ 選定方法

- ・民間調査会社が保有する企業間の取引額データを基に、客観的なデータ指標による選定を行う。
- ・地域への経済波及効果の高い企業を、都道府県ごとに同数程度、選定する。

■ 選定のポイント（案）

地域未来牽引企業の選定においては、営業利益額、従業員数、域外販売額・域内仕入額のシェアとそれぞれの伸び率を指標として選定した。

重点支援企業の選定にあたっては、以下のポイントで選定を行うことを検討。

- ①地域経済への波及効果を鑑み、都道府県における**域外販売額・域内仕入額シェアの高さとその伸び率**を指標とする
- ②雇用については、量的な比較ではなく、**良質な雇用への貢献**を勘案する（例：くるみん、えるぼし認証等）

■ 選定プロセスにおける留意点

- ・民間調査会社がデータを保有しない企業が存在する可能性があるため、データの補完方法を検討する。
- ・地域未来牽引企業の選定時と同様に、決算状況が確認できない、債務超過となっている等の企業は、あらかじめ除外した上で、選定を行う。
- ・一部の業種（卸売業等）において域外販売額・域内仕入額が大きくなりやすい傾向にあるため、選定においては、各都道府県の企業の業種割合を参照して選定を行うことを想定。
- ・一部の業態（系列企業の専門販社等）において、経営の自律性が乏しいにも関わらず、域外販売額・域内仕入額が大きくなりやすい傾向にあるため、一部の企業に有利な選定とならないよう、データ抽出方法等について、今後、関係省庁との調整を経て決定。

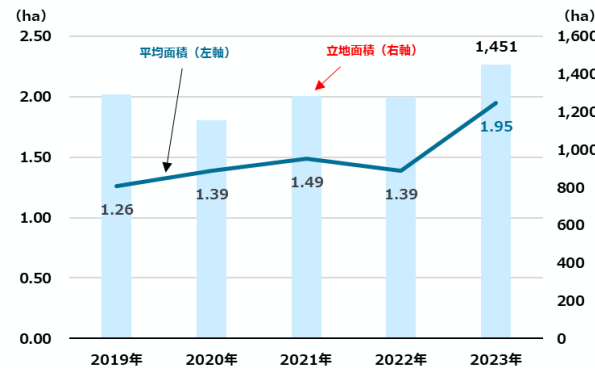
(参考 1) 各政策領域における課題と方向性

- (1) 産業用地の確保
- (2) 産業インフラの整備
- (3) 地域経済を牽引する中堅・中小企業への支援
- (4) 地域の産業振興・企業誘致
- (5) 地域の人材育成・確保

国内立地の促進により局所的に不足する産業用地

- 産業立地ニーズは、**立地条件の良いエリアや既存の産業集積の近傍に集中**する傾向にある。企業ニーズが強い自治体では、産業用地の開発スピードが追いついておらず、**分譲可能な産業用地面積は、この10年で半減**。

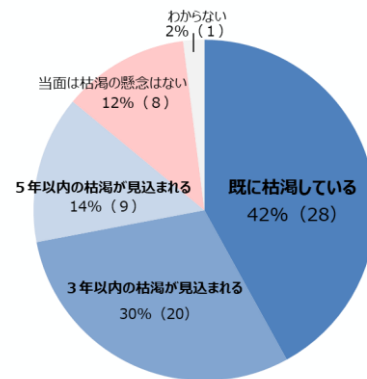
過去5年間の
立地面積と1社あたり平均面積



(出所) 経済産業省「2023年工場立地動向調査」

(注) 平均面積は年間の立地面積を立地件数で除したもの。

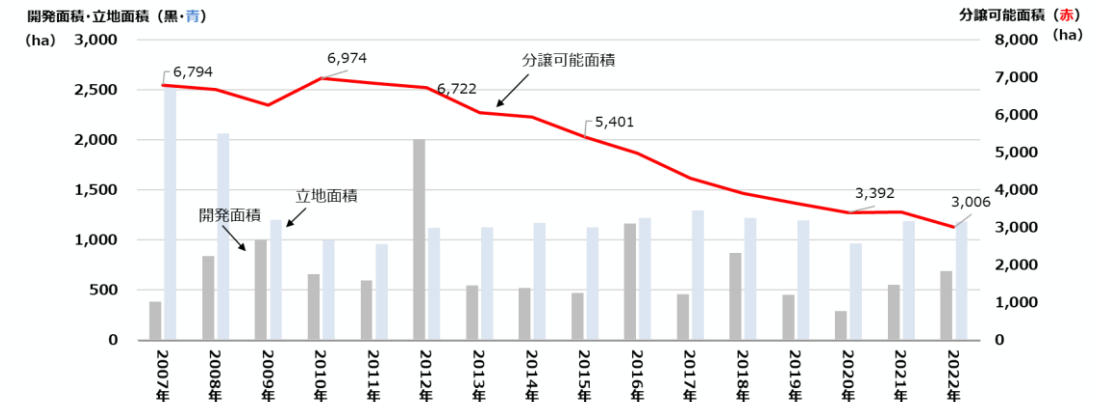
産業団地の枯渇が見込まれる
(既に枯渇している) 都道府県・政令市



(出所) 経済産業省「各都道府県・政令市向けアンケート調査」(2023年)を基に作成。

(注) 2023年8月～9月において、都道府県・政令市を対象としたアンケート調査。「仮に新たな産業団地の開発がなかった場合、貴都道府県等内の分譲可能な産業団地(貴都道府県等が開発したものに限らず、市町村や民間が開発したものも含む)が枯渇する可能性はあるでしょうか。(既に枯渇している)」という質問に対する46都道府県・20政令市からの回答を集計。

産業団地を確保できていないと回答した
42府県の産業用地の需給状況



(出所) 一般財団法人日本立地センター「産業用地ガイド」及び経済産業省「工業立地動向調査」を基に作成。

(注1) 都道府県・市町村・開発公社・民間ディベロッパーが事業主体となっている全国の造成済・造成中の工業団地、流通団地、研究団地、業務団地等及び集合工場について、**日本立地センターが全都道府県に聞き取り調査**を行い、都道府県から報告のあった全ての用地を集計(各年10月時点の内容)。

(注2) 経済産業省が実施した各都道府県・政令市向けアンケート調査(2023年実施)において、「貴都道府県等では、現時点で、①の企業等からの問い合わせ(ニーズ)に応えられる産業団地(貴都道府県等が開発したものに限らず、市町村や民間が開発したものも含む)を確保できていると認識されていますか。」という質問に対して、**「確保できていない」と回答した42自治体を抜粋**。

- 自動車産業は加工組立産業**であり、**形成済の地域企業とのサプライチェーンが重要**。基本は**既存工場の周辺地の土地を希望するが、周辺の土地が少なくなっている**。(自動車産業)
- 半導体は「土地の拡張性」が重要**。基本は**既存工場の隣を用地造成できればそこに入りたい**。自治体や地域の理解もあり、許認可の手続き等も迅速にすむ。(半導体産業)

- 電子部品産業はスピード重視で近接地拡張が主**。拡張土地を取得する際に、地権者と交渉するが時間がかかることも。**行政等の土地取得を支援**してほしい。(電子部品産業)
- 新規地域への進出はないが、**既存の立地場所で工業用水が不足**。裏を返せば、**そのボトルネックさえ解消すれば、企業ニーズが高く、より一層の集積・高度化が見込まれる**。(素材産業)

産業用地面積に関する政府の目標

- 政府全体として、企業立地の基盤となる工業用地を令和15年（2032年）までに16万haから17万haに増加させることを目標に設定（令和5年7月閣議決定）。

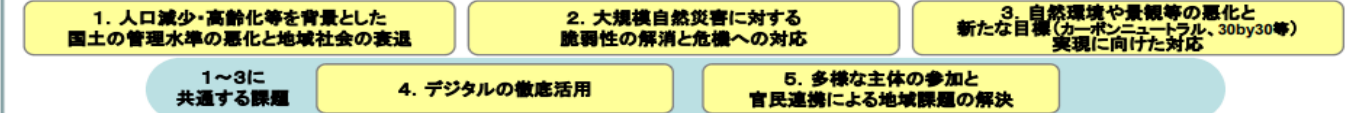
2. 国土の利用区分ごとの規模の目標

		令和2年 (万ha)	令和15年 (万ha)	構成比(%)	
				2年	15年
農地	地	437	414※	11.6	11.0
森林	林	2,503	2,510	66.2	66.4
原野	等	31	31	0.8	0.8
水面・河川・水路	路	135	135	3.6	3.6
道	路	142	147	3.7	3.9
宅	地	197	198	5.2	5.2
住宅	地	120	119	3.2	3.2
工業用地	地	16	17	0.4	0.5
その他の宅地	地	61	61	1.6	1.6
その他		334	344	8.8	9.1
合計	計	3,780	3,780	100.0	100.0

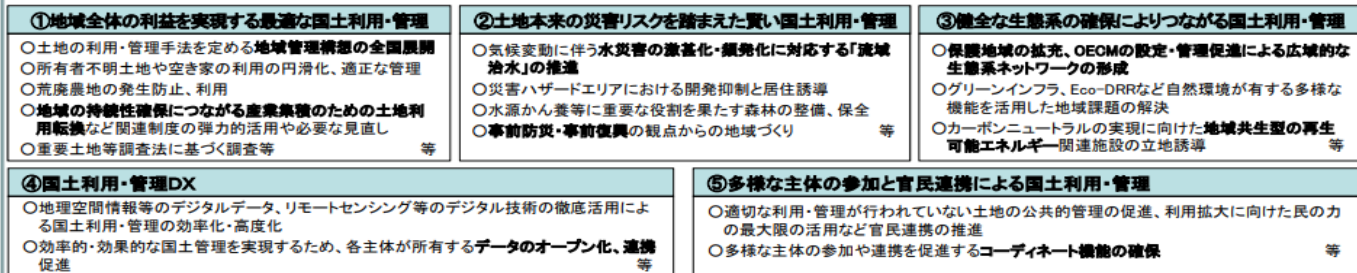
※農地面積の数値は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日 閣議決定）における令和12年の農地面積の見通しを暫定的に記載したものであり、今後、食料・農業・農村基本計画で新たに農地面積の見通しに変更された場合、その令和15年に相当する数値をもって、この目標も変更されたものとみなす。その場合、農地面積の増減に合わせ、その他（荒廃農地等）の面積の目標が変更されたものとみなす。

第六次国土利用計画(全国計画)概要

1. 国土の利用に関する基本構想



◆国土利用の基本方針：「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」

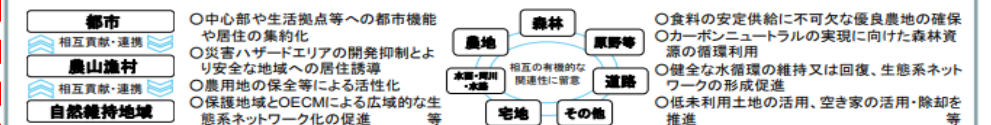


2. 国土の利用区分ごとの規模の目標

	令和2年 (万ha)	令和15年 (万ha)	構成比(%)	
			2年	15年
農地	437	414※	11.6	11.0
森林	2,503	2,510	66.2	66.4
原野	31	31	0.8	0.8
水面・河川・水路	135	135	3.6	3.6
道	142	147	3.7	3.9
宅	197	198	5.2	5.2
住宅	120	119	3.2	3.2
工業用地	16	17	0.4	0.5
その他の宅地	61	61	1.6	1.6
その他	334	344	8.8	9.1
合計	3,780	3,780	100.0	100.0

※農地面積の数値は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日 閣議決定）における令和12年の農地面積の見通しを暫定的に記載したものであり、今後、食料・農業・農村基本計画で新たに農地面積の見通しに変更された場合、その令和15年に相当する数値をもって、この目標も変更されたものとみなす。その場合、農地面積の増減に合わせ、その他（荒廃農地等）の面積の目標が変更されたものとみなす。

◆地域類型別の基本方向



3. 必要な措置の概要



「METI土地ナビ」を通じた産業用地情報の公開

- 企業が適地を探す際には、一般的に個別自治体等に直接問い合わせるなど、アクセス手段が限定的。
- このため、経済産業省においては、工場立地法に基づく工場適地調査により、自然条件、立地条件を調査し、**工場適地**（原則9,000㎡以上の土地を対象）及び当該適地の関連インフラ情報等を「**METI土地ナビ**」で公開。
- しかしながら、工場適地調査においては現在分譲済みのものも含む**約1万件**の工場適地を把握しているのに対し、現在「METI土地ナビ」上で公表しているのは、自治体から公表可と同意の得た**700件**に留まっている。

METI土地ナビの掲載対象となる情報

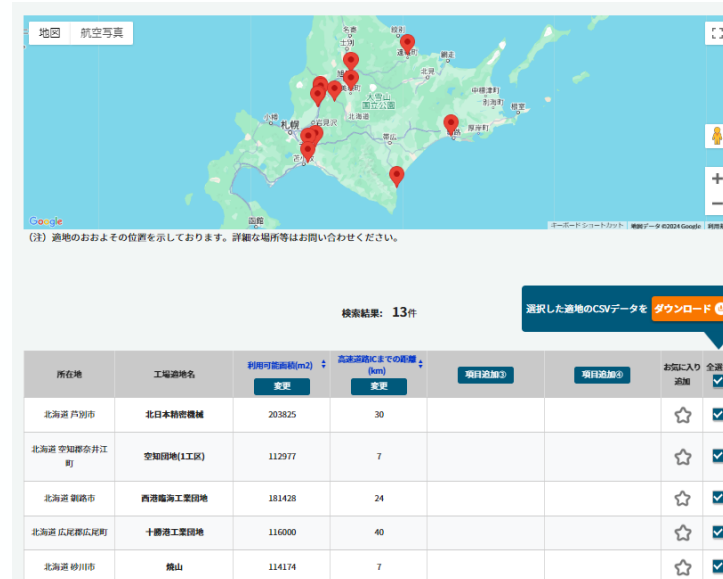
（工場適地に関する情報）

- 工場立地法に基づく工場適地調査において、下記を満たす用地のうち、**自治体（基礎自治体）に確認のうえ、工場適地として選定したものの所在地、面積、都市計画区域に係る区分等**
 - ✓ 9000㎡（0.9ha）以上の一団の土地
 - ✓ 市街化区域、農産法の実施計画策定区域、地域未来法における促進区域 等

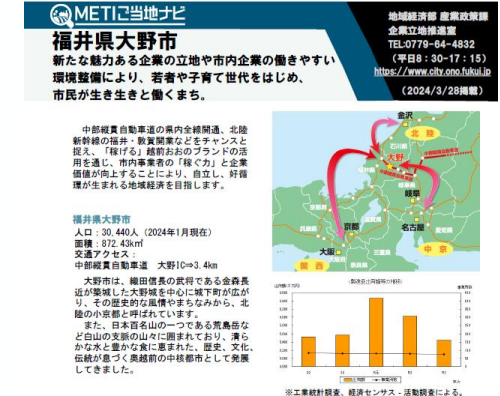
（関連インフラに関する情報）

- 高速道路、港湾、空港までの距離
- 用水（上下工水の有無及び供給量）、電力（系統までの距離、供給量） 等

検索結果



自治体PRコンテンツ

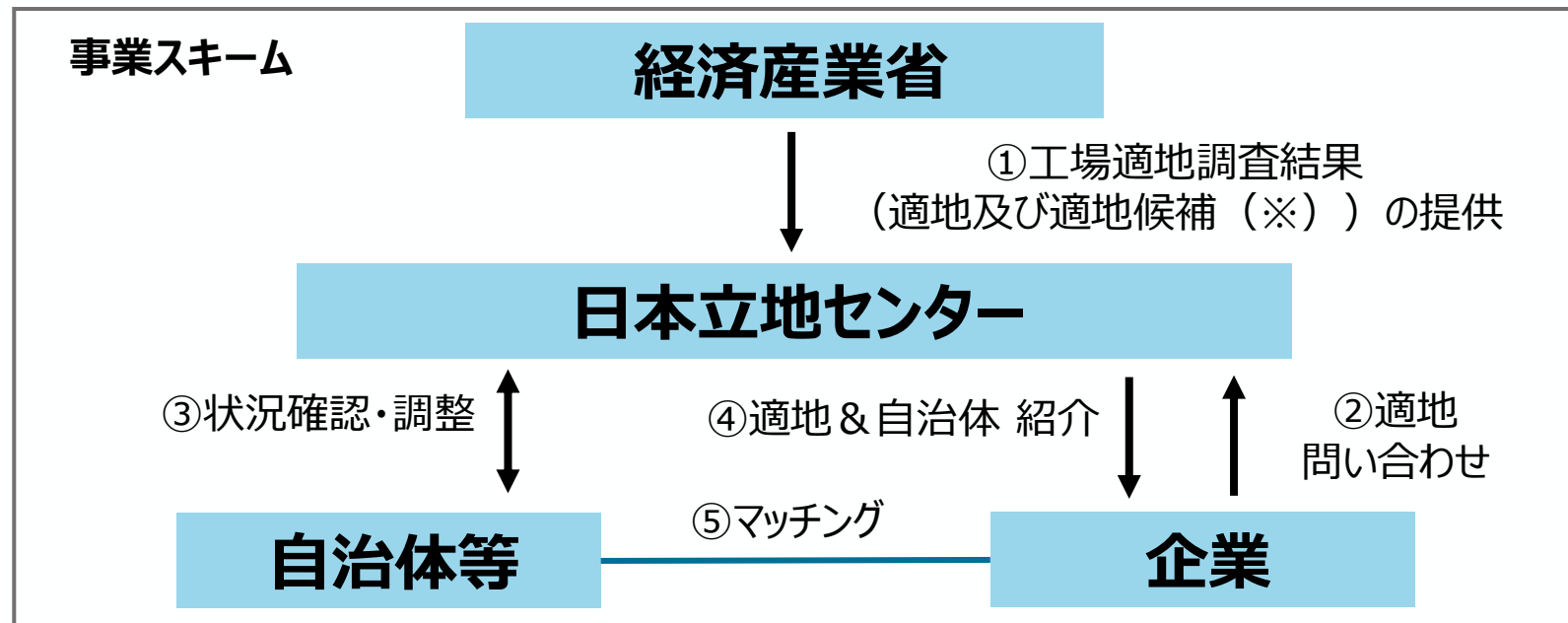


大野市を動かめる3つのポイント

- ポイント① ★災害に強いまち**
大野市は地震が発生する確率が低いと評価されており、内陸に位置しているため、津波のリスクもありません。また、降雪地域ですが、除雪体制が整備されているため、企業の運営に影響が出ることはほぼないため、BCPの観点からも注目されています。
- ポイント② ★★中部縦貫自動車道によりアクセス向上！**
令和8年（予定）の中部縦貫自動車道の福井県内全線開通により、京浜・関東圏などへのアクセスが向上します。さらに、県内区間は全線無料です！
- ポイント③ ★★★★★最大6億円の企業立地助成制度**
工場等の建設や用地取得などに対して手厚い助成制度があります。大野市の支援制度に加え、福井県の支援制度なども併用可能です。

産業用地マッチング事業の創設

- 工場適地にかかる情報を把握するために毎年度全市町村に対して実施する、工場立地法に基づく工場適地調査の結果を活用し、産業用地を探している企業の求めに応じて、自治体とのマッチングの仕組みを構築。
- 具体的には、工場適地調査において収集・公表した**工場適地**に加え、**市町村が工場適地の候補とした用地（従来は公開していなかった土地）**についても、自治体の同意を得た上で活用し、専門人材が間に入り、**企業が求める立地条件に関する自治体との調整も含めてマッチング**を行う（**本年6月より開始**）。
- 今後、非公表案件を含む広範かつ詳細な**情報提供の呼びかけ**、外国企業を含めて**立地先を探索中の企業の掘り起こしに向けた関係団体との連携**等を行う。



(※) 適地候補(台帳情報)のうち提供するものについては、自治体の同意が得られたものに限る。

跡地再活用に向けた土壌汚染対策の課題と対応

- 臨海部の大規模工場やその跡地・遊休地において、土壌汚染対策法の制度的規制、資金面（土壌汚染対策費用や建物解体費用等）の負担等を要因に、他用途への転換が円滑に進まない場合がある。
- 現在、環境省において、中央環境審議会に土壌制度小委員会を設置し、複雑化した制度・運用の合理化と地歴情報（土地利用の履歴）の適切な管理・承継の強化等の観点から、土壌汚染対策法の見直しに向けた検討が進められている。
- 経済産業省は、土壌汚染対策法を所管する環境省の検討に関し、円滑な土地の有効活用の観点等から連携することとし、例えば、人の健康被害が想定されにくい臨海部等の工業地域等に対する制度の合理化等を目指す。

「土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性」（要約） 令和6年6月 土壌汚染対策法の施行状況に関する検討会（報告書）

- 複雑化した現行の制度・運用を合理化し、関係者にとって分かりやすいものに転換する。
- 地歴調査の契機は拡充、試料採取等調査は健康リスクの程度に応じて対象等を合理化。
- 管理される健康リスクの範囲は維持しつつ、複雑化した区域指定制度等を合理化。
- 有害物質使用特定事業場の敷地の土地の所有者等が変更される際には、地歴調査の実施を義務づけた上で、例えば、その結果を新しい所有者等に当事者間で承継することを義務とすることを検討。
- 費用負担能力が低い者も考慮した見直し後の制度の実効性の確保。

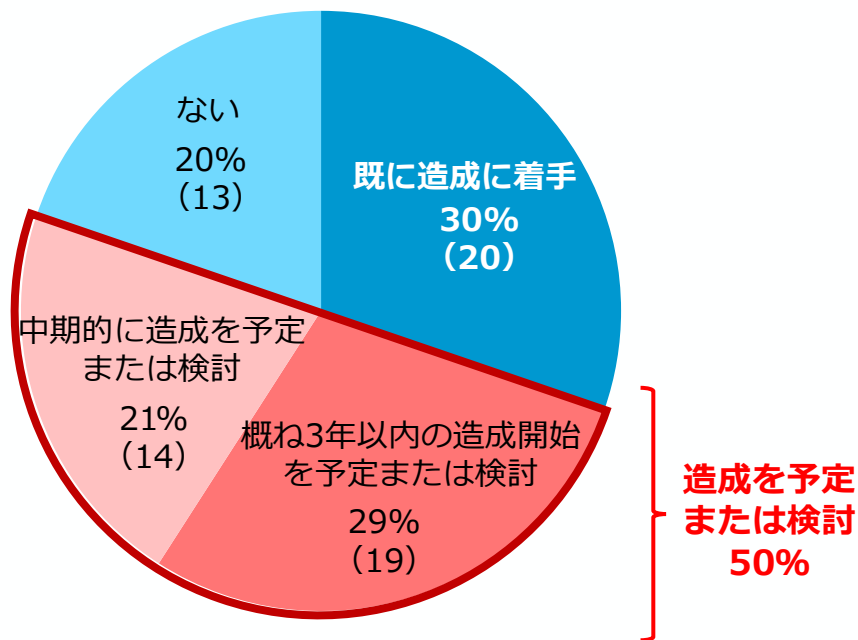
土壌制度小委員会における産業界の意見（要約）

- 臨海部の工業地域について
 - ✓ 住民による地下水飲用や土壌の直接摂取による健康被害の恐れが低いことから、工業専用地域を前提とする臨海部特例区域は、従来とは別の枠組みでの管理を検討すべき。（日本経済団体連合会）
 - ✓ 臨海工業地域等は、部外者の立入・汚染土壌の敷地外への移動・飲用井戸もなく、健康被害のおそれのリスクは小さく、土地利用のメリットは大きいため、当該地域は「届出対象外」とした運用をお願いしたい。（日本化学工業協会）
 - ✓ 臨海部に立地する製鉄所の形質変更時要届出区域は、工業専用地域で一般住民の立ち入りはなく、地下水を飲用していないことから、人健康リスク被害のおそれは極めて低い。人健康リスクに応じた適切で合理的な見直しをお願いしたい。（日本鉄鋼連盟）

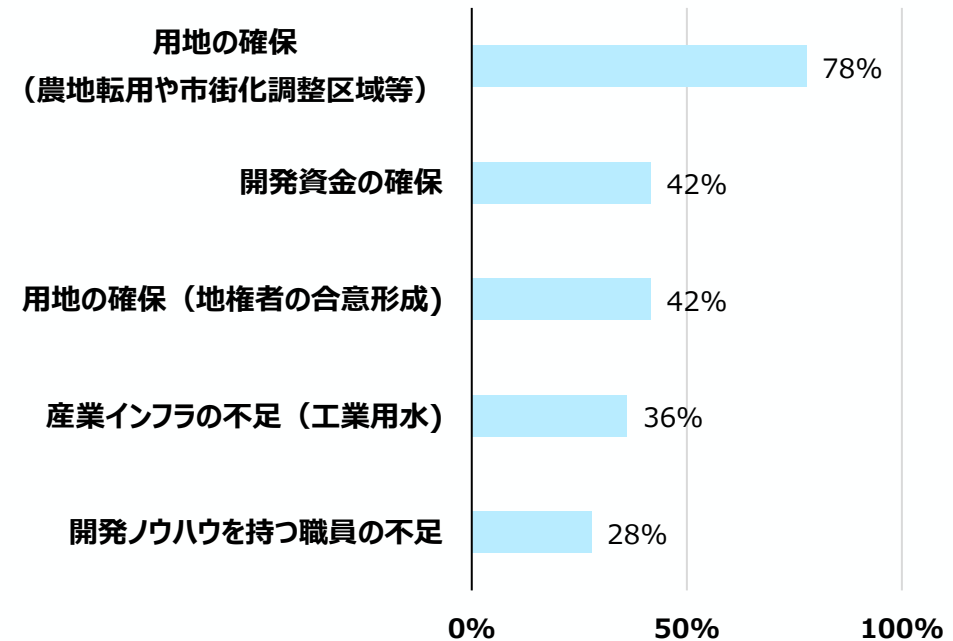
産業団地造成の現状と課題

- 都道府県等へのアンケートによると、既に産業団地の造成に着手している自治体は30%に留まっており、産業団地を造成する際の課題として、「土地利用調整」、「地権者合意」、「開発資金」、「ノウハウを持つ職員」等が上位に挙がっている。

産業団地を造成する都道府県・政令市



都道府県・政令市が団地造成を行う際の課題
(優先順位の高い上位3つの課題を回答/上位5位)



(注) 左図：「貴都道府県等の企業誘致戦略等において、貴都道府県等内の産業団地（貴都道府県等が開発するものに限らず、市町村や民間が開発するものも含む）を増やしていく方針はありますか。」という質問に対する46都道府県・20政令市からの回答を集計。（）内は回答数。右図：産業団地の造成について、「既に造成に着手」「概ね3年以内の造成開始を予定または検討」「中期的に造成を予定または検討」と回答のあった自治体のうち「直近1年間に、貴都道府県等内における立地（新規・拡充）を検討する企業等からの問い合わせは増えていますか」という質問に対して「大きく増加」または「増加」と回答した36自治体からの回答を集計。

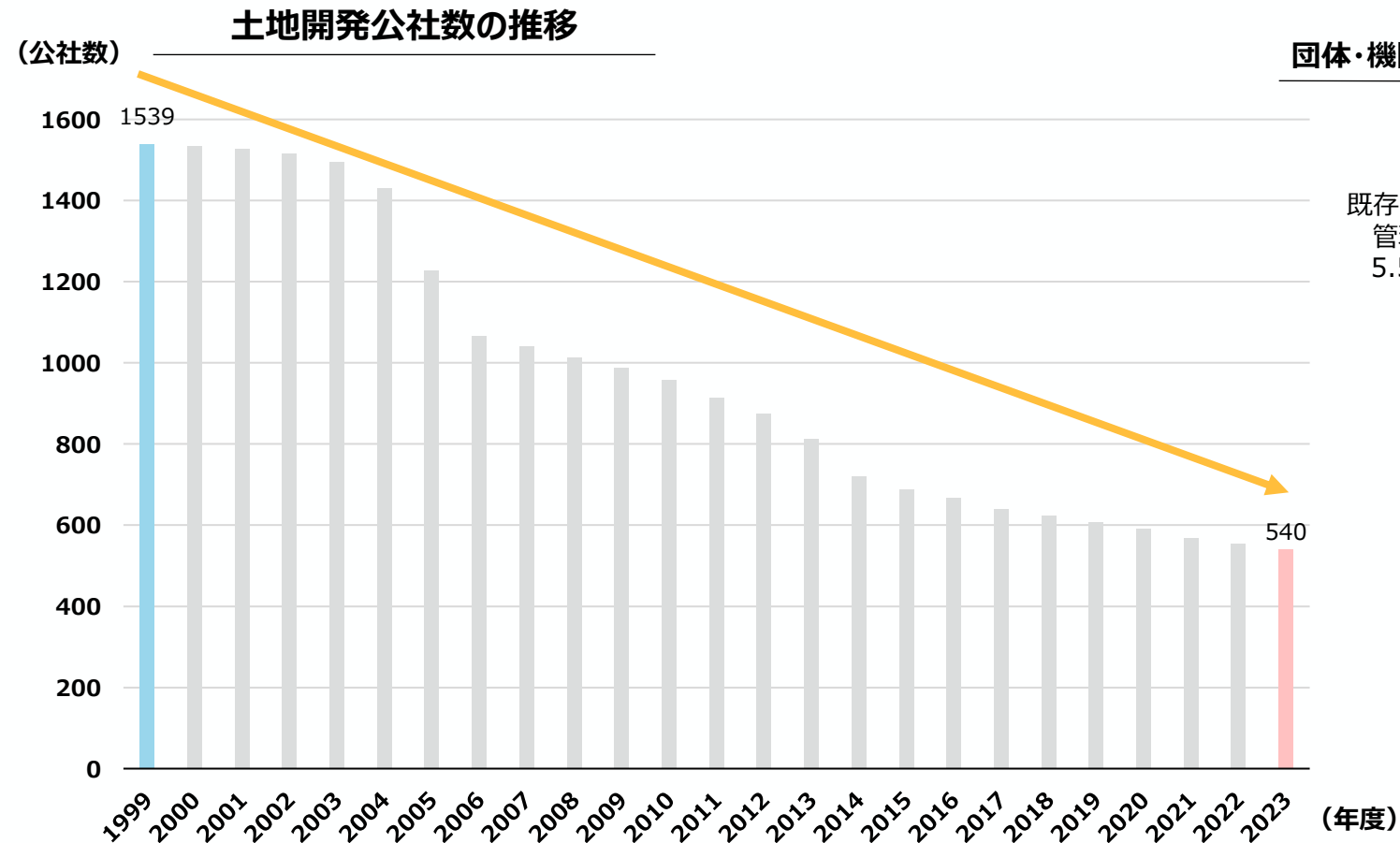
(出所) 都道府県・政令市向けアンケート（2023年）を基に作成。

新たな産業用地の造成に向けた自治体からの声

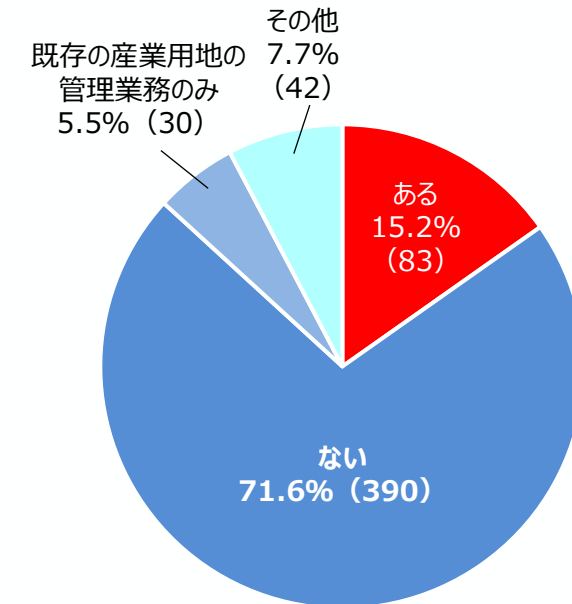
- 市職員のノウハウ・マンパワー不足により、市単独での団地造成は困難。団地造成のためには民間活力も活用する必要がある。
- （市のまちづくりという点からも）本来は市が直営で団地造成した方が良いと思うが、ノウハウがないためできないというのが現状。
- 団地造成及びインフラ整備について、費用負担のハードルが高い。土地開発公社による団地造成を過去に検討した際に、公社の財務状況的に金融機関から借入りを断られたため断念したこともある。
- 地権者交渉においては、税控除の面で1,500万控除があるが、譲渡する金額が税控除上限の価格を上回った場合、税控除ができない範囲が大きくなり、どうにかできないのかという声はある。道路等の土地収用の5,000万円控除を引き合いに出す地権者もいた。とはいえ、立地企業への売値にはねるので、地権者からの買収額を上げることは難しい。
- 「首都圏/近畿圏法」に基づいた工業団地造成事業のような措置（譲渡所得から最高5,000万円までの特別控除などが適用）が、首都圏及び近畿圏以外でも活用できるようになると、大変有益と思料される。
- 産業用地造成事業についても収用ができるように法整備されるとありがたい。今欲しい企業に対して、あげられる土地がないのが一番の問題意識。地域未来法の見直しはありがたいが、どちらかというと案件ありきの手法。土地収用法のエリア拡大・分野限定の上の拡大など、立地決定前から行う産業用地造成事業に対して、恩恵がある法整備があるとありがたい。
- 団地造成の構想はあるが、立地企業が決まっていないため進められないという話もある。地域未来法で牽引事業計画がない時点でも土地利用調整の配慮が受けられるとありがたい。

市区町村による開発能力の減少

- 市区町村の土地開発公社数はピーク時の3割台（540社）まで減少。
- 加えて、そのうち、新規の産業用地造成を行っている公社は290社程度と推計。



産業用地を造成する専門的な
団体・機関（企業庁や土地開発公社等）の有無



（注）土地開発公社：産業団地等の公共用地等の取得・造成等を目的として地方公共団体が設立する組織。道府県公社、指定都市公社及び市区町村公社があり、上図は市区町村公社数の推移。

（出所）総務省「土地開発公社事業実績調査結果概要」及び経済産業省「自治体向けアンケート調査」（2024）を基に作成。

自治体等の産業団地造成への伴走支援

- 産業用地整備における用地不足やノウハウ不足等の課題の解決に向けて、中小機構の助成金を活用し、一般財団法人日本立地センターにおいて、**令和6年度より自治体向けの伴走支援等を開始。**
- 今後、**更にきめ細やかな自治体のニーズを踏まえた事業の拡充**や、**継続的な事業実施に向けた環境整備**に向けて検討を行う。

全国の地方公共団体等の産業用地整備の実現に向けて伴走支援を実施します

産業用地整備促進伴走支援事業

(アドバイザー事業・適地選定調査)
- 令和7年4月公募 -

【事業の目的】
国内投資の受け皿となる産業用地の創出を目的として、産業用地整備に取り組む地方公共団体等に対し、プロジェクトマネジメントや関係法令に関する助言、適地選定調査等による伴走支援を令和6～10年度の5年間実施いたします

【支援事業の比較】 ※ 基本計画調査は実施しません

	① 相談窓口	② アドバイザー事業	③ 適地選定調査
概要	アドバイザー事業に該当しない基本的・個別の相談について、立地センター（東京）での対面、オンライン、電話等により対応する	産業用地整備の計画が具体的であるものについて、現地を原則1回（必要に応じて2回まで）訪問し、課題の整理や候補地の視察を行い、事業可能性の評価や助言等を実施。その後、WEB・電話等による月1回程度の打合せを実施する	産業用地整備の計画がある地方公共団体等に対して、土地利用の現状や地形等を踏まえた整備条件を整理し、さらに現地調査を実施しつつ、産業インフラにからの影響等を踏まえた評価及び最終候補地の選定を行う
目的	産業用地整備に向けて向かう段階の初期段階で、どのような調査が必要かなど産業用地整備を進める前段階の悩みやその後フェーズにおける個別の相談に迅速に対応することにより課題解決を図る	産業用地整備の計画があるもののノウハウ不足を抱えている自治体に対して、現地訪問を踏まえたアドバイスを行うことで、次のステップへ移行する契機とする	候補地の条件整理や現地調査による評価、最終候補地の選定を通じて、産業用地整備計画の熟度を高める
支援対象	地方公共団体等（産業用地整備計画の有無を問わない）	次の条件を全て満たす地方公共団体等（地方公共団体、土地開発公社または産業団地を形成する事業協同組合） ①産業用地整備の計画があること ②対象となる支援事業に係る経費を負担できること ③産業用地整備の担当部署と関係部署との連携体制があること	
対象フェーズ	「用地検討整備」の前段階を中心としたフェーズ	「用地整備検討」（整備計画策定後）から「用地引渡」まで	「適地選定調査」フェーズ
支援内容	個別の課題解決の一助となるアドバイスや情報提供	候補地の事業化可能性、農地転用・農地転出の進め方、地域未来法・農村産業法等の開発手法に関する相談、適地選定調査・基本計画調査に関するアドバイス等	企業立地意向の把握（全国、都道府県、地域の立地動向）、一次候補地の選定、二次候補地の選定、最終候補地の選定
事業実施者の負担	なし（無料）	27万円（税別） ※実施事業費のうち、27万円（税別）を除く事業費は基金が負担するものとし、それ以外は事業実施者が負担	実施事業費のうち2分の1までかつ最大300万円（税別）を基金が負担するものとし、それ以外は事業実施者が負担
留意事項	随時受け付けます（要 事前予約）	詳細は次ページ以降をご覧ください。なお、2/3併せての応募も可能ですが、いずれも採択となる場合には③のみを採択いたします	

(1) 事業目的

- 自治体等の産業団地整備に対して、**プロジェクトマネジメントや規制対応への助言等の伴走支援**や自治体への研修等を通じて、国内の企業立地の受け皿となる**産業用地整備を促進**する。

(2) 事業内容（～令和11年3月まで 10.9億円）

①相談窓口

基本的・個別の事項について、立地センターでの対面・オンライン・電話等にて随時対応する。

②アドバイザー事業

具体の案件を検討・実施中の自治体に対して、現地訪問・候補地視察の上で助言を行う。

③適地選定調査

現地調査や条件整理を行い、産業用地整備の候補地を選定する。

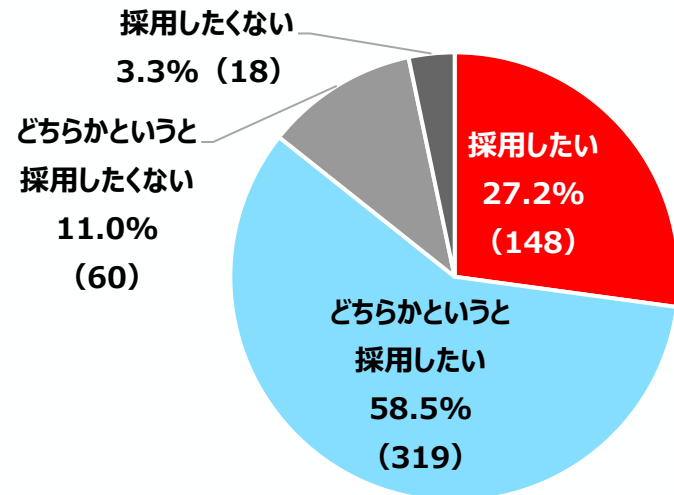
④産業用地整備実務研修会

自治体の担当職員を対象に、用地整備の進め方や事例等に関する講義を行う。
基礎編（7月）及び応用編（11月）の年2回実施予定。

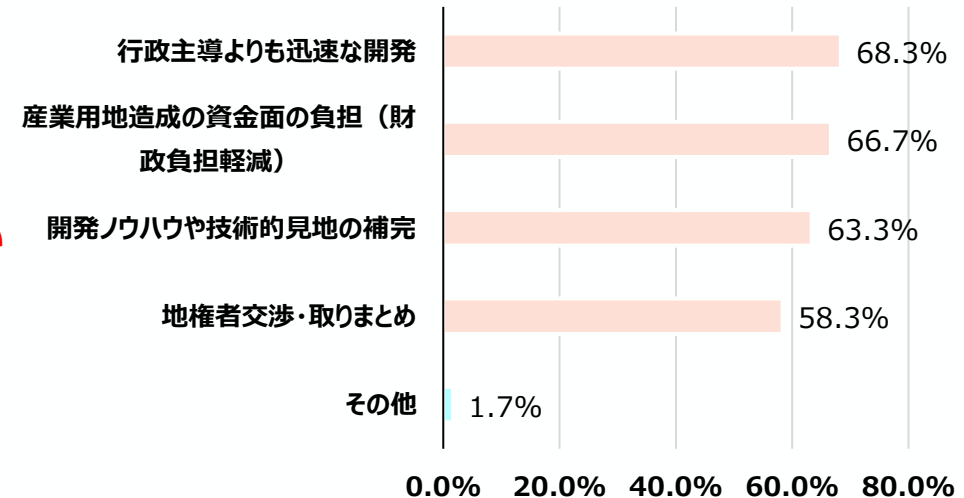
民間活力を活用した産業用地整備の重要性

- 自治体アンケートによると、**85.7%の自治体が今後産業用地を造成する際に民間企業と連携**したいと回答。
- 既に官民連携で取り組んでいる自治体からは、**民間企業と連携するメリット**として、**行政主導よりも迅速な開発、財政負担軽減、開発ノウハウや技術的見地の補完、地権者交渉・取りまとめ**があげられた。
- 官民連携による産業用地整備は、**自治体に不足する開発ノウハウ等を補完しつつ、迅速に、自治体の計画や地域の特性に沿った産業集積を図ることが可能であり、国内投資が加速する中、益々重要**になっている。

自治体における今後の産業用地造成における
民間企業との連携手法の採用意向（545件）



自治体が民間企業と連携した際の主なメリット

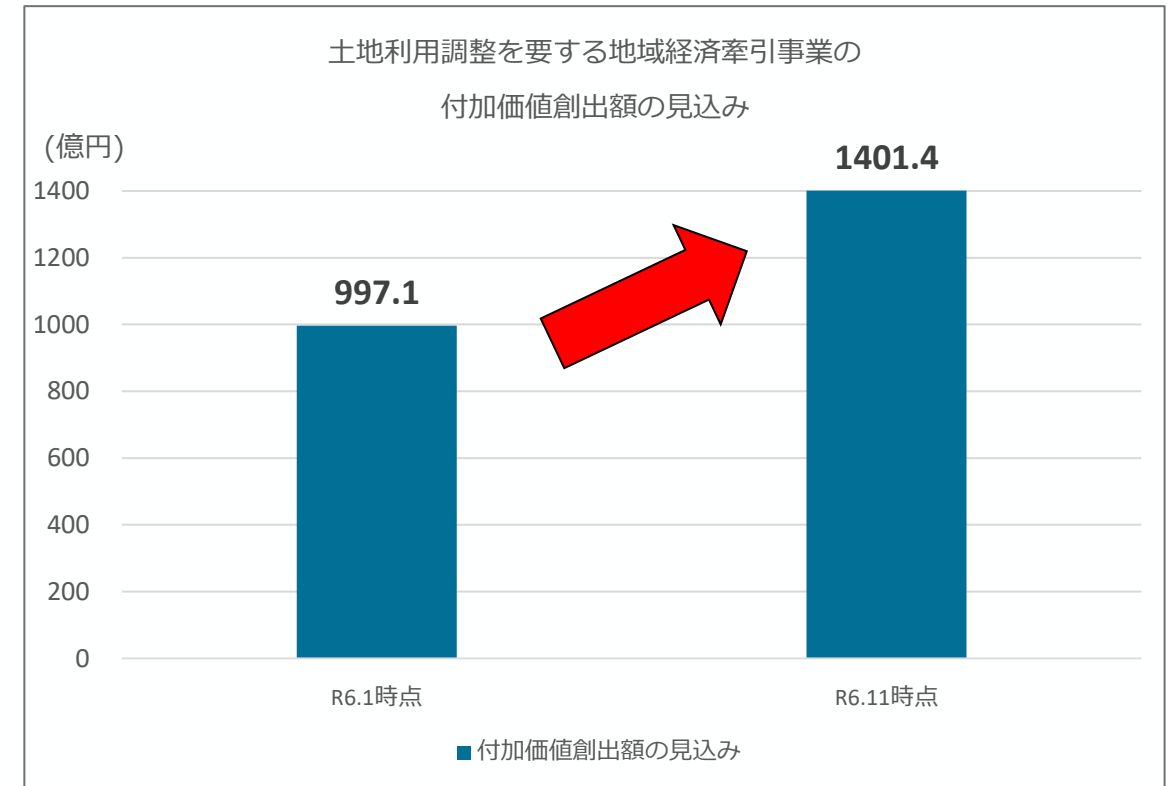
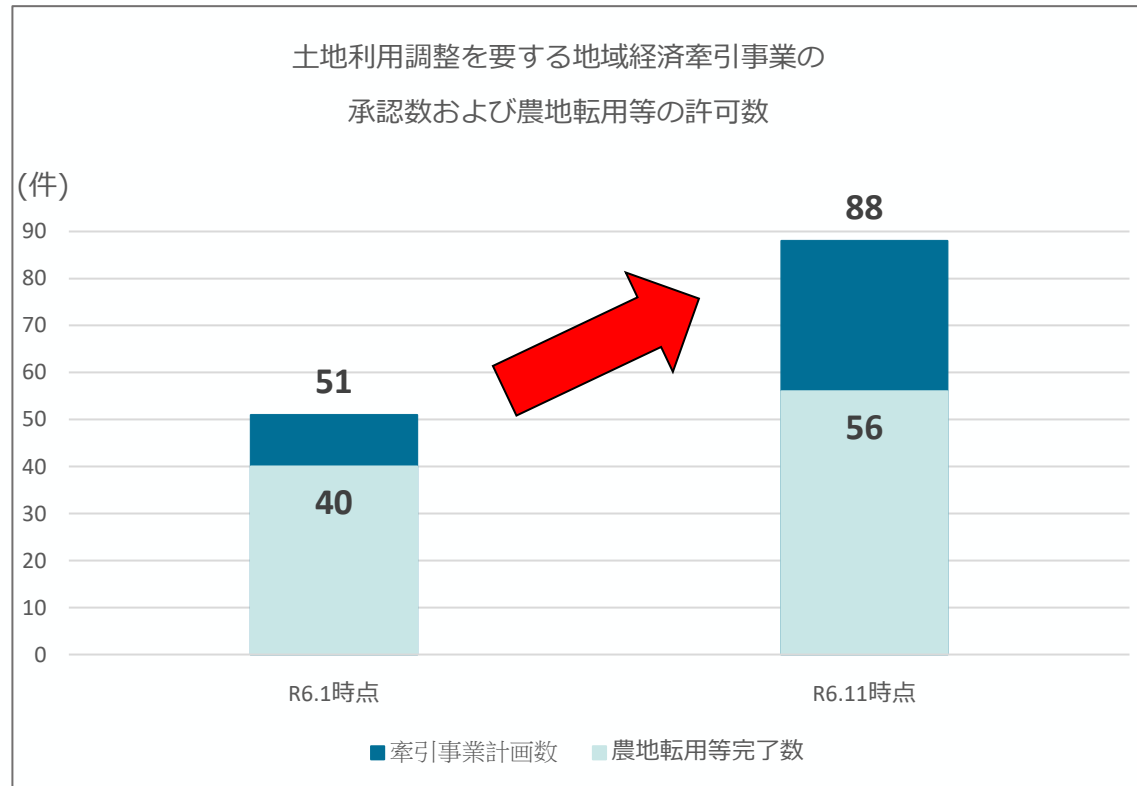


（注） 2024年6月において、自治体を対象としたアンケート調査。左図：「近年、参考資料1の事例のように、民間企業の持つノウハウや資金を活用しつつ、地域未来投資促進法も活用して立地企業の分野を限定することで、産業政策の進展に必要な産業用地の迅速な整備に取り組んでいる事例もございます。今後産業用地を造成する際に、民間企業と連携した手法を採用したいと思いませんか。」という質問に対する545自治体からの回答を集計。（）内は回答数。右図：「民間企業と連携して「造成済」または「造成中」の産業用地がある場合、当該連携先の民間企業と連携した際のメリットについて、ご教示ください。」という質問に対する60自治体からの回答を集計。

（出所）経済産業省「自治体向けアンケート調査」（2024年）を基に作成。

地域未来投資促進法を活用した土地利用調整の動向

- 地域未来投資促進法の特例を活用し土地利用調整（農用地区域変更・農地転用、市街化調整区域変更）を見込む地域経済牽引事業計画は令和6年11月時点で**88件（うち56件が許可等済み）**。同年1月と比較して地域経済牽引事業計画は37件の増加、土地利用調整許可等件数は16件の増加。
- また土地利用調整を要する地域経済牽引事業の付加価値創出額は累計で約1,400億円を見込んでいる。



地域未来投資促進法を活用した土地利用調整の事例の周知

- 地域未来投資促進法の特例を活用し土地利用調整を行った自治体の事例を紹介する事例集を令和5年7月に公開。令和6年7月に拡充（累計24件掲載）。
- さらに、効率的に土地利用調整を行えるような、自治体における手続上のノウハウを掲載した「迅速化事例集」を令和7年2月に公表。

【土地利用調整の事例集】



【土地利用調整の迅速化事例集】

【地域未来法土地利用調整の迅速化事例】

① 農業振興地域整備計画の変更に係る縦覧期間の短縮

[P 5 に取組事例掲載]

(ポイント)

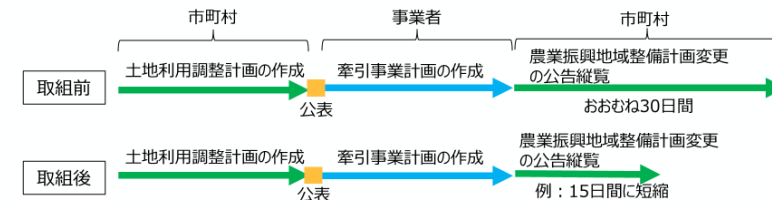
- 地域未来法による基本計画や土地利用調整計画において、農業振興地域整備計画の変更について公表している場合は、縦覧期間の短縮が可能

背景

農業振興地域整備計画の変更を行う場合、公告の日からおおむね30日間の期間を定めて縦覧に供することとされています。（農振法第13条第4項）この場合の30日間は例示であり、変更内容の重要性、除外に係る土地の地権者との調整状況等を踏まえ、各市町村が地域住民等に対して農業振興地域整備計画の変更案を周知するのに十分であると判断した場合は、縦覧期間を30日間よりも短くすることが可能です。（平成30年3月30日付け農水省「農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続等の迅速化について」）

迅速化する取組

地域未来法においては、市町村が土地利用調整計画を作成した場合、遅滞なく公表することとなっています。この計画において、農業振興地域整備計画の変更が予定されていることが分かる場合には、地域住民等に対して既に農業振興地域整備計画変更案を一定周知できているととらえ、縦覧期間を短縮（例えば15日間）し、手続きを迅速化することができます。



注意点

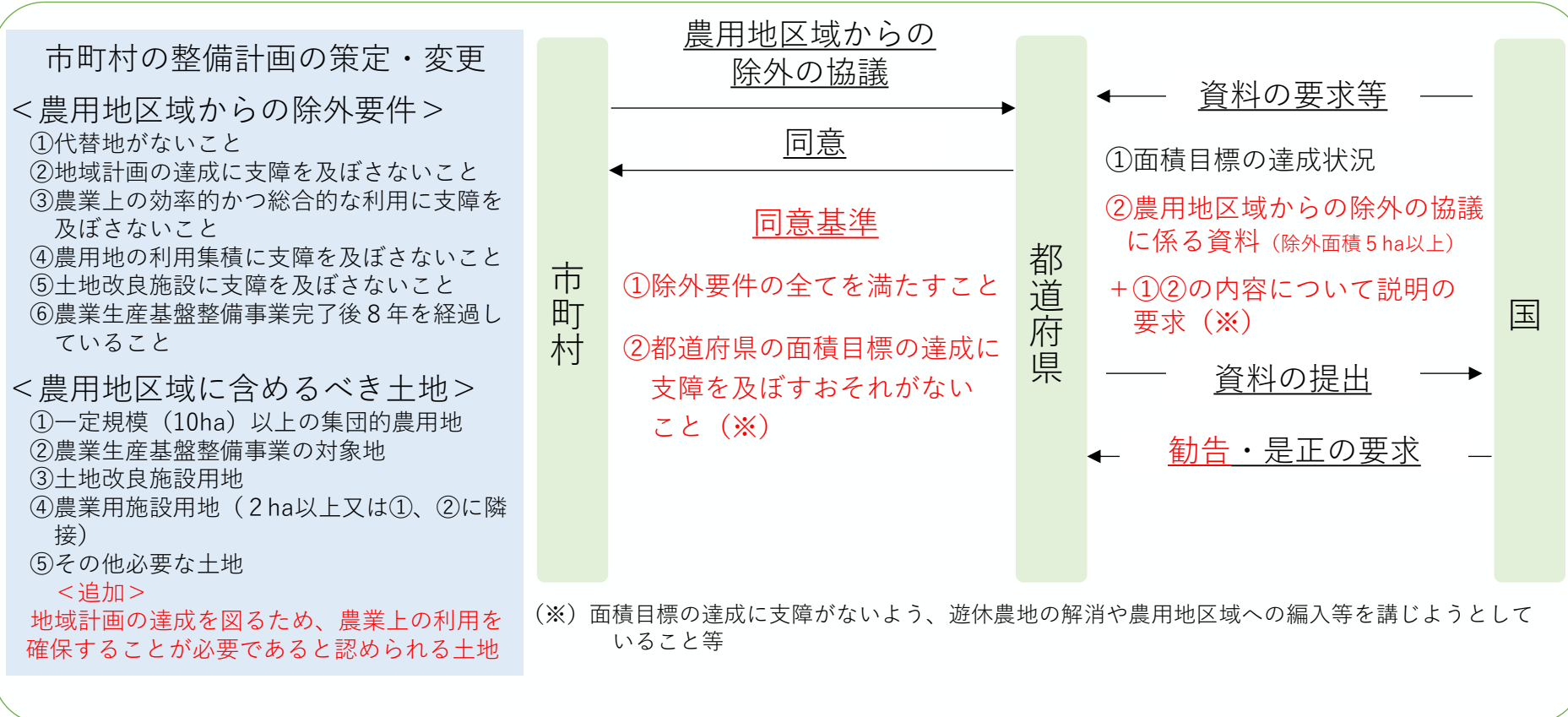
農業振興地域整備計画の変更案に地域未来法以外の案件が含まれる場合は注意が必要です。なお、市町村において、農業振興地域整備計画の変更に係る縦覧期間が短縮できるものについて、あらかじめ決めておくことが望ましいです。

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の改正について

- 食料の安定供給の確保を目的として、農地の総量確保のための措置が強化。（令和7年4月施行）
- 農用地の総量確保措置として、①除外に係る都道府県の同意基準の追加、②国の関与に係る手続を整備。
- 農水大臣は都道府県面積目標の達成状況等に必要な場合に、都道府県知事に対する勧告が可能に。

農地の総量確保のための措置の概要

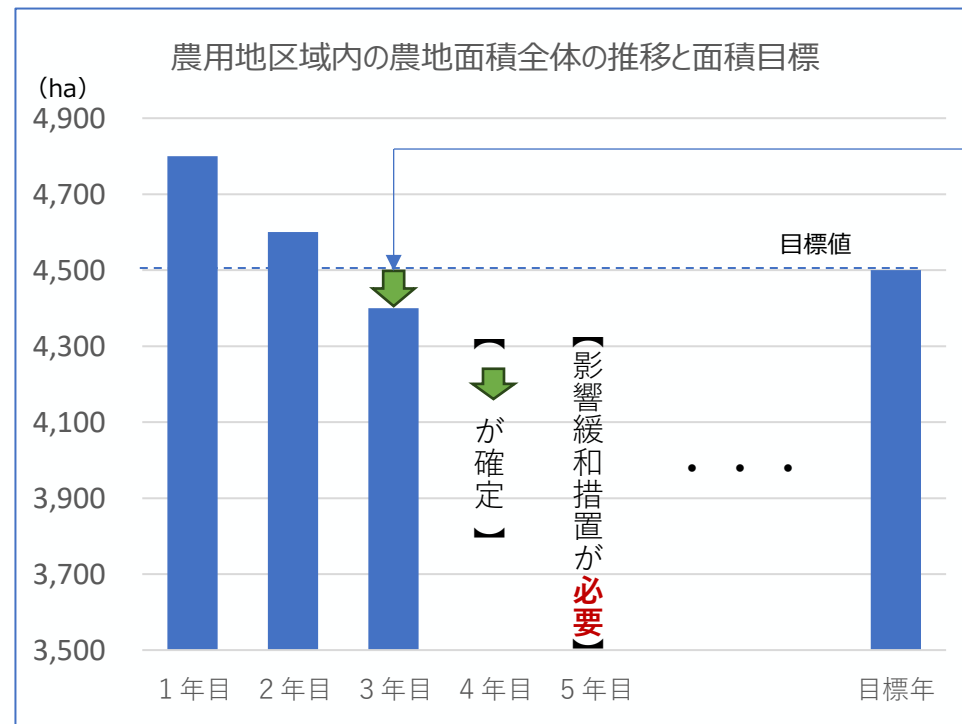
以下の赤字は改正部分



農地の面積目標と地域未来法による除外について

- 農用地区域内の農地面積全体が都道府県面積目標を下回ることが判明した場合、判明した翌年度以降の除外目的変更（農振法第13条第2項）には本来影響緩和措置が必要となるが、地域未来投資促進法の特例による農用地区域変更（農振法第10条第4項による除外）には影響緩和措置は不要。
- 自治体において当該制度理解が十分に進んでいないと考えられるため、面積目標の確保のみを前提として、地域未来法を活用した農振除外が抑制的にならないよう制度の周知について農林水産省に依頼。

影響緩和措置の要否の判断

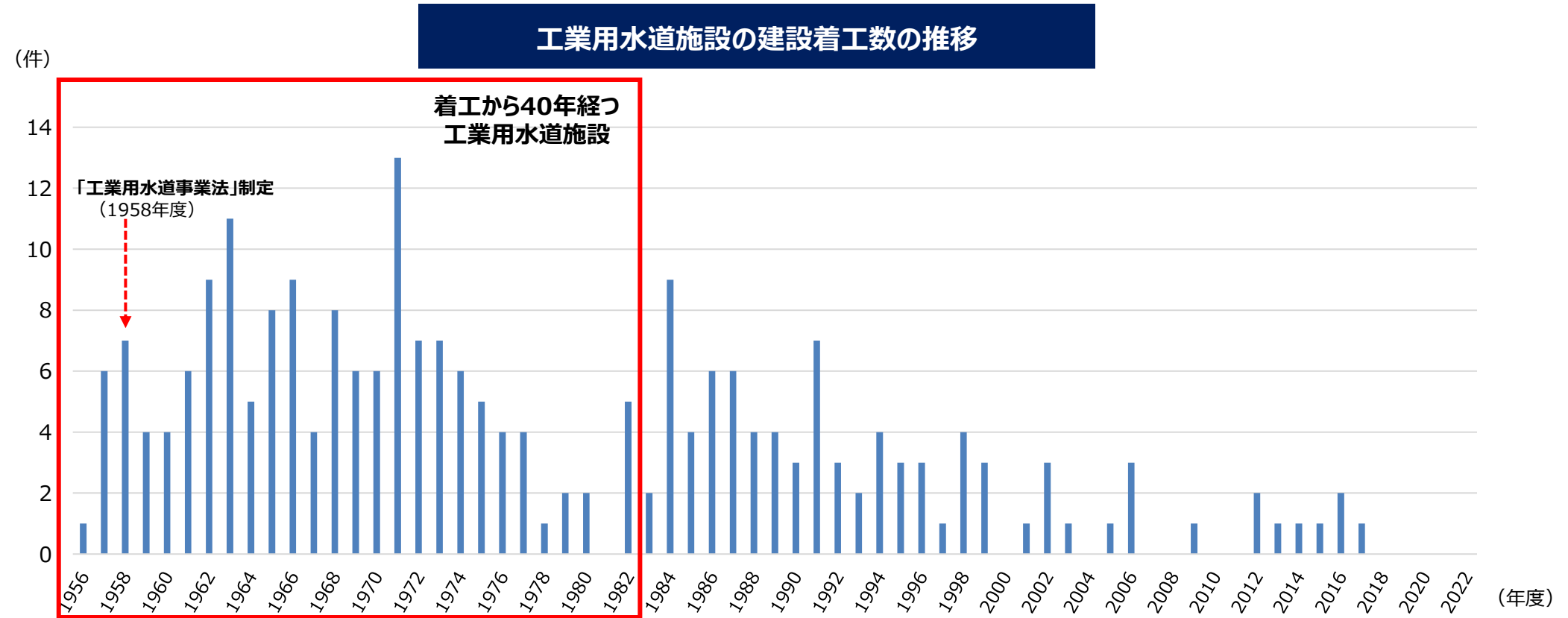


- 3年目の実績は、翌年（4年目）の面積目標達成状況調査で把握。
- 面積目標を下回ることが判明した場合、その翌年度（5年目）の除外目的変更には、**影響緩和措置が必要**。
（除外目的変更による農地減少面積と同等）

※基礎調査の結果により、農地面積に測量を要因とする変動が生じていたことが判明した場合には、その分を考慮した上で、面積目標の達成状況を判断することを可とする。

工業用水道施設の建設着工数の推移と老朽化の進行

- 工業用水道は、高度成長期に顕著となった地下水の汲上による地盤沈下等を防止するための代替水供給手段として、また、均衡ある国土開発や工業の再配置等の一翼を担う重要な産業インフラとして、その整備が推進されてきた。
- 既に耐用年数を超えた工業用水道施設についての更新が十分に進んでいない中、**今後は、より多くの工業用水道施設が、順次、耐用年数を超えて老朽化していく。**



(注) 例えば、建築施設の法定耐用年数は50年、土木施設の法定耐用年数は60年、管路の法定耐用年数は40年。

(出所) 総務省「地方公営企業年鑑」を基に作成。

近年発生した老朽化による漏水事故の例

- 老朽化に伴う管路の腐食や電食といった経年劣化が原因で発生する漏水事故が増加。地域経済を支える受水企業に影響を及ぼしかねない事態も発生。

大阪府における漏水事故事例



- 2023年8月23日、24日の2日間連続で、大阪市西淀川区において工業用水の配水管(非耐震管：1972年布設)から漏水が発生。復旧作業にあたっては、漏水区間の断水を実施し、受水企業5社に給水支障が発生。
- 管路の老朽化による腐食が漏水の原因。
※23日、24日の漏水箇所は別箇所（近接した箇所）にて発生。

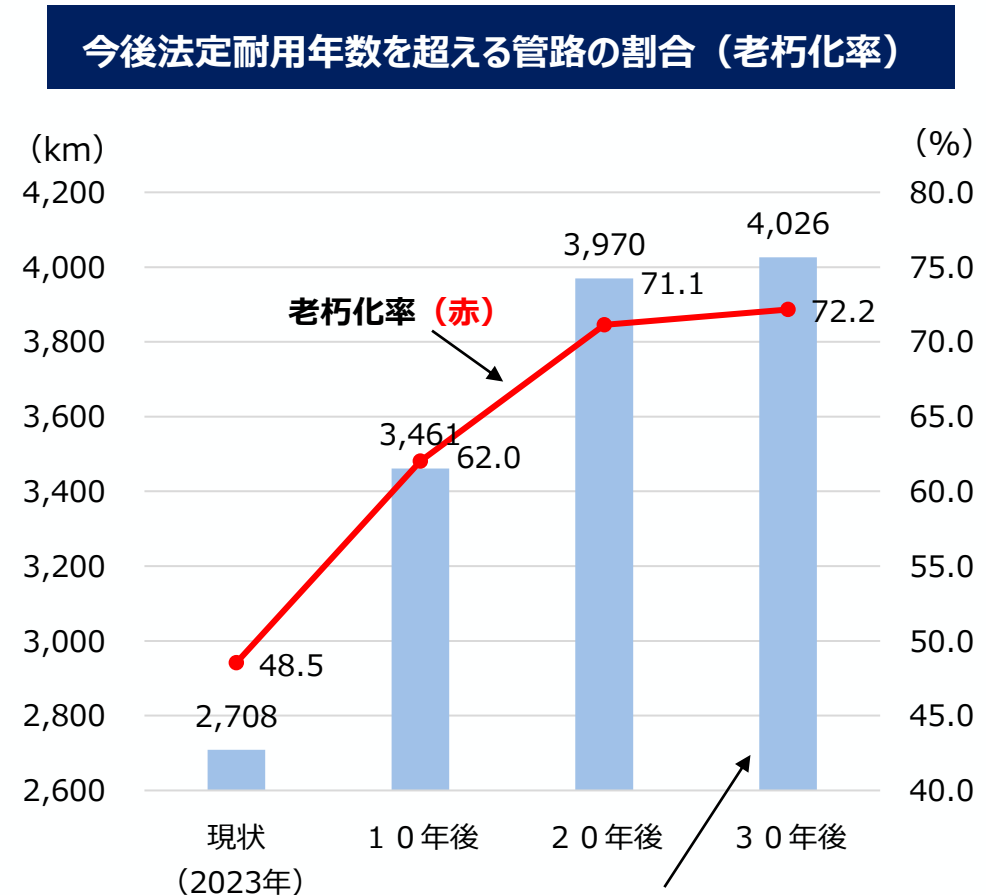
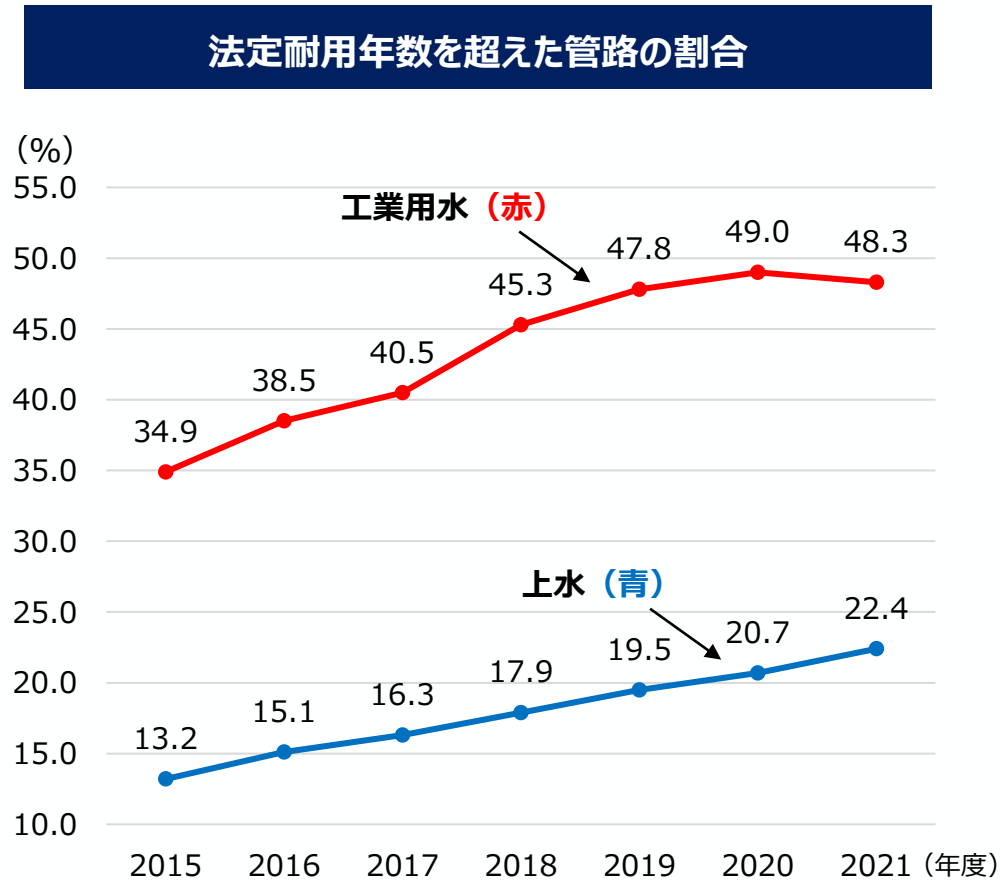
沖縄県における漏水事故事例



- 2024年1月16日に沖縄県うるま市において工業用水の導水管（耐震管：1976年布設）から漏水が発生。
- 一時は、重要インフラでもある発電所等も含めた97社の受水企業へ影響を及ぼしかねない事態となった。
- 法定耐用年数を超過した管路からの漏水であり、防食塗装が剥がれたことが原因。
※ただし、復旧の工法や工程等の検討にあたっては、2度の給水停止により、一部の受水企業の操業に影響が発生。復旧には、漏水の発生から11日間の日数を要した。

管路の老朽化の進行状況

- 法定耐用年数（40年）を超えた管路の割合は足下で約50%。上水道と比較して高く推移。
- 加えて、各工業用水道事業者が策定している計画に基づき順調に更新・耐震化工事が行われたとしても、30年後には70%以上の管路が法定耐用年数を超えるものと想定される。



(出所) (左図) 総務省「地方公営企業年鑑」を基に作成。

(右図) 工業用水道事業者を対象としたアンケート（2023年12月）を基に作成。（2023年3月31日時点の管路総延長と30年後までの法定耐用年数を経過した管路延長を回答した163事業の回答を集計。）

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における目標

- 取組の更なる加速化・深化を図るため、**「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定（2020年2月11日）**。工業用水道施設の耐災害性強化対策も、国民経済・生活を支える対策の一つとして位置づけられている。

2025年度達成目標（工業用水道事業）

耐震化

（240事業が対象）

最大規模の地震を想定したBCP策定率

達成目標：100%

→達成状況（2023）77%

基幹管路の耐震化適合率※

達成目標：60%(2025年)、100%(2042年)

→達成状況（2023）50%

すべての工業用水道事業（240事業）と基幹管路延長（約8,200km）が対象

※耐震化適合率は、レベル2地震動（施設の設置地点において発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの）に対応した管路（耐震管路）延長の基幹管路総延長に対する割合



例：管路の耐震補強

浸水対策

（112事業が対象）

浸水害を想定したBCP策定率

達成目標：100%

→達成状況（2023）56%

BCP等を踏まえた対策実施率

達成目標：100%

→達成状況（2023）32%

浸水想定区域図（国土交通省及び都道府県作成）又はハザードマップ（市町村作成）に照らし、計画規模の洪水（平均して100年～200年に一度の割合で発生する洪水）が想定される112事業が対象



例：施設のかさ上げ

停電対策

（102事業が対象）

BCP等を踏まえた対策実施率

達成目標：100%

→達成状況（2023）72%

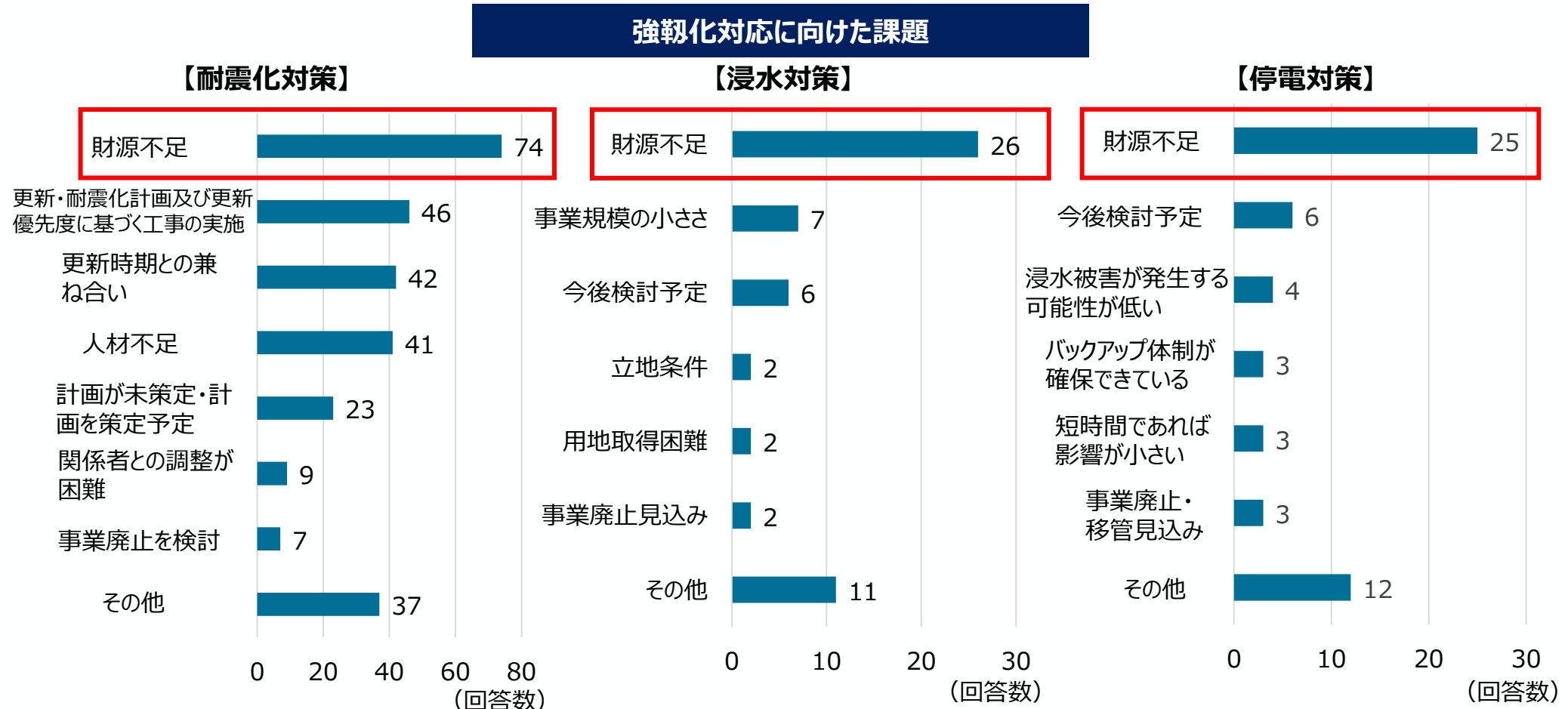
停電による供給支障が生じない事業（自然流下等により動力を使用しない工業用水の供給が可能な事業等）を除く215事業のうち、停電対策が完了していない102事業が対象



例：自家用発電機

強靱化対応に向けた課題

- 耐震化対策、浸水対策、停電対策のいずれも、その実施に向けた**最大の課題は「財源不足」**。
- こうした状況を根本的に解決するためには、**工業用水道事業者による経営の改善が不可欠**。



(出所) 工業用水道事業者を対象としたアンケート（2024年2月）を基に作成。（耐震化対策については「令和7年度までに基幹管路の耐震適合率60%が達成できない理由」、浸水対策及び停電対策については「検討中（未実施）または予定なしの理由」。耐震化対策、浸水対策、停電対策はそれぞれ136事業、45事業、46事業の回答から作成。複数回答。）

工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループの概要

- 第16回工業用水道政策小委員会（令和6年6月）の審議結果を踏まえ、令和6年9月に、**将来にわたる工業用水道事業のサステナビリティ確保に向けた今後の方策について検討を行うワーキンググループ**を小委員会の下に立上げ。
- 当該ワーキンググループでは、主に、**今後大量に見込まれる更新・強靱化を着実に実施するための工業用水道事業者**に策定を促す**計画内容及び実効性を持たせるための仕組み**、外部環境変化を踏まえた**工業用水道事業の経営のあり方（今後の水需要の見込み方等）**について検討を実施。

開催日程とアジェンダ

第1回	9月6日	・ 工業用水道事業の現状把握等について
第2回	11月1日	・ サステナブルな工業用水道事業の実現に向けた具体的な方向性等について
第3回	12月4日	・ 今までの議論を踏まえた対応策について
第4回	12月20日	・ 工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたとりまとめ（案）

〈工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループ HP〉

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/kogyoyo_suido/management_foundation_wg/index.html

委員一覧 ※◎は座長

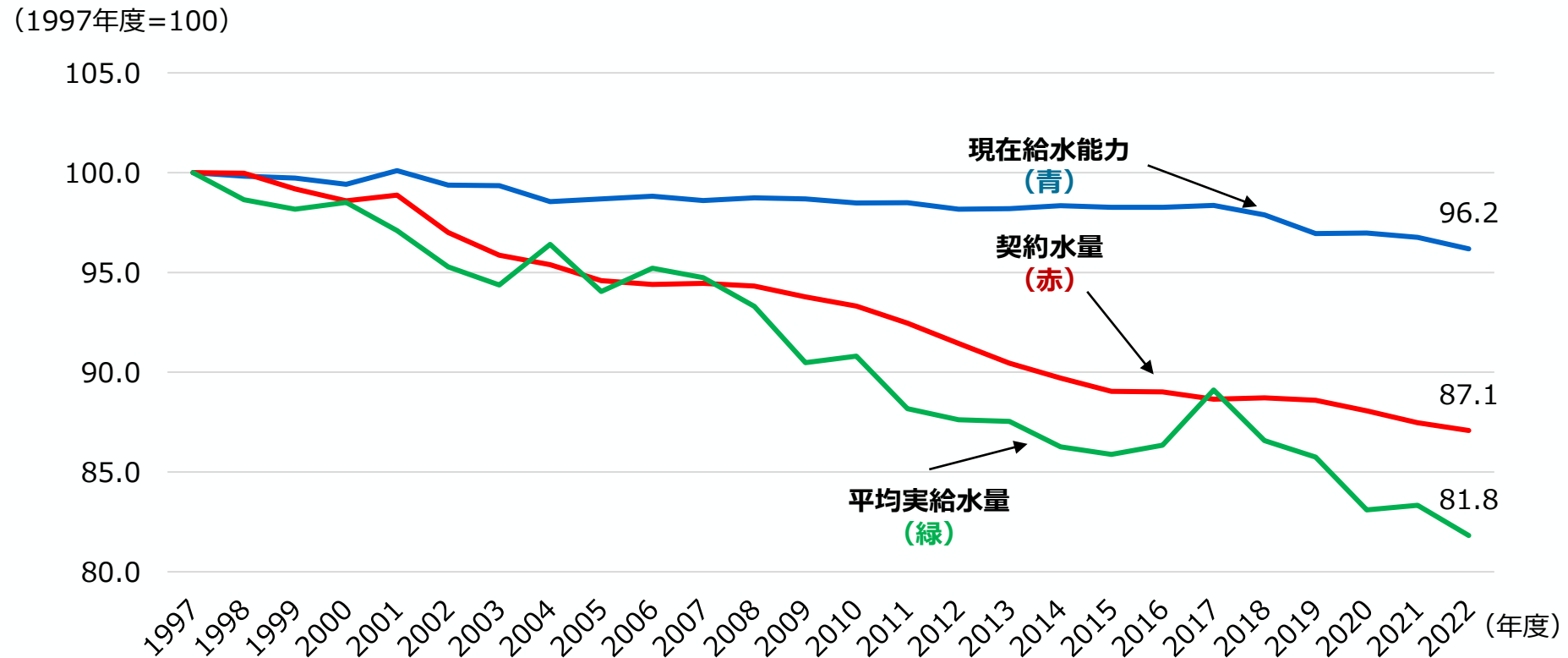
◎長岡 裕	東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科教授
江夏 あかね	株式会社野村資本市場研究所野村サステナビリティ研究センター長
河崎 雅行	日本製紙連合会常務理事
齊藤 由里恵	中京大学経済学部准教授
柴田 龍次	住友化学株式会社エッセンシャル&グリーンマテリアルズ業務室シニアアドバイザー
田丸 博夫	一般社団法人日本鉄鋼連盟総務部長
常峰 和子	有限責任監査法人トーマツ監査・保証事業本部パブリックセクター・ヘルスケア事業部パートナー
宮川 暁世	株式会社日本政策投資銀行 産業調査部長兼地域調査部担当部長
山口 直也	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授

〈オブザーバー〉

福島県企業局、愛知県企業庁、滋賀県企業庁、島根県企業局、総務省、（一社）日本工業用水道協会

工業用水需要の変化

- 産業構造の変化を一因として、工業用水の需要は減少傾向（2022年度における契約水量、平均実給水量はそれぞれ1997年度比で約13%、約18%減）にあり、今後もそのトレンドは続いていくと考えられる。
- 一方で、現在給水能力はほぼ横ばい（1997年度比で約4%減）で推移。



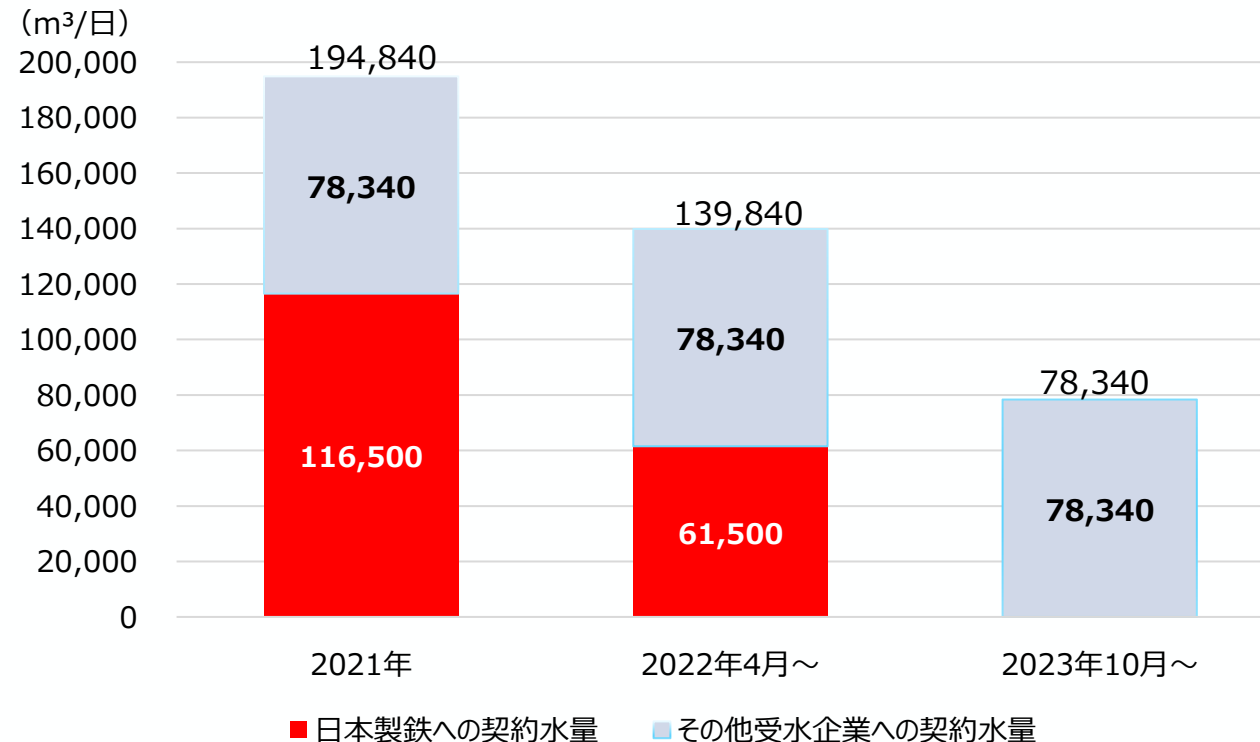
(注) 1997年度の現在給水能力、契約水量、平均実給水量を100とし、指数化した数値。

(出所) 工業用水道事業法に基づく報告(毎年度3月末時点の数値を翌年度7月末までに報告)を基に作成。(工業用水道事業法に基づいて、全ての工業用水道事業者が経済産業省に報告するもの。232事業の報告から作成。)

工業用水の需要が大きく減少した事例（鉄鋼）

- 日本製鉄は、需要減少や大規模な更新投資が必要となるなか、競争力を高める観点から、2023年9月末に瀬戸内製鉄所呉地区の全設備を休止。
- 設備停止に伴い、2021年時点では116,500m³/日であった瀬戸内製鉄所呉地区における工業用水の契約水量は、2023年10月以降0m³/日へと大幅に減少した。

日本製鉄呉製鉄所撤退が工業用水道事業に与える影響
(太田川東部工業用水道事業における契約水量の変化)



(出所) 広島県HP 日本製鉄株式会社からの協力金の受領について、工業用水道事業法に基づく報告(毎年度3月末時点の数値を翌年度7月末までに報告)を基に作成。

ワーキンググループとりまとめ：各論点と対応策①

① 契約水量・施設規模の見直し

✓ 以下のとおり更新・耐震・アセットマネジメント指針の改訂を行う。

(改訂項目：今後の水需要の見通し)

- 必要に応じた施設規模の検討を行うものとするが、特に本格的な更新時には、将来の水需要の見込みを踏まえた施設規模の検討を行うにあたって、現状及び将来における既存ユーザーの契約水量と実給水量に乖離がある場合は、契約水量の見直しもあわせて検討を行うものとする。
(※) ただし、契約水量の見直しについては、工業用水道事業者が経営改善に向けた取組を行ったうえでもなお、工業用水道事業の経営に大きな影響を与え得る場合があることに留意。

② 新規立地を見据えた工業用水道事業者と商工部局等とのコミュニケーション

✓ 工業用水道事業者及び商工部局等に対して、以下の内容を働きかけるべく、通知を発出する。

(通知内容)

- 工業用水道事業者が将来の水需要や施設規模を見込む際、過剰投資とならないように商工部局等とコミュニケーションをとり、商工部局等が示すそれらに関する今後の企業誘致の見通しを考慮した上で検討したものとする。その上で、企業誘致の見通しと実態が大きく乖離し、回収が見込めない費用の取扱いについては、商工部局等と十分に協議を行うこと。

③ 既存ユーザー撤退への対応

✓ 以下のとおり料金算定要領の改訂を行う。

(改訂項目：撤退負担金の追加)

- 撤退負担金は、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際し、当該需要者から徴収するものである。その額は、現行料金の前提となっている費用及び算定期間に応じて、工業用水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築又は再構築のために整備した償却資産の残存価値相当額を基本とする。なお、撤退負担金の導入及び額の決定にあたっては、地域、すべての需要者及び工業用水道事業の状況等を十分に考慮するとともに、当該需要者の理解を得るべく、コミュニケーションを行うこととする。

ワーキンググループとりまとめ：各論点と対応策②

④工業用水道事業者による実効性のある計画策定

✓ 以下のとおり更新・耐震・アセットマネジメント指針の改訂を行う。

(改訂項目①：今後の水需要の見通し)

- ① 将来の既存ユーザーの水需要について実使用ベースの需要推計を実施するとともに、供給区域内外における産業立地の想定を踏まえた新規水需要を含めた、将来の水需要の見込みを示すこと
- ② 上記を踏まえ、現施設の未利用部分（余剰能力）の考え方について示すこと

(改訂項目②：更新需要見通し)

- ① 時間計画保全の考え方を簡易型、状態監視保全の考え方を標準型とし、簡易型から標準型への移行を推奨
- ② 簡易型・標準型ともに、改訂項目①の今後の水需要の見通しを踏まえて適正な施設規模を検討した上での更新需要の算定を行うこと
- ③ 簡易型・標準型ともに、強靱化事業の目標値及びスケジュールに関する事項を計画に反映すること

(改訂項目③：財政収支見通し)

- 現行の指針における標準型・詳細型を「標準型」とし、一定条件での仮定ではなく物価上昇や金利上昇等の変動要素を加味した上で、更新需要に対して必要となる投資額について、経営改善に向けた取組としてのコスト削減策及び収益基盤確保策を検討したうえで、サステナブルな事業運営を行うことを可能とする収支バランスを考慮した計画とすること

(改訂項目④：計画の見直し)

- 10年を目処として、基本計画の実績・進捗及び事業環境変化等を反映させるよう、中長期計画及び次期基本計画において更新需要見通し及び財政収支見通しの見直しを必要に応じて行うこと

- ✓ 工業用水道事業者に対して実効性のある計画の策定を促すべく、工業用水道事業費の申請要件として、再来年度以降の補助事業において、アセットマネジメント指針に基づいた計画の策定を求めることとする。なお、計画策定については一定の期間を要することを考慮し、具体的な時期等については、今後関係者との調整を図っていく。
- ✓ また、更新・耐震・アセットマネジメント指針に基づいた計画の該当可否について確認することができるチェックリストを経済産業省において作成し、公表する。

(注) 基本計画とは、中長期計画における将来見通しを踏まえ、より精度の高い10年程度の施設計画及び財政計画を指す。

ワーキンググループとりまとめ：各論点と対応策③

⑤工業用水道事業者とユーザーのコミュニケーション

✓ 以下のとおり更新・耐震・アセットマネジメント指針の改訂を行う。

(改訂項目：経営指標や施設評価指標の追加)

- 工業用水道事業者がユーザーに対して事業運営状況について説明する際に参考となる経営指標や施設評価指標を示す。
 - 老朽化：有形固定資産減価償却率等
 - 強靱化：施設耐震化率等
 - 経営：企業債残高対給水収益比率、施設稼働率、料金回収率等

✓ 各工業用水道事業における経営状況に関する以下の項目について、経済産業省が毎年度公表する。

- 給水能力
- 基幹管路及び浄水施設における耐震化率
- 管路の経年化率
- 施設稼働率
- 施設最大稼働率
- 当年度経常収益
- 当年度経常損益
- 料金回収率
- 料金水準（基本料金・超過料金・使用料金）

✓ 工業用水道事業者とユーザーの間におけるコミュニケーションに関して、経済産業省が現状把握を行ったうえで、異なる事業規模等に応じた複数の好事例の選定・公表する。

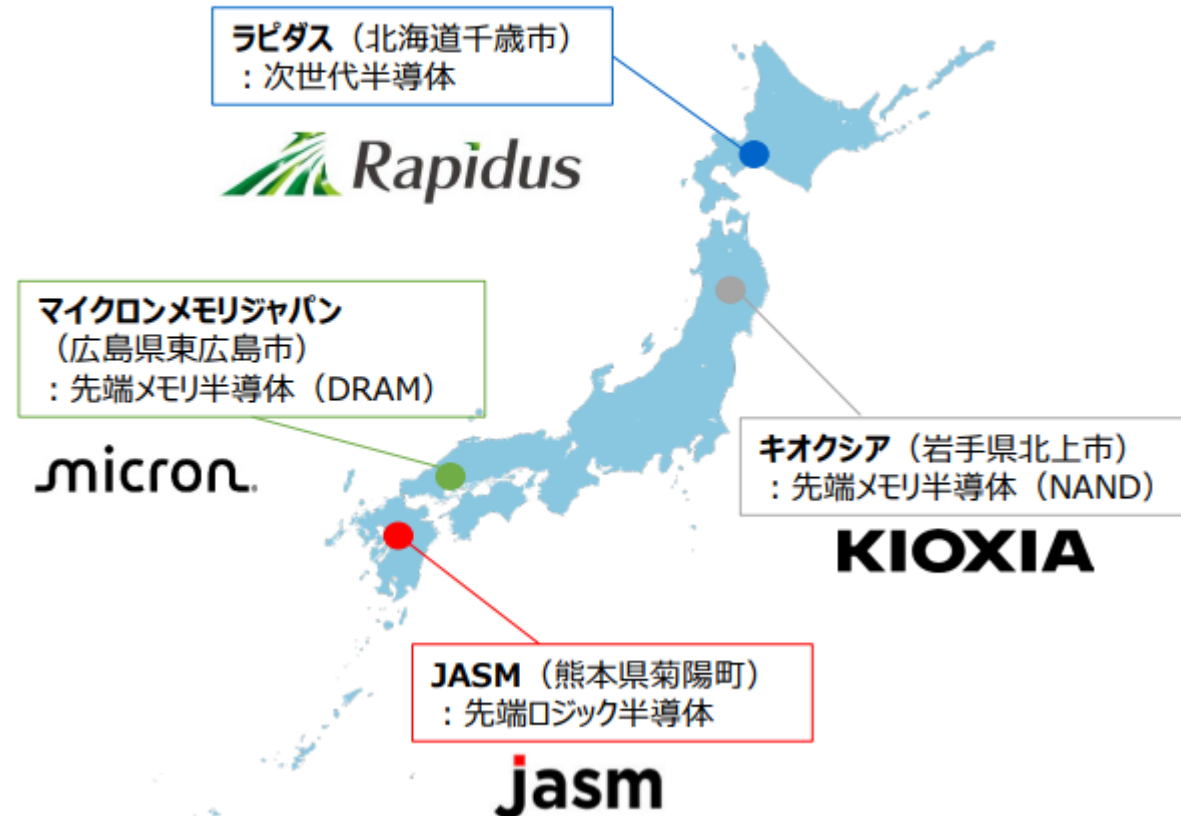
⑥更新・強靱化に備えた費用の確保

✓ 資産維持費の導入に至った工業用水道事業者の資産維持率の算定方法について、経済産業省がとりまとめの上、異なる事業規模等に応じた事例集を作成する。

産業拠点整備等に向けた関連インフラ整備支援

- 令和5年度補正予算より、内閣府がとりまとめ、国家プロジェクトの産業拠点整備等に向けた関連インフラ整備支援を一体的に実施。現在は、①国策的意義、②関連インフラを優先的に整備する緊急性・合理性、③地方創生への寄与の観点から、半導体関連の4つの民間プロジェクトを選定。

＜支援対象とする民間プロジェクト＞



＜支援を行う関連インフラ＞

北海道	☐ 下水道 ☐ 道路
岩手県	☐ 工業用水 ☐ 下水道 ☐ 道路
広島県	☐ 工業用水 ☐ 道路
熊本県	☐ 工業用水 ☐ 下水道 ☐ 道路

令和6年度補正予算額 新しい地方経済・生活環境創生交付金 1,000億円の内数

① 施策の目的

半導体等の大規模な産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を強力に推進することにより、国内投資の促進、国際競争力の強化、雇用機会の創出等を図る。

② 施策の概要

半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの産業拠点整備等にとって、必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援する。

※新しい地方経済・生活環境創生交付金の一類型(地域産業構造転換インフラ整備推進型)。

③ 施策の具体的内容

○都道府県が民間プロジェクトの関連インフラ整備について実施計画を策定
(実施計画には、民間事業者と連携し、産業拠点整備等に必要となる関連インフラ整備事業を記載)

○実施計画を踏まえて内閣府が配分計画を作成

○配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関に移し替えて執行

【交付対象事業】

選定された民間プロジェクトの関連インフラ(工業用水、下水道、道路)の整備に係る事業で、実施計画に記載されたもの

※交付割合は、工業用水 :3/10 等
下水道 :1/2 等
道路 :5.5/10 等

大規模産業拠点整備等プロジェクト



J A S M 熊本工場



ラピダス 北海道

選定

プロジェクト選定会議

【プロジェクト選定に当たっての視点】

◎国策的意義

(半導体等の国策的見地から支援すべき大規模な産業拠点整備を行うリーディングプロジェクトであって、相当規模の立地・投資を伴うものであること 等)

◎関連インフラを優先的に整備する緊急性・合理性があること

◎雇用機会の創出、地域経済の活性化、生活環境の創生など、周辺地域の地方創生に寄与すること

選定プロジェクトの関連インフラ整備について、都道府県が実施計画を策定

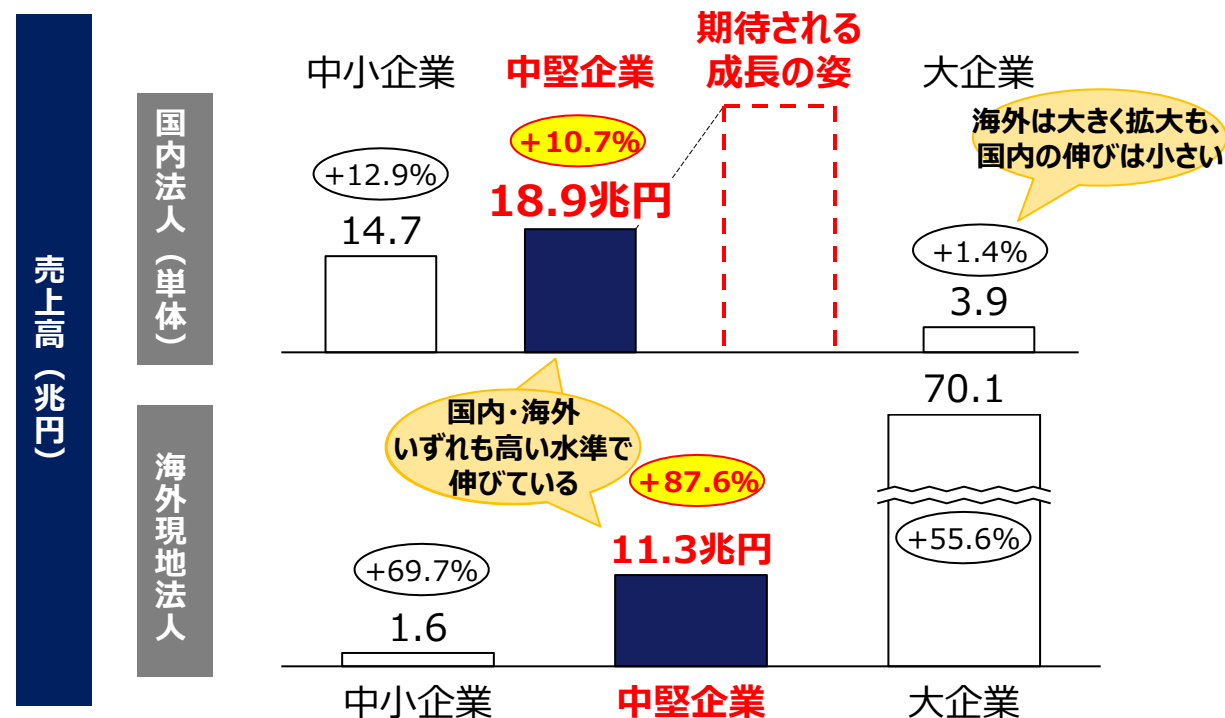
支援

地域産業構造転換
インフラ整備推進交付金

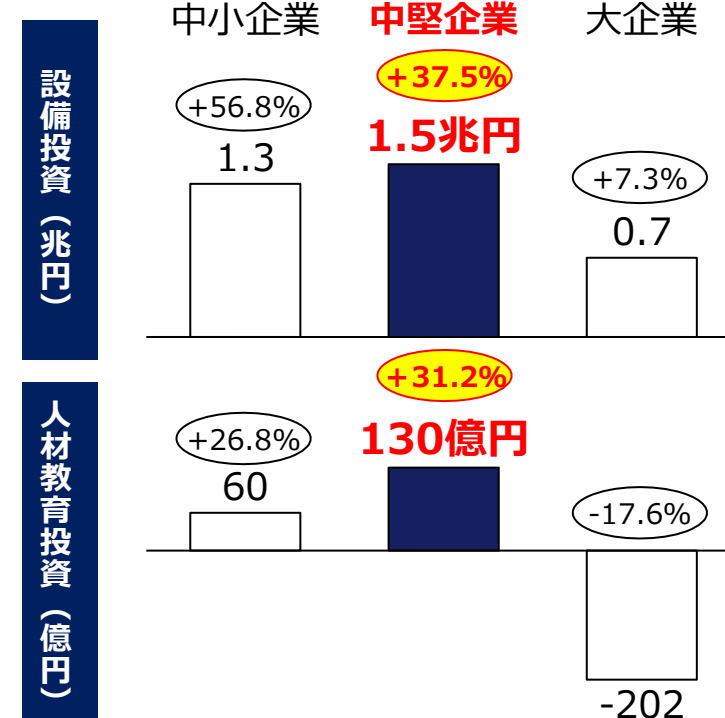
中堅企業の成長力：国内経済、国内投資等への貢献

- 中堅企業は、成長発展段階の企業であるため、実績において、中堅企業は国内でも海外でも売上高が高い水準で伸びており、設備投資や人材教育投資についても、大企業を上回る伸びを示している。
- 大企業の国内投資を促していくと同時に、地方に軸足を置く中堅企業が、国内投資を拡大し続ける成長戦略を描けるかどうか、日本経済の持続的な成長にとって重要。

過去10年間にける国内・海外現地の売上高の伸び^{*1,2}



過去10年間にける国内投資の伸び^{*3}



出所 経済産業省「企業活動基本調査」「海外事業活動基本調査」（2012・2022年度調査）再編加工

^{*1} 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者、中堅企業：従業者数2,000人以下（中小企業除く）、大企業：従業者数2,000人超（中小企業除く）

^{*2} 国内法人（単体）は、2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（従業者50人以上かつ資本金3,000万円以上。n=22,948）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の売上高の増減額。海外現地法人は、2012・2022年度の企業活動基本調査・海外事業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（n=2,333）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の海外現地法人（子会社）の売上高の増減額。

^{*3} 2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の有形固定資産当期取得額、能力開発費（研修参加費、留学費等）の増減額。

「中堅企業成長ビジョン」概要 (令和7年2月21日「中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ」決定)

(3) A.重点支援企業の支援体制

- 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行における中堅企業の重要性を踏まえ、**中堅企業の役割や課題、官民で取り組むべき事項をまとめた「中堅企業成長ビジョン」を策定。**

1

中堅企業の役割

3つの
ポテン
シャル

①成長余力

現業の強みを異なる
成長に繋げる力

+

②変化余力

強いオーナーシップで
柔軟に対応する力

+

③社会貢献余力

取引先・パートナー等に
社会的価値を提供

3つの
役割

①国内投資拡大

国内での大胆な
成長投資

+

②良質な雇用

大胆な賃上げ、M&Aに
よる円滑な労働移動

+

③幅広い波及効果

地域経済のけん引や
価格転嫁等

●KGI (2030年～)
中堅企業の成長を
政府目標の4倍以上
(実質成長率4%/年以上)

●KPI (2030年まで)
・約1割の中堅企業が10%/年以上生産性向上
・中堅企業のM&A数を約倍増(1千件/年)
・中堅企業数を約2割増(+2千者)

2

中堅企業の成長経路

①産業機械製造業: コア技術を磨き、海外展開でグローバルニッチトップへ
⇒ 大規模な研究開発・設備投資、産業用地の確保等が課題

②食料品製造業: 農業・小売との連携による、省力化・高付加価値化
⇒ 海外展開人材・パートナー確保、価格転嫁等が課題

③小売業: 専門領域での高付加価値化又は地域密着のサービス拡大
⇒ DXやM&Aにかかる経営人材・ノウハウ不足等が課題

④情報サービス業: 特定領域でシェアを確保、ネットワーク効果を利かせて拡大
⇒ IT人材の確保や、国際展開のハードルの高さ等が課題

⑤宿泊業: 外部資本も活用し、運営能力を高め、フランチャイズ等で拡大
⇒ 長期資金の調達や、地域ごとに異なる条例規制が課題 等

3

自律的成長に向けた課題と官民で取り組むべき事項

(1) 成長ビジョン・ガバナンス

①成長ビジョン

- 成長ビジョンや経営体制が未整備なために、資金や人材等の獲得と有効活用に苦戦
- 施策の対象を成長志向の企業に重点化し、中小から中堅企業、さらにその先への成長を後押しするシームレスな政策体系を構築、支援企業の取組や成長ビジョンを広く社会に情報発信

②ガバナンス

- ファミリービジネスは長期志向・迅速な意思決定という強みを有する一方、経営者の独善行動、お家騒動、後継者不足といった課題あり
- ファミリーガバナンスの規範策定、企業価値向上を阻害する制度の見直し

(2) 伴走支援・ソフトインフラ

①資金調達

- 最適な手法・パートナー選択による大規模投資等の資金調達が課題、ファンド活用も不十分
- 中堅・中小大規模成長投資補助金、政府系・民間金融機関等の競争・協調を促す枠組構築
- エンゲージメントファンドの育成、エクイティ活用ガイドブック(仮称)の作成

②人材確保

- 大企業から中堅企業等への経営人材等の流れが必ずしも大きくなっていない、現場人材も不足
- 金融機関が中堅企業等の経営人材の確保を後押しする事業(レビキャリ事業)等を推進
- 人的資本経営コンソーシアムの地域展開
- 省力化投資のモデル事例創出・普遍化

③M&A

- 買い手の統合ノウハウ不足、のれんの定期償却
- 中堅・中小グループ化税制、のれん非償却を含めた財務報告のあり方の検討

④イノベーション

- 野心的な研究開発への投資に課題
- イノベーションの促進に資する税制の活用

⑤海外展開

- 海外展開のパートナー探索等に課題
- JETROハンズオン支援、NEXI支援メニュー拡大

⑥専門家活用

- 地方部では高度な専門家へのアクセスが限定的
- 専門家ネットワーク構築、優良専門家の可視化

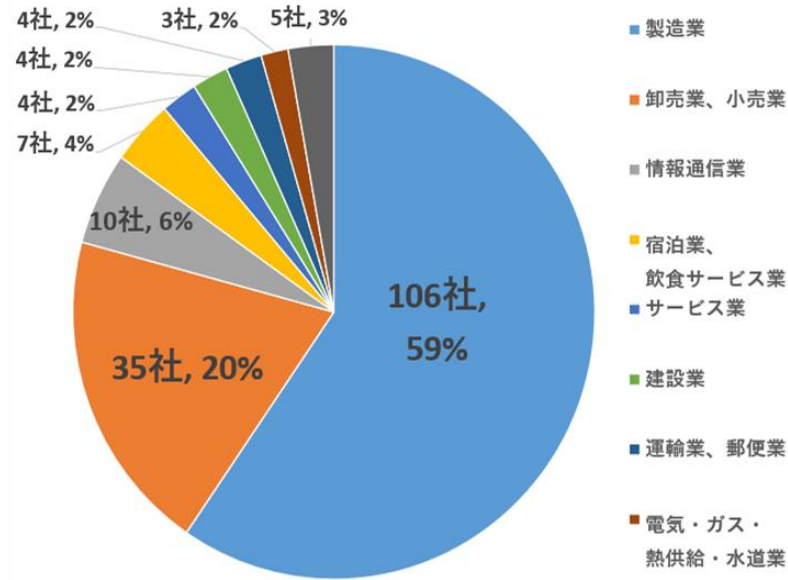
⑦GX・DX

- GX・DXを推進する人材・ノウハウの不足
- 省エネ設備導入支援、デジタル人材育成

関係省庁一体での支援の必要性

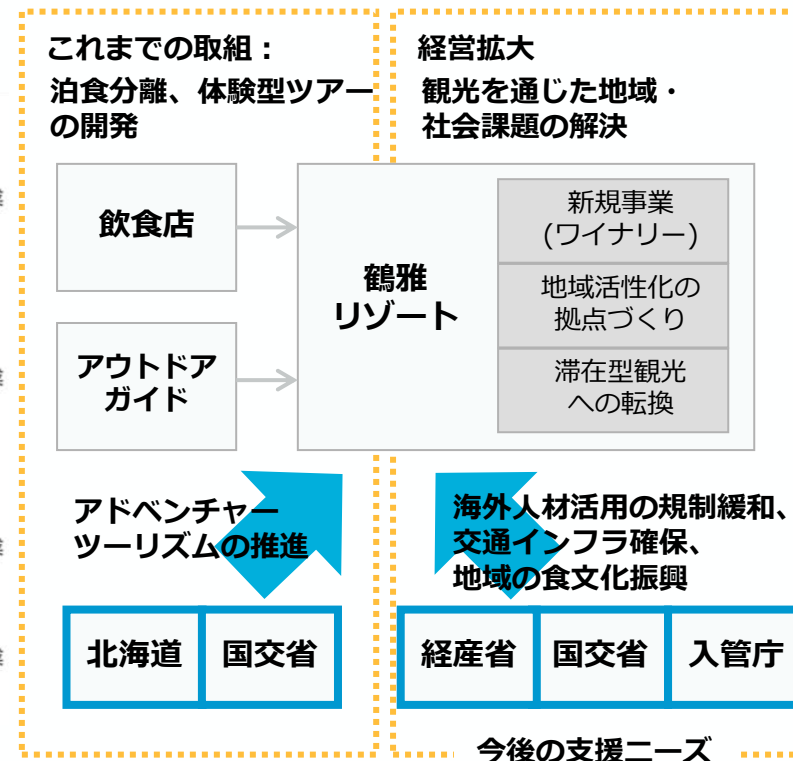
- 中堅・中核企業の新事業展開への伴走支援（高度な専門家による課題の掘り起こし等）を通じ、業種・業態を超えた新分野への進出や経営拡大に伴って、複数の省庁による一体的な支援ニーズが生じることも明らかとなった。

■ 中堅・中核企業の経営力強化支援事業（プラットフォーム支援事業）における支援先企業の業種割合

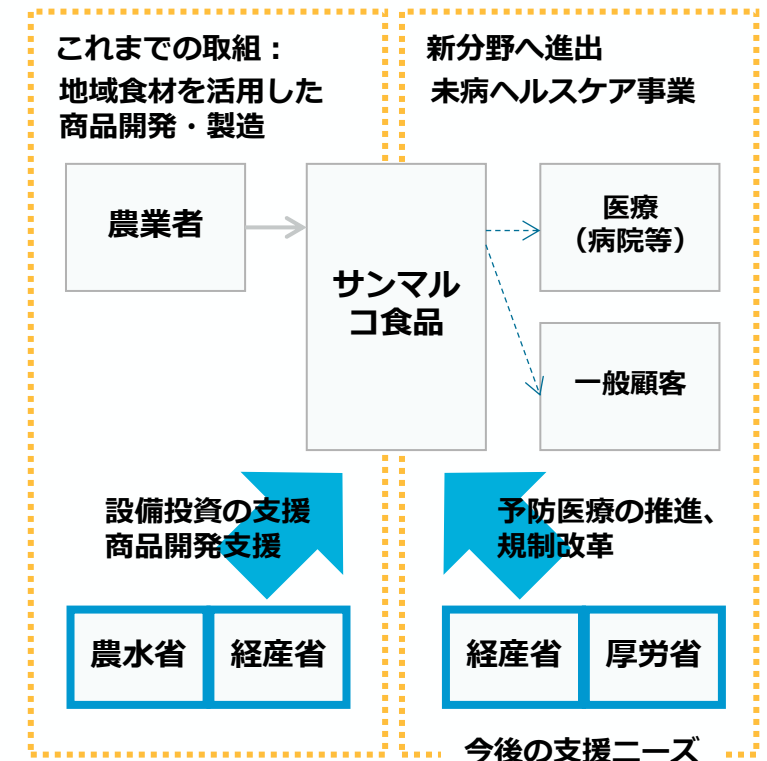


(n=178)

■ 鶴雅リゾートの事例（北海道、観光業）



■ サンマルコ食品の事例（北海道、食品製造業）



関係省庁一体での中堅企業等の支援枠組み

- 官邸で開催される「中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ（中堅WG）」の下に、地域毎に、地域の実情に応じて、各省庁や支援機関などが連携して中堅企業の成長を後押しする体制構築を推進するべく、**令和6年7月以降、地方版ワーキンググループ「中堅企業等地域円卓会議」を開催。**
- 中堅企業や支援機関等からは、直面する課題が高度化・多様化する中で政府の政策が効果的に活用できるよう、**関係省庁が一体での情報発信や支援、関係省庁と地域の支援機関が連携した支援体制の構築**が要望された。

地域円卓会議の構成メンバー

総務省 地方総合通信局長
 金融庁 地方財務局長
 出入国在留管理庁 地方出入国在留管理局長
 農林水産省 地方農政局長
 経済産業省 地方経済産業局長（司会）
 国土交通省 地方整備局長・地方運輸局長

※上記の他の本ワーキンググループ構成員府省庁（内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省）も、上記の目的に照らし、本省から会議に参加し、検討される取組に主体的に協力。

※上記の他、中堅企業等が抱える経営課題および支援ニーズ等を把握するため、各中堅企業等地域円卓会議の実情に応じて、地域の中堅企業等、金融機関、自治体、商工団体等に参加を招請。

主な開催状況

2024年7～11月

第9回官邸WG（2024年6月）を受けて、初回会合を開催。

2025年4～5月

第2回会合を開催。中堅企業成長ビジョンの決定を受けて、重点支援体制の構築について議論。



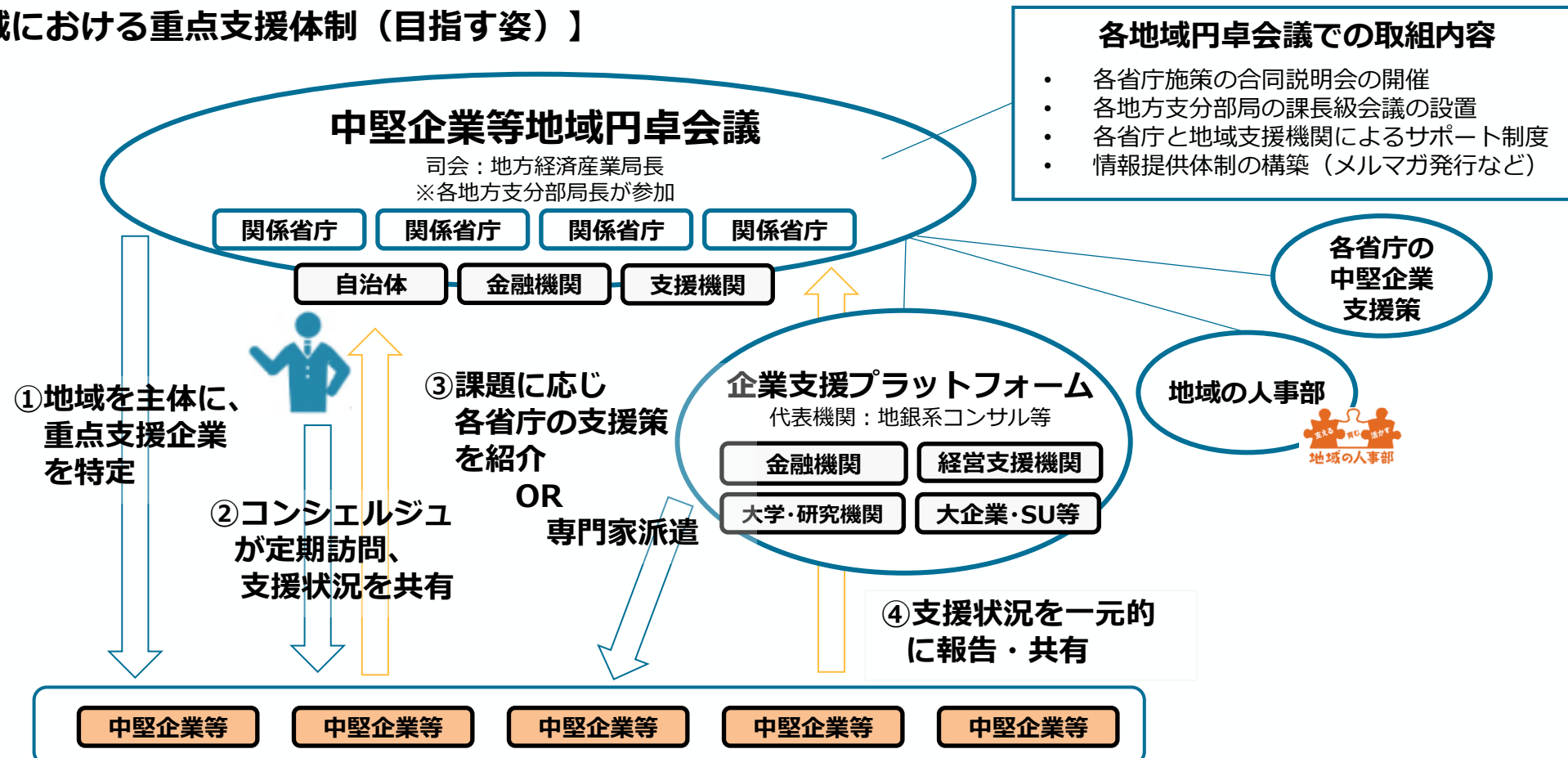
地域円卓会議で挙げられた意見

- 情報不足により支援策を活用していない企業も多く、行政や支援機関からの積極的な情報発信を期待。【七十七銀行】
- 各省庁合同で施策を説明するような機会があれば、施策の幅広い活用が進むのではないかと。【四国経済連合会】
- 課題等に対して自社で完結するのではなく、地域や業界のネットワークを有効に活用することが必要で各省にはその整備をお願いしたい。例えば、地域大学と連携した人財開発など。【関東・電子機器修理等サービス業：京西テクノス株式会社】
- 中堅企業の経営課題は様々であり、各省の多様な支援を活用できるよう、地域円卓会議の場などを通じた支援を期待。当社が中堅企業支援に関する補助事業を行った際、重点支援先の企業リスト（地域未来牽引企業選定先）が明確になっていたことで、スムーズな支援が実現。【関東・プラットフォーム事業者：インターウォーズ株式会社】

各地域における重点支援体制の構築

- 中堅WGにおける指示等を踏まえ、自治体や地域の支援機関等とも連携して、関係省庁一体となって、地域への波及効果の高い企業への重点支援を行う体制を速やかに構築する。
- そのため、「中堅企業等地域円卓会議」の場を活用し、関係省庁が一体となって重点支援企業の選定・支援を実施予定。

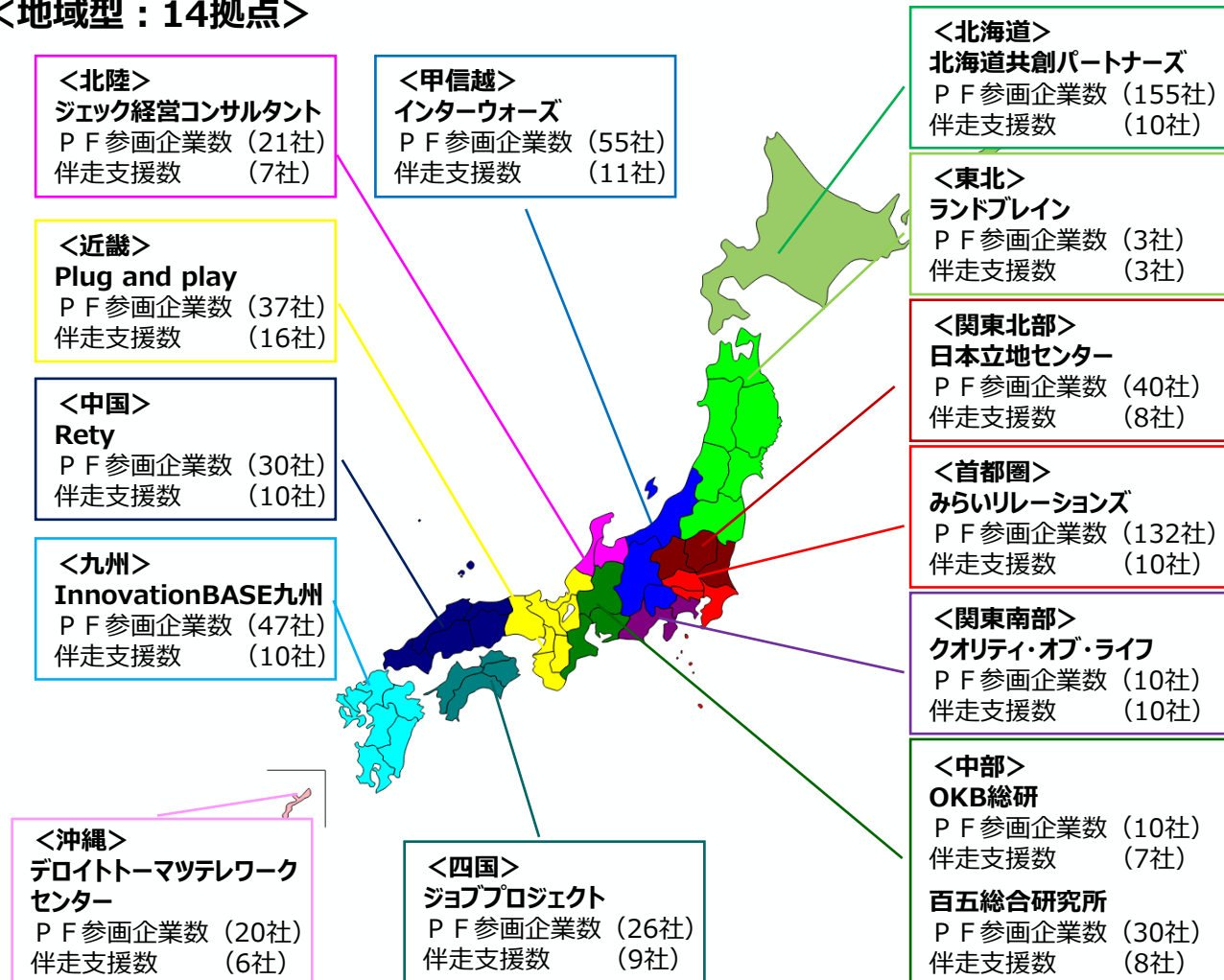
【各地域における重点支援体制（目指す姿）】



高度な経営課題に対応する企業支援プラットフォーム

- 地方における高度な経営課題解決に対応できる企業支援ネットワークを定着させるため、支援機関のネットワークリング支援とあわせ、新事業展開等に取り組む地域の中堅・中核企業195社に対し伴走支援を実施。
- 今後、**新たに選定する重点支援企業に対し支援を重点化し、企業支援プラットフォームのモデルを構築**する。

＜地域型：14拠点＞



＜テーマ特化型：7拠点＞

＜医療・福祉・健康分野＞ 経営支援NPOクラブ P F 参画企業数（50社） 伴走支援数（10社）
＜繊維＞ 浅間リサーチエクステンションセンター（AREC） P F 参画企業数（11社） 伴走支援数（11社）
＜半導体・デジタル＞ クオリティ・オブ・ライフ P F 参画企業数（15社） 伴走支援数（8社）
＜医療機器分野＞ 大阪商工会議所 P F 参画企業数（52社） 伴走支援数（8社）
＜農業＞ マイファーム P F 参画企業数（88社） 伴走支援数（13社）
＜半導体＞ 九州半導体・デジタルイノベーション協議会（SIIQ） P F 参画企業数（11社） 伴走支援数（11社）
＜第二創業支援＞ アルファドライブ P F 参画企業数（44社） 伴走支援数（10社）

第9回中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ (令和7年2月21日)

(3) A.重点支援企業の支援体制

青木官房副長官 御発言抜粋

「中堅企業成長ビジョン」に基づいて、次の3点について取り組むことをお願いいたします。

- 1点目。本ビジョンの内容を踏まえ再構築した「中堅企業成長促進パッケージ」の支援策を着実に実行するとともに、この夏の概算要求等を見据え、中堅企業が抱える課題に即した支援策の具体化やさらなる深堀りについて、検討してください。
- 2点目。支援効果を高めるために、関係省庁が一体となって、「中堅企業等地域円卓会議」の場を活用し、自治体や地域の支援機関等とも連携しながら、地域への波及効果の高い企業への重点支援を行う体制を速やかに構築してください。
- 3点目。地域の津々浦々で中堅企業が自律的に成長できる環境を整備することが重要であり、「円卓会議」を引き続き活用しつつ、支援策一つ一つが中堅企業に行き届くように、本ビジョン及びパッケージの積極的な周知広報に取り組んでください。

地方創生を担う中堅企業との意見交換会 (令和7年2月21日)

石破総理大臣 御発言抜粋

生産性の高い企業をこれから先、地方にもっともっと展開して伸ばしていくために応援をしていきたい。

円卓会議で地域貢献度の高い重点支援企業を選定し、地域への関わり合いや投資を促進することは、地方創生2.0の鍵になる。

現行の地域未来牽引企業と新たな重点支援企業の選定

- 現行の地域未来牽引企業は、将来的に地域経済牽引の担い手となりうる企業を発掘する取組として、2017年、2018年、2020年と選定を重ねて、現在は約4,700者を選定。
- 「中堅企業成長ビジョン」を実現するべく、地域貢献度の高い重点支援企業を選定する旨の総理指示を受けて、**地域未来牽引企業とは別の新たな枠組みで重点支援企業を選定**することを検討。

2024年度

地域未来牽引企業
4,700社

2025年度～ 5年間（目安）

地域未来牽引企業

- * 2025年2月に、3月までの有効期限を当面の間、延長する旨を通知。
- * 選定証・ロゴの使用、メルマガによる関連情報発信等の支援も継続。

新たな枠組での企業選定

- * コンシェルジュ・政策加点等の支援について、関係省庁が一体となって重点実施。
- * 新名称・新ロゴについても別途検討。

現行の地域未来牽引企業への支援措置

- 現行の地域未来牽引企業に対する支援措置として、全国の経済産業局に「地域未来コンシェルジュ」を配置し訪問を通じた課題伺い、補助事業等における優遇措置、ロゴマークを活用したブランド力向上、施策情報をまとめたメールマガジンの送付等を行った。
- **「地域未来コンシェルジュ」は、地域未来牽引企業を計画的に支援（2020～22年度：469者）。支援を受けた企業の約75%から「満足」又は「やや満足」との回答が寄せられている。**

地域未来牽引企業への支援措置

地域未来コンシェルジュ

- 各経済産業局に「地域未来コンシェルジュ」を配置し、地域未来牽引企業を個別に訪問。企業の設備投資や販路開拓等の取組に関する様々な支援ニーズに対応。

ブランド力向上（ロゴマーク配布）

- 地域未来牽引企業のみが使えるロゴマークを整備、利用申請を受けて配布。



地域未来牽引企業

補助事業における優遇措置

- 各種補助事業において、地域未来牽引企業を対象とした優遇措置（審査時の加点措置等）を実施。
- 2022年度からは、農林水産省の補助事業においても優遇措置を講じている。

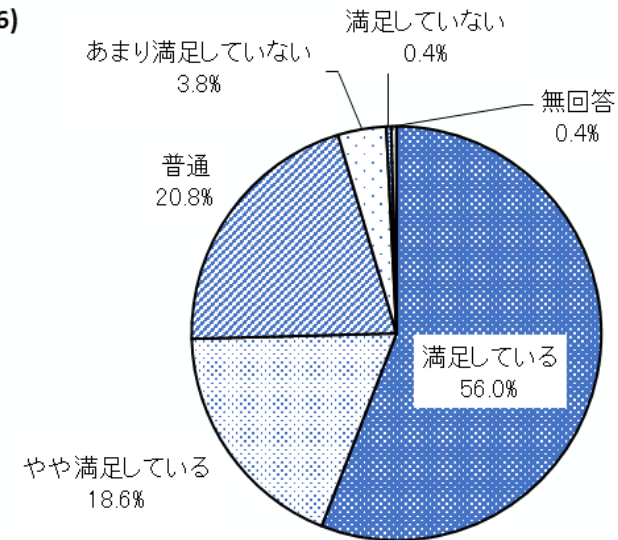
（参考）優遇措置を講じている事業の例

- 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
- 地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業【農林水産省】

等

地域未来コンシェルジュ 満足度

(N = 236)



■満足している □やや満足している ■普通 □あまり満足していない ■満足していない □無回答

（出典）「地域未来牽引企業の中間評価に係る調査」コンシェルジュによる支援を受けた地域未来牽引企業による回答

コネクター度・ハブ度に着目する必要性

- コネクター度・ハブ度の高い企業は、域際収支（都道府県域をまたいだ財・サービスの純移出入）への貢献度が高い。コネクターハブ企業を重点的に支援することで、地域の「稼ぐ力」強化につながると考えられる。

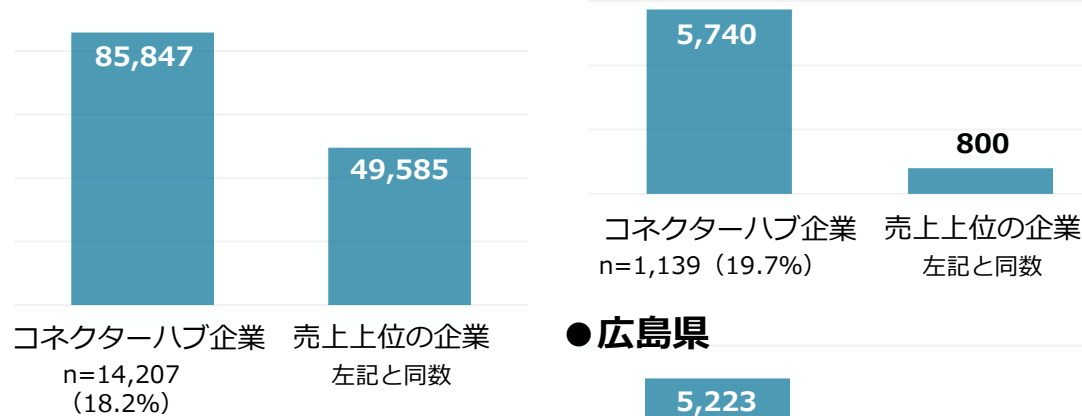
地域外から「稼ぐ力」を生み出す企業群

■ コネクターハブ企業と売上上位企業による域際収支額 （域外販売額－域外仕入額）

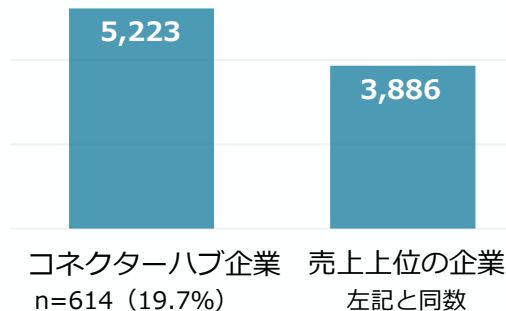
● 全国（三大都市圏を除く）〔都道府県ごとの例〕

（単位：千円）

● 北海道



● 広島県



コネクターハブ企業の事例

企業名：千代田工業株式会社（群馬県太田市、2017年度地域未来牽引企業に選定）
シフトレバー・ドア部品を主力に、自動車部品の製造等を営むメーカー企業

地域外から稼ぐ力（域外販売）

- 域内大手企業1社への販売が7割を占める一方、事業の継続性を確保するため、域外企業への販売も拡大していく方向。
- 技術力を向上させ、受託型ではなく提案型のドア専門メーカーとして付加価値向上を目指す。

地域経済への波及（域内仕入）

- 売上高200億円のうち、群馬・栃木域内からの仕入総額は53億円にのぼる。
- 太田地域の産業界の要望や支援を受けて専門学校を設立。即戦力となる外国人材の育成に努めており、来年度は120人の卒業生が予定されている。

企業名：冬木工業株式会社（群馬県高崎市、2017年度地域未来牽引企業に選定）
鉄骨加工部門を持つ、群馬県トップクラスの地方ゼネコン企業

地域外から稼ぐ力（域外販売）

- 売上内訳は、県外5割／県内5割。鉄骨加工部門の県外売上は9割。
- 2部門で事業ポートフォリオを組んでいることで、地方ゼネコンにもかかわらず、販売先のネットワークを通じて、県外工事の引き合いも多い。

地域経済への波及（域内仕入）

- 元請工事にあたっては、信頼関係のある地域内の協力会社への発注も多い。
- 取引先からは、他社では無駄な待機時間が発生する中、同社は無駄なく工程管理がされていて、利益が確保しやすいという声もあがっている。

重点支援企業選定に関する考え方（案・再掲）

- 新たな枠組みでの企業選定にあたっては、以下の考え方に基づいて選定を行うことを検討。

■ 選定対象

- ・**地域の中堅・中核企業**（売上高10億円以上～従業員数2000人以下 ※大企業の関連企業を除く）

■ 選定方法

- ・民間調査会社が保有する企業間の取引額データを基に、客観的なデータ指標による選定を行う。
- ・地域への経済波及効果の高い企業を、都道府県ごとに同数程度、選定する。

■ 選定のポイント（案）

地域未来牽引企業の選定においては、営業利益額、従業員数、域外販売額・域内仕入額のシェアとそれぞれの伸び率を指標として選定した。

重点支援企業の選定にあたっては、以下のポイントで選定を行うことを検討。

- ①地域経済への波及効果を鑑み、都道府県における**域外販売額・域内仕入額シェアの高さとその伸び率**を指標とする
- ②雇用については、量的な比較ではなく、**良質な雇用への貢献**を勘案する（例：くるみん、えるぼし認証等）

■ 選定プロセスにおける留意点

- ・ 民間調査会社がデータを保有しない企業が存在する可能性があるため、データの補完方法を検討する。
- ・ 地域未来牽引企業の選定時と同様に、決算状況が確認できない、債務超過となっている等の企業は、あらかじめ除外した上で、選定を行う。
- ・ 一部の業種（卸売業等）において域外販売額・域内仕入額が大きくなりやすい傾向にあるため、選定においては、各都道府県の企業の業種割合を参照して選定を行うことを想定。
- ・ 一部の業態（系列企業の専門販社等）において、経営の自律性が乏しいにも関わらず、域外販売額・域内仕入額が大きくなりやすい傾向にあるため、一部の企業に有利な選定とならないよう、データ抽出方法等について、今後、関係省庁との調整を経て決定。

- 中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

項目	内容
1 予算額	<u>3,000億円</u> （R5補正、R8年度までの国庫債務負担含む） + <u>3,000億円</u> （R6補正、R9年度までの国庫債務負担含む）
2 補助上限額	<u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以内</u> ）
3 補助事業期間	<u>交付決定日から最長で令和8年12月末（1次・2次公募）／令和9年12月末（3次）まで</u> ※ 2次公募において、補正予算の早期執行の観点から、令和6年度中に投資完了する方向けの特別枠を新設するとともに、令和6年度内の投資比率が大きい計画に対して審査上の優遇措置を講じた。
4 補助対象者	<u>中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象となる。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。
5 補助事業の要件	① <u>投資額10億円以上</u> （専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ② <u>賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、以下の値以上） ・ 1次・2次公募：事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（全国平均3.0%） ・ 3次公募：全国の過去3年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%） ※ <u>持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める。</u> （天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。 ※この他、2次公募において、上記①、②の要件に加えて、令和6年度中に完了することを要件とした「特別枠」を措置。 ※令和6年度中に支払い予定の経費のみが補助対象となる
6 補助対象経費	<u>建物費</u> （拠点新設・増築等）、 <u>機械装置費</u> （器具・備品費含む）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u>

審査基準の変更点

- 「中堅企業成長ビジョン」の方向性も踏まえ、審査基準も所要の改正を行い、3次公募（4/28〆切）を実施。

1

経営力

- 経営戦略上の補助事業の位置付けを踏まえ、**補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながることが見込まれるか。** ※ 3次公募で追加した箇所は赤字
 - **長期成長ビジョン**（5～10年後の社会に価値提供する自社のありたい姿 等）
 - **外部環境・内部環境の認識を踏まえた事業戦略**（市場・顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の状況等を踏まえて取り組む事業内容（補助事業含む） 等）
 - **成果目標・経営管理体制**（定量的な成果目標とその達成に向けた効率的な体制の構築状況 等）
 - **補助事業を通じて長期成長ビジョンの実現につながるような資金調達手法**
- ※事業終了後3年以内に中小企業基本法上の中小企業から産業競争力強化法上の中堅企業に移行する目標を掲げた場合に加点。

2

先進性・成長性

- 補助事業で取得した設備等により生み出す製品・サービスや生産方式等は、**自社の優位性が確保できる差別化された取組か。**
- 補助事業により、**労働生産性の抜本的な向上**が図られ、当該事業における**人手不足の状況が改善される取組か。**
- 補助事業に関連する製品・サービス等の売上高が、当該事業の**市場規模の伸びを上回る成長が見込まれるか。**

3

地域への波及効果

- 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用の増加等、**地域への波及効果が見込まれる取組か。**
- **リーダーシップの発揮により、地域企業への波及効果、連携による相乗効果が見込まれるか。**（主にコンソーシアム形式の場合を想定）
- ※地域波及効果が一層高い事業者を政策的に支援するため、「地域未来牽引企業」、「**地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた者**」、「パートナーシップ構築宣言登録企業」、「**えるばし認定企業・くみん認定企業**」には加点を行う。

4

大規模投資・費用対効果

- **収益規模に応じたリスクをとった大規模成長投資であるか。**
- 補助金額に対して、**生み出される付加価値額が相対的に大きな取組か。**
- 従前よりも一段上の成長・賃上げを目指す等、**企業の行動変容**が示されているか。

5

実現可能性

- 補助事業を適切に遂行できる、**財務状況・実施体制等が十分に確保されているか。**
- 補助事業の事業化に向けた**課題設定・解決方法・スケジュールが適正**に見込まれており、実現可能性が高いか。
- 補助事業によって提供される製品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、**市場ニーズの有無を検証**できているか。
- （2次公募のみ）**早期に投資が実行され、確実に効果が得られると見込まれるか。**（総投資額に占める令和6年度中の投資額の割合が高い水準であるか。）

※「金融機関による確認書」の提出・確認書を発行した金融機関の担当者等がプレゼンテーション審査に同席した場合や、**地域企業経営人材マッチング促進事業を活用して採用した人材が実施体制に含まれている場合**に加点を行う。

1次・2次公募における各種指標の中央値

- 採択者の平均投資額は約50億円、平均目標賃上げ率の中央値は5.0%と、高い目標水準の事業を採択。

			採択者 (n=194)	申請者全体 (n=1,341)
①経営力				
	1	全社年平均売上高成長率 *1	11%/年	8%/年
	2	全社売上高増加額 *1	+48.5億円	+20.9億円
	3	全社売上高に対する補助事業売上高の割合 *2	82%	65%
②先進性・成長性				
	4	補助事業年平均売上高成長率 *3	17%/年	11%/年
	5	補助事業売上高増加額 *3	+41.2億円	+16.2億円
	6	補助事業年平均労働生産性の伸び *3	17%/年	14%/年
	7	補助事業付加価値増加額 *3	+15.8億円	+6.6億円
③地域への波及効果				
※地域未来牽引企業、パートナーシップ構築宣言に対して加点措置				
	8	年平均従業員目標賃上げ率 *3	5.0%/年	4.2%/年
	9	従業員給与支給総額の増加額 *3	+2.6億円	+1.1億円
	10	年平均役員目標賃上げ率 *3,4	4.8%/年	4.0%/年
	11	役員給与支給総額の増加額 *3,4	+0.05億円	+0.03億円
④大規模投資・費用対効果				
	12	全社売上高に対する投資額割合 *5	42%	48%
	13	補助金額に対する補助事業付加価値増加額割合 *3	136%	81%
⑤実現可能性				
※金融機関による確認書の提出・担当者のプレゼンテーション同席に対して加点措置				
	14	ローカルベンチマークの得点	22点	22点

※ 各数値は対象企業の中央値（各指標を降順に並べた時の、ちょうど中央の値）を使用している。

*1 事業化報告3年間を含む計画期間5年のうち、1年目と5年目の数値を比較した率および額 *2 事業化3年目における水準

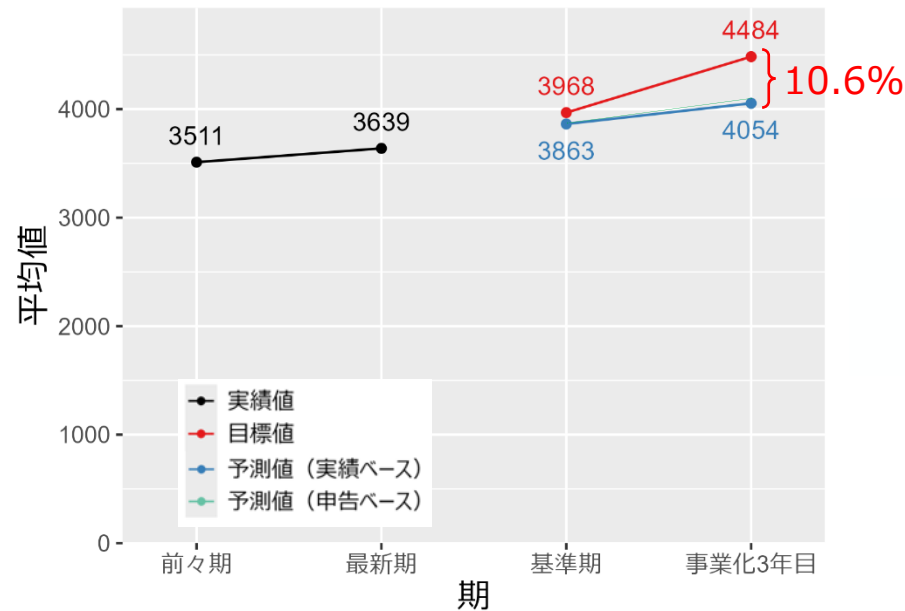
*3 基準年（補助事業完了日を含む事業年度）と事業化報告3年目の数値を比較した率および額

*4 役員の目標賃上げ率を設定している事業者のみの平均値 *5 最新決算期の全社売上高に対する補助事業投資額の割合

1 次公募採択者の効果分析

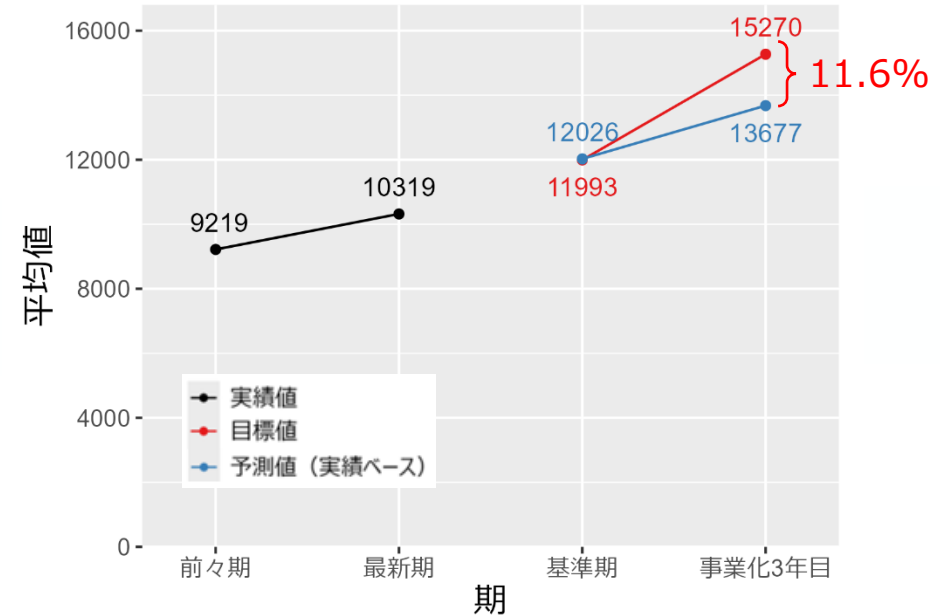
- 独立行政法人経済産業研究所（RIETI）の分析では、中堅・中小成長投資補助金の採択事業者は、**補助事業により、労働生産性の上昇率だけでなく補助事業の賃上げ率も、補助事業を実施しない時と比較して10%を超える見込まれる計画にコミット**するという効果が出ている。

補助事業における従業員 1 人あたりの給与総額（千円）



計算方法：加重平均
 トリミング： $|z| < 2$
 N：91 (91.9%)
 実績値の年あたり成長率：1.8%
 目標値と予測値の差（事業化3年目）：10.6% ($p < 0.001$)

採択企業全体の労働生産性（千円）



計算方法：加重平均
 トリミング： $|z| < 2$
 N：115 (96.6%)
 実績値の年あたり成長率：5.8%
 目標値と予測値の差（事業化3年目）：11.6% ($p = 0.08$)

※中堅・中小成長投資補助金（1次公募）採択事業者のうち、全社、補助事業それぞれ直近3期の実績がある企業を対象。コンソーシアム参加企業も対象としている。

※補助金交付時業者は、賃上げ・生産性向上の目標値を公表することが求められるとともに、賃上げ目標未達の場合は補助金の返還義務があるため、計画値実現の蓋然性は高いと推定される。

※予測値（実績ベース）は、直近3期の実績から予測した補助事業期間における成行数値。予測値（申告ベース）は、申請事業者が申請時に提出する「成長投資計画書」にて、「補助事業を実施しなかったときの賃上げ率（想定）」の数値を基にした、補助事業期間における成行数値。（労働生産性の成長率は、申告数値が無い場合、実績ベースの予測値のみ採用）

1次・2次公募採択事業者 産業別の分布

- 製造業にとどまらず、幅広い業種で採択を実施。

＜1次2次公募採択者 合算＞

n=194



- D_建設業 : 3
- G_情報・通信業 : 1
- H_運輸業・郵便業 : 11
- I_卸売業・小売業 : 12
- K_不動産業・物品賃貸業 : 2
- L_学術研究・専門・技術サービス業 : 2
- M_宿泊業・飲食サービス業 : 7
- N_生活関連サービス業・娯楽業 : 2
- P_医療・福祉 : 1
- R_サービス業_他に分類されないもの : 7
- E_製造業 : 146

(参考) 中堅・中小成長投資補助金による賃上げ事例

西部技研株式会社

企業概要

- 福岡県古賀市 資本金：約7億円 従業員数348名
- 工場用の空調設備や除湿機等の製造、販売。

補助事業概要

- 主力事業である除湿機事業を強化すべく、コア部品である除湿ロータの生産設備を増設（投資規模約34億円）。
- 事業完了後、3年間で約17%の賃上げにコミット。



株式会社アイ・テック

企業概要

- 静岡県静岡市 資本金：約39億円 従業員数：597名
- 鋼材の加工、在庫管理、販売までを行う鋼材流通商社。

補助事業概要

- 東北ブロックの鋼材需要拡大に対応すべく、岩手県に物流・生産拠点を新設（投資規模約74億円）。
- 事業完了後、3年間で約26%の賃上げにコミット。



浦島観光ホテル株式会社

企業概要

- 和歌山県那智勝浦町 資本金：1億円 従業員数：227名
- 世界遺産熊野古道を擁するエリアでホテル・旅館を経営。

補助事業概要

- 団体旅行時代に作られた客室や浴室脱衣所等の内装の高付加価値化を実施するとともに、自動チェックイン機などの省力化設備を導入（投資規模約69億円）。
- 事業完了後、3年間で約18%の賃上げにコミット。



株式会社ロッキー

企業概要

- 熊本県益城町 資本金：5,000万円 従業員数：907名
- 熊本県内で26店舗展開するスーパーマーケット。

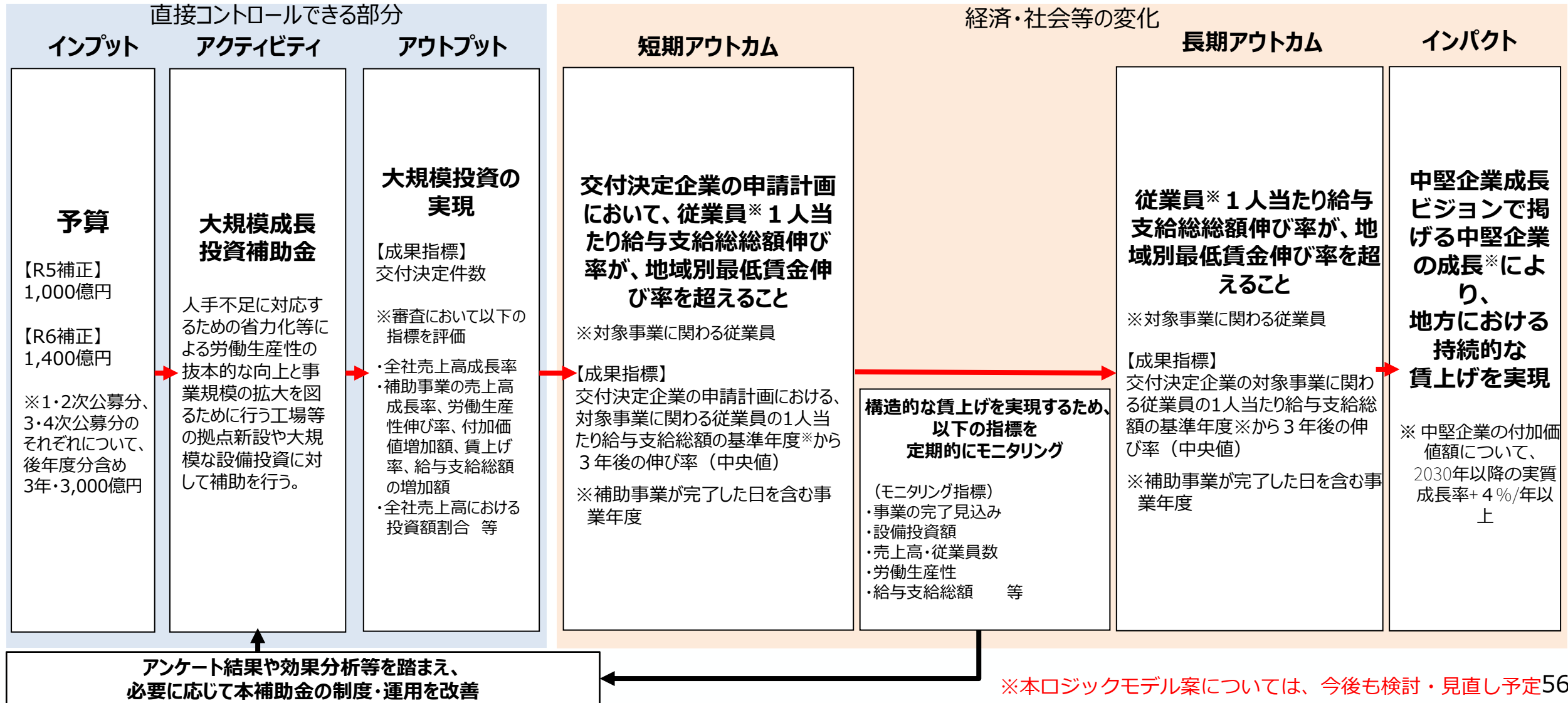
補助事業概要

- 生鮮食品製造ラインを増強するとともに、店舗での消費期限管理の自動化等に投資（投資規模約29億円）。
- 事業完了後、3年間で約16%の賃上げにコミット。



アウトカム目標とロジックモデル

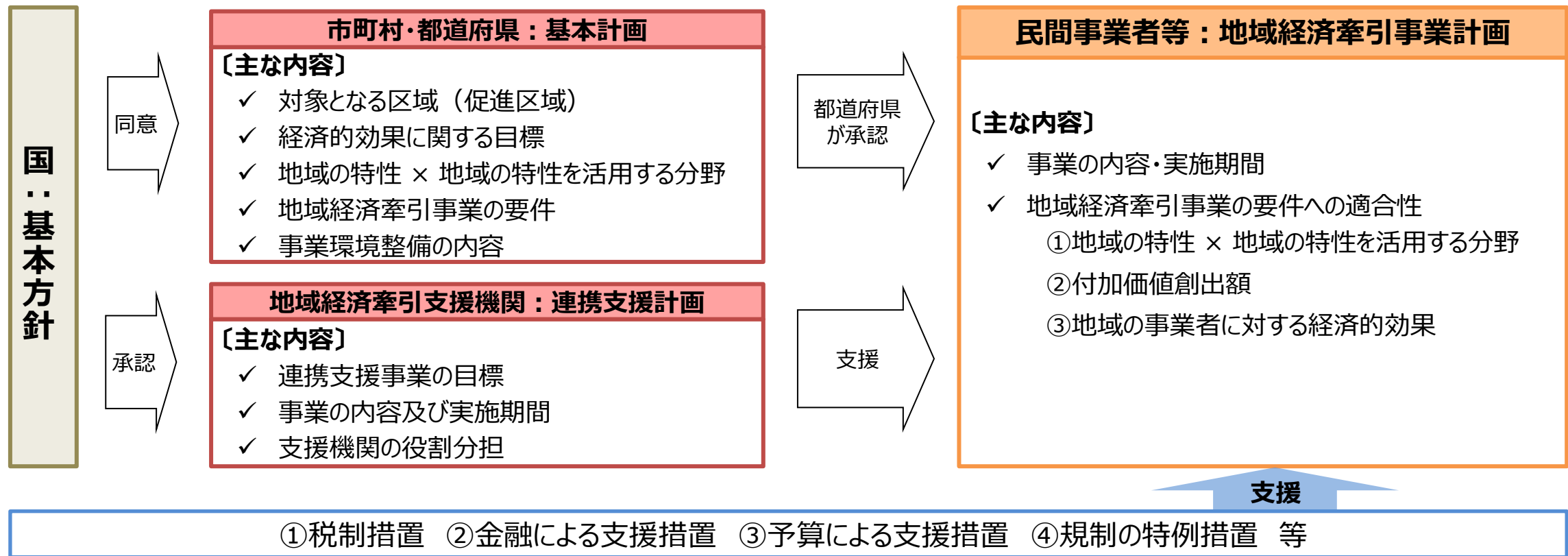
- 本ロジックモデルに基づきフォローアップ結果や事後検証等を実施し、継続要否等を見定めていく。



地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

- 地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進するもの。2017年7月に施行し、施行から約8年が経過。
- 国の基本方針に基づき、市町村・都道府県が基本計画を策定し、国が同意（累計476件）。
- 同意基本計画に基づき、民間事業者等が地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認（累計4,774件）。
- 国の基本方針に基づき、地域経済牽引支援機関（公設試・大学等）は連携支援計画を策定し、国が承認。

※基本計画及び地域経済牽引事業計画の数は令和7年3月末時点



地域未来投資促進法に関する主な支援措置

① 税制措置

○ 地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、一定の条件を満たすと、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができる。

○ 固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税

- 各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を受けられる場合がある。

（注）制度を利用するためには、日本政策金融公庫等の個別審査が必要となる。

② 金融による支援措置

○ 日本政策金融公庫からの固定金利での融資

- 特定事業者については、地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けることができる。

○ 日本政策金融公庫による海外展開支援

- 特定事業者については、地域経済牽引事業に資する海外事業展開について、日本政策金融公庫により、海外子会社への直接貸付けや信用状の発行を受けることができる。

○ 信用保証協会による債務保証

- 特定事業者については、地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関等からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けることができる。

③ 予算による支援措置

○ 各種予算事業における重点支援

- 中堅・中小成長投資補助金、地域の人事部支援事業、IT導入補助金等において、加算措置等を講じている。

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の申請上限の弾力化

- 地域経済牽引事業計画に関する事業について、各自治体が新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の交付申請をする際には、申請上限件数を超える申請が可能となる。

④ 規制の特例措置

○ 工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和

- 都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設定されている場合、市町村が定める条例に従って、工場立地時の環境施設面積率・緑地面積率が緩和される。

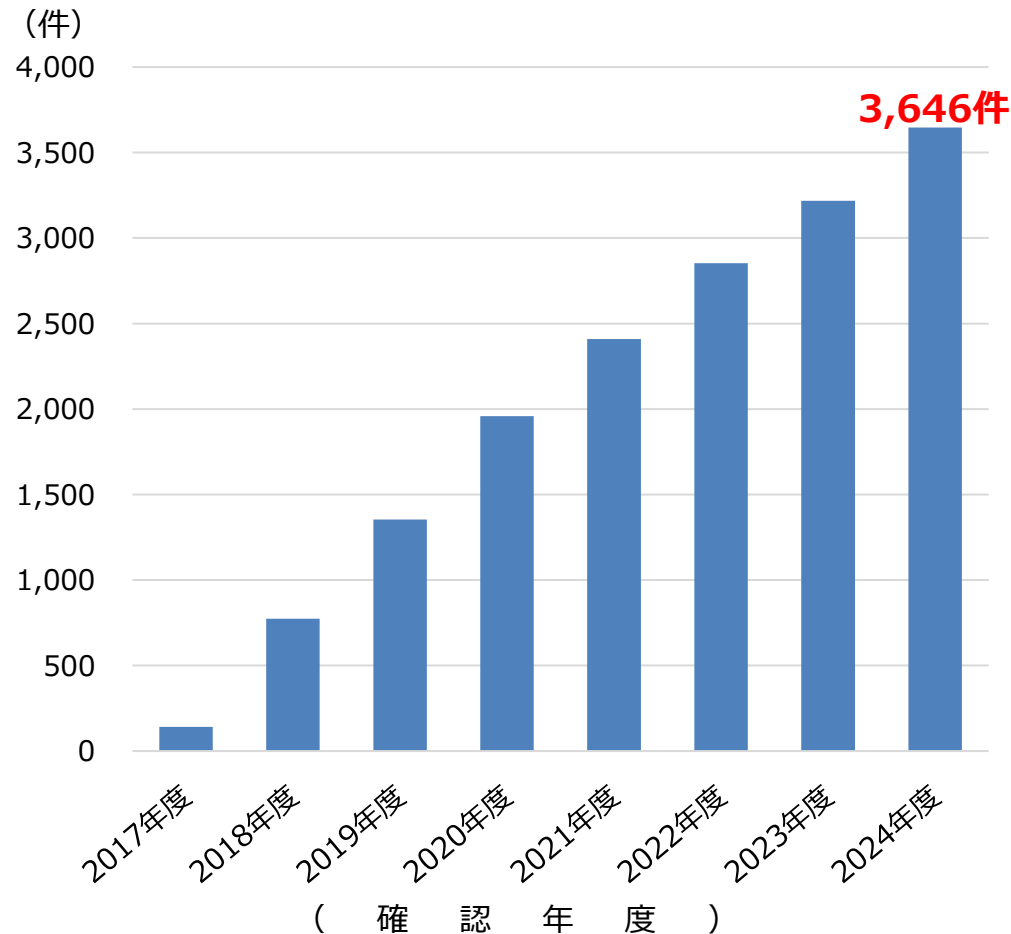
○ 農地転用／市街化調整区域の開発許可等の手続きに関する配慮

- 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、農地転用許可等の手続きに関する配慮を受けることができる。また、事業実施場所が市街化調整区域に当たする場合でも一定の条件を満たした工場・研究施設・物流施設等を建設する際には開発許可手続きに関する配慮を受けることができる。

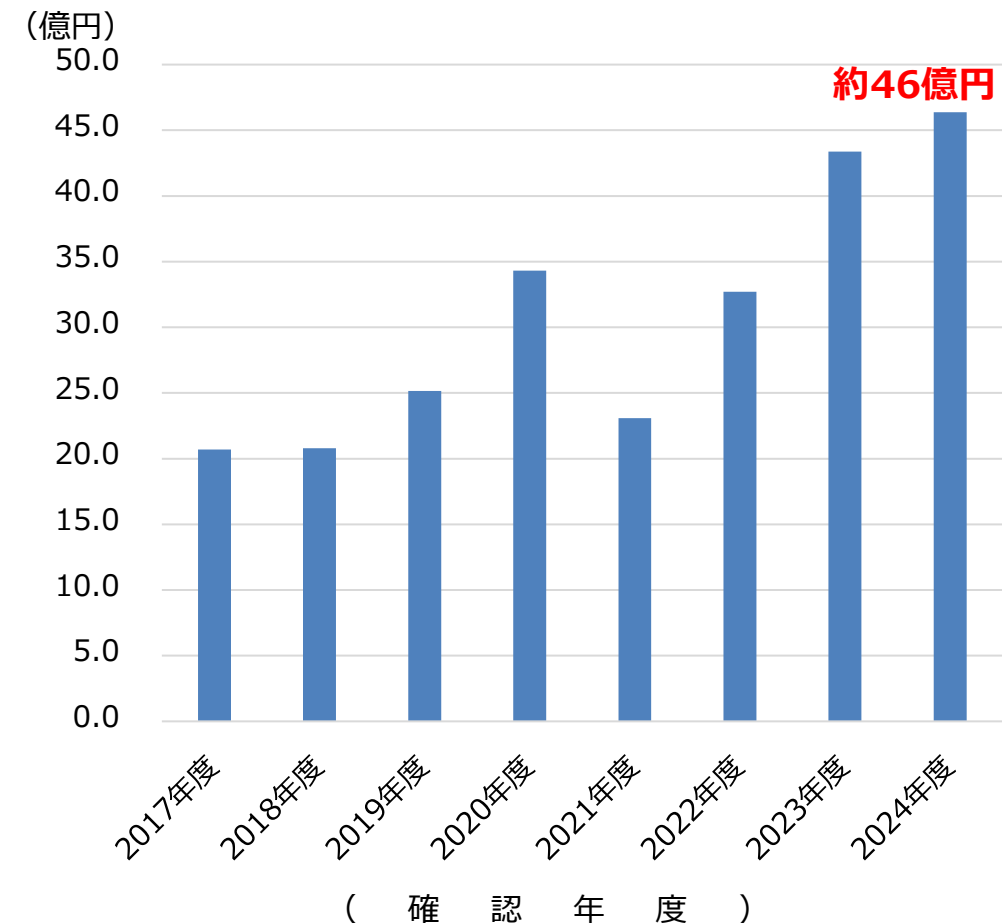
地域未来投資促進税制による設備投資の状況

- 2025年3月末までに本税制措置の適用を受けるため、**主務大臣による課税特例確認**を受けた事業は**3,646件**。
- **これらの事業により見込まれる1件あたりの設備投資額は、2024年度の確認申請において過去最高の約46億円。**

課税特例の確認件数（累計）



各年度の1件あたり設備投資額（計画値）の推移



（出典）主務大臣による課税特例の確認申請書を基に経済産業省作成。設備投資額は申請年度ベースで集計。

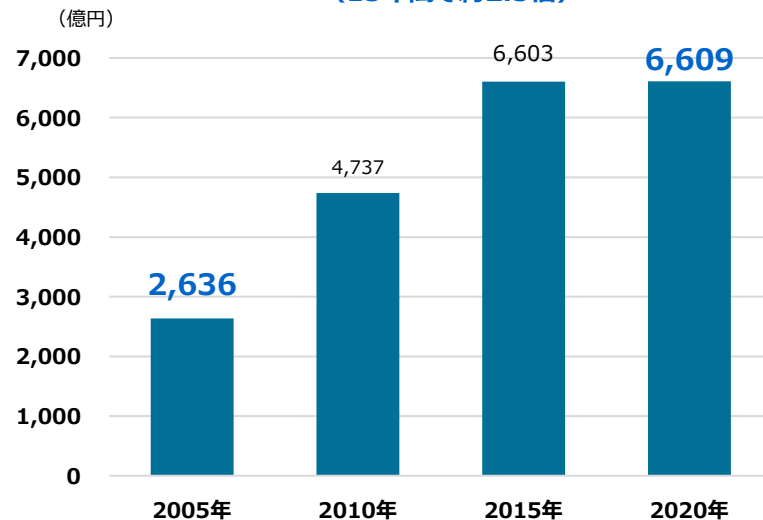
自治体による特定産業への政策資源の集中

- 地方公共団体において、特定の産業分野に限定した独自の産業振興ビジョンを立て、政策資源を注力したことで、関連製品の製造額や関連企業数等の増加につながった事例も多い。
- 強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じた産業の発展・成長を後押しする必要。

<富山県：医薬品産業>

江戸時代中期から続く「薬屋」産業集積（県内工業生産の約17%）を背景に、県内高等教育機関における人材育成や県独自の研究開発強化を推進。

富山県における医薬品生産金額の推移
(15年間で約2.5倍)

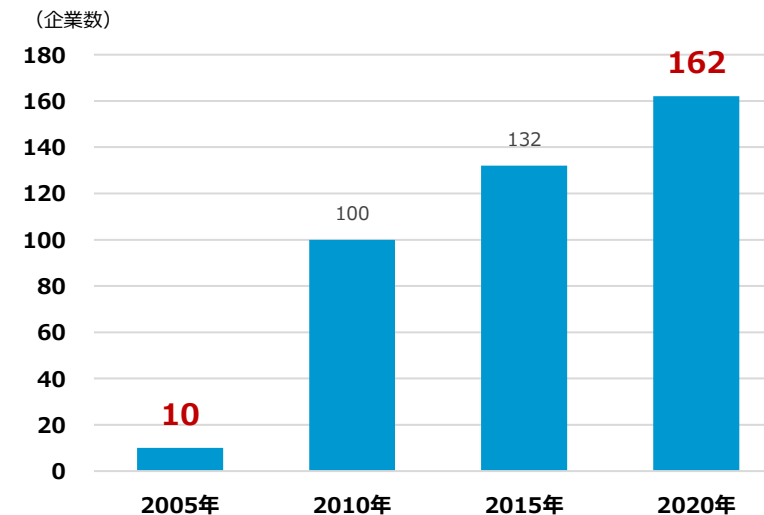


富山県「くすりの富山県」に基づき経済産業省にて作成

<徳島県：LED産業>

グローバルで高シェアを有する県内企業の優位性を活用し、2005年に「LEDバレイ構想」を策定。以来、産学官一体での地域ブランド化を推進し、戦略的企業誘致を実現。

徳島県におけるLED関連企業集積の推移
(15年間で約16倍)



徳島県LEDバレイ構想推進協議会「徳島県LEDバレイ構想・ワールドステージ 行動計画」等を参考に経済産業省にて作成

地域未来投資促進税制の拡充・延長（令和7年度税制改正）

- 地域経済の実情に応じ、その発展、成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について、**新たな類型（特別償却50%、税額控除5%）を追加**。**適用期限を3年間延長**し、令和9年度末（2027年度末）までとした。
- 新たな類型の活用にあたっては、自治体が基本計画において、付加価値額の増加率等一定の条件を満たす業種を（産業分類の中分類で最大3つまで）指定する必要。新たに措置された税制措置に対応した**基本計画の改訂に、令和7年度中に50件程度対応**できるよう、周知・法執行リソース確保に努める。

改正概要		【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】	※赤字が今回の新設箇所 (下線は今回の主な改正箇所)
対象者	地域経済牽引事業計画 ^{*1} の承認を受けた者		
機械装置 器具備品	通常枠 ^{*2}	特別償却35% 又は税額控除4%	
	通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5% ^{*3} 以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること	特別償却50% 又は税額控除5%	
	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%	
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%		

<地域経済の発展・成長に特に資する分野について>

下記の①～③を満たす業種（※）を自治体が指定

※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定（3つまで）

① 地域経済への波及効果

自治体におけるその業種の付加価値額の増加率もしくは、自治体における総付加価値額のうちその業種の付加価値額の占める割合が一定以上であること

② 当該産業の成長性

自治体におけるその業種の売上(収入)金額or従業者数or給与総額が一定以上伸びていること

③ 自治体の計画性

自治体において、指定しようとする業種の振興に関する産業ビジョンが定められていること

^{*1} 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

^{*2} サプライチェーン類型について、廃止。

^{*3} 地域未来投資促進法における中小企業者については労働生産性の伸び率4%以上とする。

(参考) 想定され得る指定業種イメージ

自治体名	注力する産業分野	指定可能中分類（例）	概要
宮城県	半導体製造装置	生産用機械器具製造業	「みやぎ半導体産業振興ビジョン」を策定し、用地確保や地元大学と連携した人材育成等、 <u>半導体関連産業の集積に向けた基盤を整備</u>
富山県	医薬品産業	化学工業	薬品製造業及び周辺産業の集積を背景に、 <u>産学官連携による医薬品分野での研究開発や人材育成等を推進</u>
福井県	データセンター	通信業	大量の電力消費を伴う先端技術分野集積のため、 <u>原発立地地域であることによる低廉な電力を強みとした戦略的な誘致を推進</u>
滋賀県	電子部品・半導体	電子部品・デバイス・電子回路製造業	「滋賀県産業立地戦略」を策定し、 <u>国内有数の製造業の集積地である強みを活用した成長産業の立地を推進</u>
福岡県	自動車・輸送機械	輸送用機械器具製造業	環境分野における既存のノウハウを活用し、同分野における <u>電動化、脱炭素化への支援等を通じ、環境産業の拡大を推進</u>
佐賀県	化粧品	化学工業	<u>地域資源を活用した上質な技術、製品開発の支援等を通じ、同地域を中心とした国際的コスメティッククラスターを実現</u>
鹿児島県	食料品	食料品製造業	<u>国内有数の農業、畜産を背景とする同分野のさらなる成長のため、地域内企業の生産性向上のための施策を展開</u>

新たな類型の活用に向けた基本計画の例

- 令和7年5月に、徳島県基本計画において、化学工業、非鉄金属製造業、電気機械器具製造業を指定。
- その他、現在11の基本計画で指定に向けて調整中。

徳島県基本計画の概要

本県の地域特性を活かした成長ものづくり分野への投資を促進し、高い経済波及効果と魅力ある雇用・労働環境の創出に繋げるにより、既存産業の更なる強化と新たな主要産業の創出・集積を目指す。

経済的効果の目標

1件あたり平均2.5億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を13件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で42.3億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑤のいずれか）】

- ① LED関連産業等の電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 医療関連産業等の化学工業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 機械器具及び金属製品製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ④ パルプ・紙・紙加工品製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤ 食料品や木材木工、繊維など本県の特性を活かした産業集積を活用した成長ものづくり分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

付加価値増加分：4,342万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：4.5%増加
- 雇用者数：1.5%増加
- 売上げ：4.5%増加
- 雇用者給与等支給額：3%増加

《促進区域図》



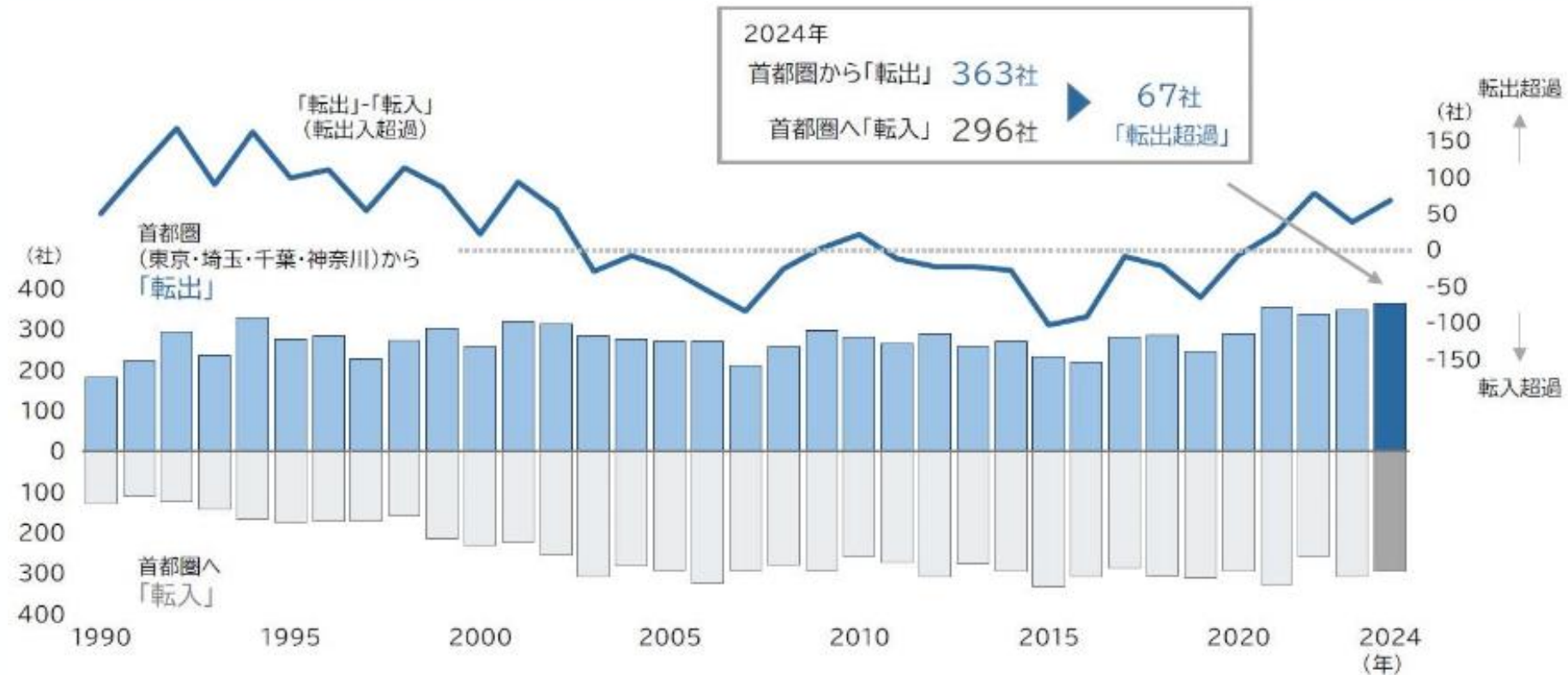
地域経済の成長発展に特に資する分野

化学工業、非鉄金属製造業、電気機械器具製造業

各業種とも、1億円の付加価値を創出する設備投資を更に1件ずつ呼び込み、前項の「地域経済牽引事業による付加価値創出額」の業種ごとに按分した目標値をそれぞれ1億円上回る付加価値の創出を目指す。

本社機能の移転・拡充に関する動向

- 2024年に**本社を首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）から地方移転した企業は過去最高の363社**、首都圏へ転入した企業は296社となり、**4年連続の転出超過**（67社）。
- 良質な雇用創出を通じた地方への人の流れの創出・拡大を促すためには、こうした企業の動きを更に後押ししていくことが必要。



出典) 【帝国データバンク】首都圏「本社移転」動向調査(2024年) (2025年2月17日発表)

注1) 本社とは、実質的な本社機能(事務所など)が所在する事業所を指し、商業登記上の本店所在地と異なるケースがある。

注2) 首都圏の企業転出・転入は、首都圏内外をまたぐ道府県との本社移転を指しており、首都圏内での県境をまたぐ本社移転は含まれない。

地方拠点強化税制（内閣府所管税制）

- 地方拠点強化税制は地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年度に創設。地域再生法に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業（東京23区→地方／地方→地方／地方での拠点整備）に対し、オフィスの取得価額や雇用者増加数に応じた税額控除等を措置するもの。
- 本税制は、令和7年度で適用期限を迎えるところ、内閣府において、活用実績や雇用創出効果等を検証し、そのあり方について検討を進めていく。



(参考) 都道府県別 認定件数 (令和7年3月末現在)

- 30件以上の認定がある県は、茨城県、新潟県、富山県、静岡県、広島県、福岡県の6県。

番号	都道府県	特定業務施設整備計画		番号	都道府県	特定業務施設整備計画	
		認定件数	雇用創出数の合計			認定件数	雇用創出数の合計
1	北海道	19	528	25	滋賀県	19	2,151
2	青森県	2	27	26	京都府	14	2,456
3	岩手県	9	272	27	大阪府	4	1,042
4	宮城県	24	700	28	兵庫県	22	913
5	秋田県	10	117	29	奈良県	6	33
6	山形県	3	61	30	和歌山県	6	34
7	福島県	22	315	31	鳥取県	11	65
8	茨城県	48	4,664	32	島根県	9	284
9	栃木県	27	423	33	岡山県	13	241
10	群馬県	16	2,093	34	広島県	32	1,348
11	埼玉県	1	12	35	山口県	15	284
12	千葉県	6	90	36	徳島県	7	78
13	東京都	—	—	37	香川県	8	72
14	神奈川県	—	—	38	愛媛県	4	66
15	新潟県	39	569	39	高知県	4	45
16	富山県	35	1,764	40	福岡県	67	3,214
17	石川県	18	302	41	佐賀県	3	181
18	福井県	20	447	42	長崎県	1	150
19	山梨県	11	1,248	43	熊本県	12	86
20	長野県	14	122	44	大分県	5	119
21	岐阜県	11	213	45	宮崎県	24	307
22	静岡県	99	2,468	46	鹿児島県	11	372
23	愛知県	17	1,985	47	沖縄県	1	30
24	三重県	13	332	-	全国合計	762	32,323

地方拠点強化税制の成果と課題

- 平成27年度の創設以降、これまで制度を累次に拡充。累計762件の計画を認定し、計画上、約3万人の雇用を地方に創出。
- 企業誘致に成果を上げている自治体では、都会に出た若者・女性がUターンして働きたいと思うような仕事への誘致活動のターゲティングや地元企業や地域の団体・キーパーソンとの協働に共通点が見られる。
- 地方への本社移転・拡充を更に促進するため、企業への更なるインセンティブ付けによる自治体の誘致活動の活性化とともに、先進的な自治体の事例の普及や、他施策と連携した取組の推進が重要。

本社機能移転の例

(株) サザンクロスシステムズ 宮崎県宮崎市

- 事業拡大や地域のDXに貢献するため、創業者の地元の宮崎へ本社機能を東京から一部移転。
- 大学等と連携して、地域のIT人材を育成。
- 空港近くに新オフィスを整備することで、オフィス自体がリクルート等の宣伝広告に。



(出所) (株)サザンクロスシステムズHPより

企業誘致に積極的に取り組む自治体の例

静岡県庁

- 大規模な工場誘致を行う部署とは別部署で、若者・女性が働きたいと思う業種（IT・コンサル・広告・デザイン関連等）に絞った企業誘致を重点的に実施。
- 静岡進出に関心のある企業を連れて静岡県内を案内するツアーを行い、地元企業や地域の団体・キーパーソンを紹介。
- その結果、静岡県は地方拠点強化税制の認定件数99件と活用度が全国1位。

新しい地方経済・生活環境創生交付金

- 従来の地方創生交付金（デジタル田園都市国家構想推進交付金）から、当初予算ベースで倍増（1,000億円→2,000億円）。内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局が執行。

第2世代 交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に
資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に
改善するため、地方公共団体
の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野における
国家プロジェクトの産業拠点
整備等に必要となる関連イン
フラの整備を機動的かつ追加
的に支援

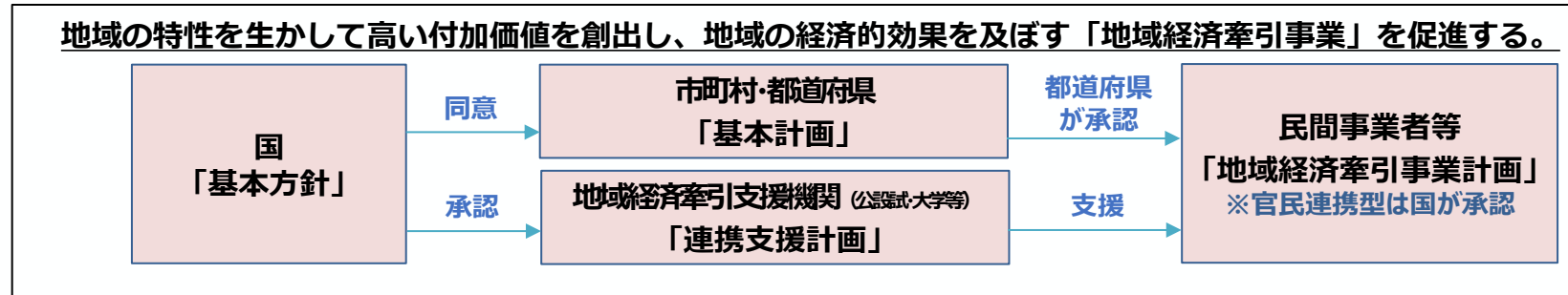
地域未来投資促進法との連携措置

- 地域未来投資促進法の基本計画に明記する事業は、**申請上限数緩和**となる。
- また、令和7年度予算より、重点テーマ（①地方経済、②生活環境、③若者・女性にも選ばれる地方）に該当する事業（優先採択対象）であって、地域未来投資促進法の基本計画に明記する事業は、**より優先して採択**される。

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の取組

（地域経済牽引事業の促進による地域成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号））

経済産業省
の取組



■ ■ 地方公共団体による**地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業**の取組を**地方創生交付金**により支援 ■ ■

交付金
の取組

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）

- 上記の地方公共団体が作成する**地域未来投資促進法の「基本計画」に明記された事業**について、
- **通常の申請上限件数を超える申請を可能とする。**

（想定される事業例）

地域の企業によるイノベーションを創出するための人材育成や、民間事業者等への設備投資支援等による事業環境の整備や販路開拓の強化等に関する事業。

地方創生交付金の利活用事例

- 近年では、ハード事業として、サイエンスパークや技術実証拠点、人材育成拠点やスタートアップ支援拠点の整備、ソフト事業として、産業集積強化に向けた販路開拓等支援に活用されるケースも生まれており、地域の産業振興促進の観点からも、**当該交付金の活用促進が重要。**

<ハード事業での採択事例>

愛知県 (R3当初) **ローカルイノベーション分野** **PFI活用**

～日本最大のスタートアップ支援拠点を新設～

スタートアップと地域のモノづくり企業の交流を図る場として、1,000社の利用を想定したスタートアップ支援拠点を整備。多くのスタートアップ関係者を巻き込み、継続的にイノベーションを起こすことで、県の地域産業経済の競争力を維持・強化する。

・地方創生推進タイプを活用し、スタートアップ海外展開及び海外スタートアップ協業促進によるビジネスイノベーションの促進等に向けた取組を実施

(事業名：愛知県スタートアップ支援拠点整備事業、事業年度：R3～R6、交付対象事業費：29.1億円)



埼玉県 (R6当初) **ローカルイノベーション分野**

～県内中小企業等のロボット開発の支援施設を整備～

県内の中小企業等によるロボット・ドローンの研究開発や実証実験の場を提供するため、研究開発拠点としてのレンタルラボや実証実験を行うためのフィールド、ネット付きドローン飛行場等を一体的に整備。

先端産業を集積するとともに、県内産業の振興と経済的発展を目指す。

(事業名：SAITAMADロボティクスセンター（仮称）整備事業、事業年度：R6～R8、交付対象事業費：30.0億円)



岩手県 (R5補正) **ローカルイノベーション分野**

～半導体人材の育成拠点施設を整備～

多様な半導体関連企業が集積している特徴を生かし、半導体製造装置を用いた各種研修や、半導体製品の分解展示等を実施する施設を整備。産学官が連携し半導体人材を育成することで、半導体関連企業の更なる業容拡大と集積を図り、地域経済の活性化を図る。

【施設の機能】

- 半導体製造装置エンジニア育成
- 次世代人材育成
- ものづくり情報発信

(事業名：半導体製造装置を備えた人材育成拠点の整備計画、交付対象事業費：4.0億円)



山形県鶴岡市 (R2当初) **ローカルイノベーション分野** **企ふる併用**

～先端バイオを核としたサイエンスパークの拡充～

鶴岡サイエンスパーク内の市先端研究産業支援センター（A棟～E棟のレンタルラボ）を増築。

バイオ分野のベンチャー企業や関連企業・団体の更なる集積を図り、バイオ分野で世界をリードし、「しごと創生」に貢献する次世代イノベーション都市の実現に寄与する。

・新棟（F棟・全20室）のレンタルラボは満室（R6.5時点）
・鶴岡サイエンスパークの経済波及効果は、R元～R3年度の年間平均で約41億円となっており、R10年度にはR5年度の約1.3倍になると見込む

(事業名：先端バイオを核とした次世代イノベーション都市形成の実現に向けたサイエンスパーク機能拡充事業（レンタルラボ拡張及びベンチャー成長・集積促進事業）、事業年度：R2～R4、交付対象事業費：11.0億円)



<ソフト事業での採択事例>

山口県、下関市 (R6開始) **ローカルイノベーション分野** **広域連携**

事業名 半導体・蓄電池産業集積強化事業

目的（効果）

- ◆ 半導体や蓄電池産業といった5GやAI等を活用したデジタル社会を支える重要基盤であり、今後の成長が見込まれる産業の振興を図ることで、**県内企業の競争力強化や魅力ある雇用の創出を図る**

事業概要

- ◆ 中小企業を対象とした、技術ニーズを把握するセミナーの開催や、補助金による研究開発・事業化支援を実施
- ◆ 県内企業と台湾企業との交流を促進するため、**企業見学や商談会を実施し、販路開拓を支援**
- ◆ 単独の企業で受注を獲得できない企業に対して、**共同受注体制の構築を支援**
- ◆ 企業の人材ニーズを捉えた人材確保・育成プログラムや大学・高校が連携したSTEAM教育の実施

魅力ある雇用の場の創出
半導体・蓄電池関連産業の集積強化
研究開発・事業化の促進
国内外への販路拡大の促進
産学公連携による人材確保・育成の推進

山口県 大手化学メーカー、基礎素材型産業等
下関市 金属製品、輸送用機器器具製造業等
半導体・蓄電池産業の高いポテンシャル

※山口県、下関市の事業概要資料より抜粋

(事業年度：R6～R8（横展開型）、R6年度交付対象事業費：1.9億円)

2040年の就業構造推計：試算方法

(5) A. 地域の産業構造の特色
を踏まえた人材育成

2040年に向けたシナリオ・新機軸ケース

<前提>

- ✓ **国内投資：名目+4%**で、2040年度200兆円
(国内投資フォーラムの官民目標)
- ✓ **「2040年新機軸（定性的）シナリオ※」、「GX2040ビジョン」、「第7次エネ基」**等を踏まえて考慮
- ✓ AI、ロボットの活用促進や、リスキリング等による労働の質の向上が一定程度進んだ影響を加味。
※2024年6月 産構審・新機軸部会「第3次中間整理」

<産業ごとの将来像>

- **製造業X（エックス）**
➢ GX、フロンティア技術で差別化、DXによるサービス化等で新需要創出による高付加価値化により雇用拡大・賃上げ
- **情報通信業・専門サービス業**
➢ 新需要開拓で新たな付加価値を創出。他産業を上回る賃上げ
- **アドバンスト・エッセンシャルサービス業**
➢ 省力化設備・サービスを使いこなし賃上げ

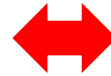
就業構造推計



新機軸ケースのアウトプット（産業構造）を活用

<人材需要>

- ✓ 新機軸ケースの産業別就業者数を、**足下データ（2020）の産業×職業×学歴別比率で分解。**
- ✓ **その上で、①産業別の自動化影響による職種の変化、②職種ごとの学歴構成の変化を加味。**



両者の差分をミスマッチとして分析

<人材供給>

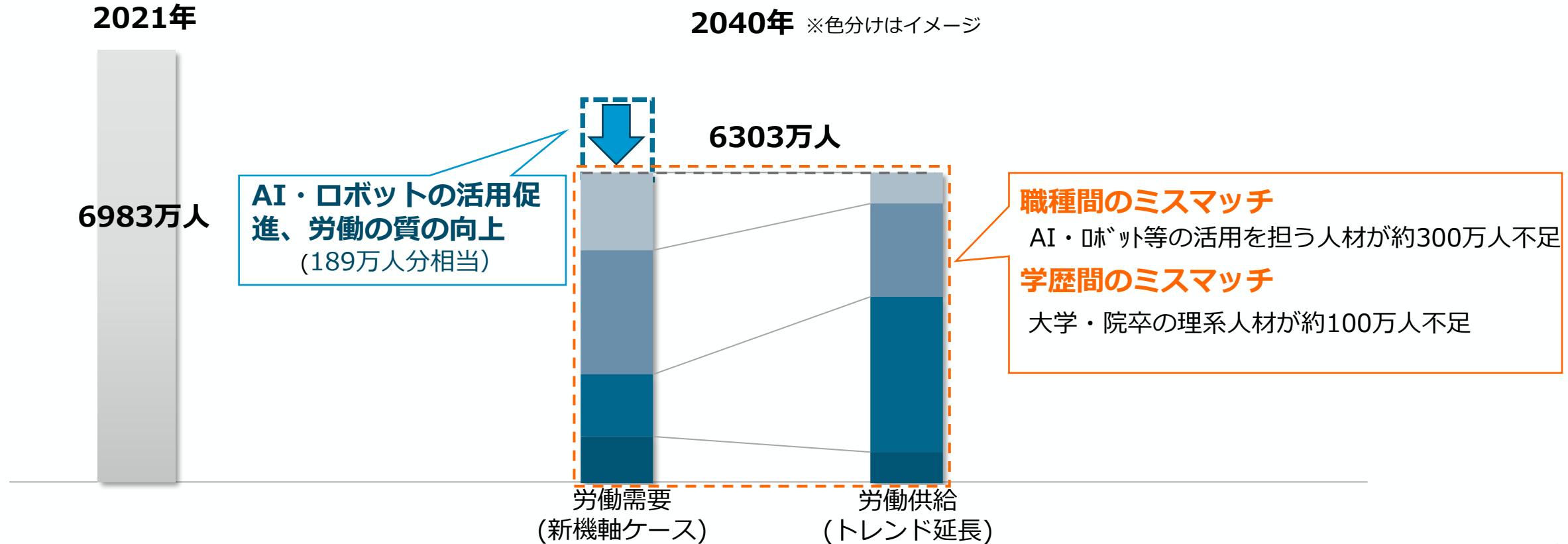
- ✓ 2040年就業者数*を、**産業別・職業別就業者数の足下の増減傾向が続くと仮定**して産業×職業×学歴別比率を推計、分解。
- ※学歴については、最終学歴に大きな変化が生じないという仮定のもと、大学進学率の上昇を加味しつつ、**年代に応じ、足下比率（2020）をスライド。**

*2023年度版労働力需給の推計（JILPT）の労働参加漸進シナリオを活用

2040年の就業構造推計：概要

(5) A. 地域の産業構造の特色
を踏まえた人材育成

- 「2040年に向けたシナリオ・新機軸ケース」では、少子高齢化による人口減少に伴って労働供給は減少するものの、AI・ロボットの活用促進や、リスキリング等による労働の質の向上により大きな不足は生じない（約200万人分の不足をカバー）。今後、シナリオ実現に向けた政策対応が必要。
- 一方、現在の人材供給のトレンドが続いた場合、職種間、学歴間によってミスマッチが発生するリスクがあり、戦略的な人材育成や円滑な労働移動の推進が必要となる。



2040年の就業構造推計：職種間のミスマッチ

(5) A. 地域の産業構造の特色
を踏まえた人材育成

- 生成AI、ロボット等の省力化に伴い、事務、販売、サービス等の従事者は約300万人の余剰が生じる可能性。
- 多くの産業で研究者/技術者は不足傾向。とりわけ、各産業でAIやロボット等の活用を担う人材は合計で約300万人不足するリスク。

		管理的 職業	専門的技術的職業 うちAI・ロボット等 の活用を担う人材	事務	販売	サービス	生産工程	輸送・機械 運転	運搬・清掃・ 包装等	
全産業	2040年の労働需要 (2040年の労働供給 ※現在の トレンドを延長した場合)	124万人 (175万人)	1387万人 (1338万人)	498万人 (172万人)	1166万人 (1380万人)	735万人 (786万人)	714万人 (724万人)	865万人 (583万人)	193万人 (169万人)	415万人 (269万人)
	供給とのミスマッチ	51万人	-49万人	-326万人	214万人	51万人	10万人	-281万人	-24万人	-146万人
	*2021年現在の就業者	143万人	1281万人	196万人	1420万人	834万人	880万人	885万人	244万人	516万人
主な産業の2040年の労働需要の内訳	製造業	24	206	130	196	52	0.7	642	10	52
	情報通信業	3.9	131	46	43	14	0.3	3.9	0.2	0.8
	卸売業、小売業	25	58	28	186	489	5.8	102	4.3	106
	建設業	19	42	13	84	23	0.6	38	14	5.7
	宿泊業	1.8	6.9	5.6	4.9	3.9	86	1.0	0.3	6.5
	飲食業	2.6	2.8	1.0	7.4	8.7	172	1.9	0.5	12
	運輸業、郵便業	5.8	21	18	68	5.8	2.9	6.4	128	81
	医療・福祉	5.5	450	94	107	1.6	255	6.5	10	14

(注) 産業分類は日本標準産業分類、職業分類は日本標準職業分類による。また、表中に含まれていない職業分類があるため、ミスマッチのトータルは0にならない。産業分類・職業分類は主要なもののみ掲載。(単位：万人)

2040年の就業構造推計：学歴間のミスマッチ

- 研究者や技術者等の専門職を中心に、大学・院卒の理系人材で100万人以上の不足が生じるリスク。
また、生産工程を中心に、短大・高専等、高卒の人材も100万人弱の不足が生じるリスク。
- 事務職で需要が減少する一方、現在供給が増加傾向にある大卒文系人材は約30万人の余剰が生じる可能性。

		高卒	短大・高専等	大学理系	院卒理系	大学文系	院卒文系
全 職 業	2040年の労働需要 (2040年の労働供給 ※現在のトレンドを 延長した場合)	2112万人 (2075万人)	1212万人 (1160万人)	685万人 (625万人)	227万人 (181万人)	1545万人 (1573万人)	83万人 (90万人)
	供給とのミスマッチ	-37万人	-52万人	-60万人	-47万人	28万人	7万人
	*2021年現在の就業者数	2735万人	1240万人	563万人	154万人	1332万人	70万人
主 な 職 業 の 内 訳	管理的職業	27	13	23	4.0	50	1.6
	専門的・技術的職業	190	311	210	151	438	57
	うちAI・ロボット等 の活用を担う人材	94	52	78	87	155	27
	事務	295	251	157	31	397	12
	販売	214	122	76	7.5	271	3.9
	サービス	277	196	39	2.0	119	1.7
	生産工程	442	147	82	23	107	3.8
	輸送・機械運転	110	21	8.2	1.1	28	0.3
	運搬・清掃・包装等	214	60	17	1.2	56	0.6

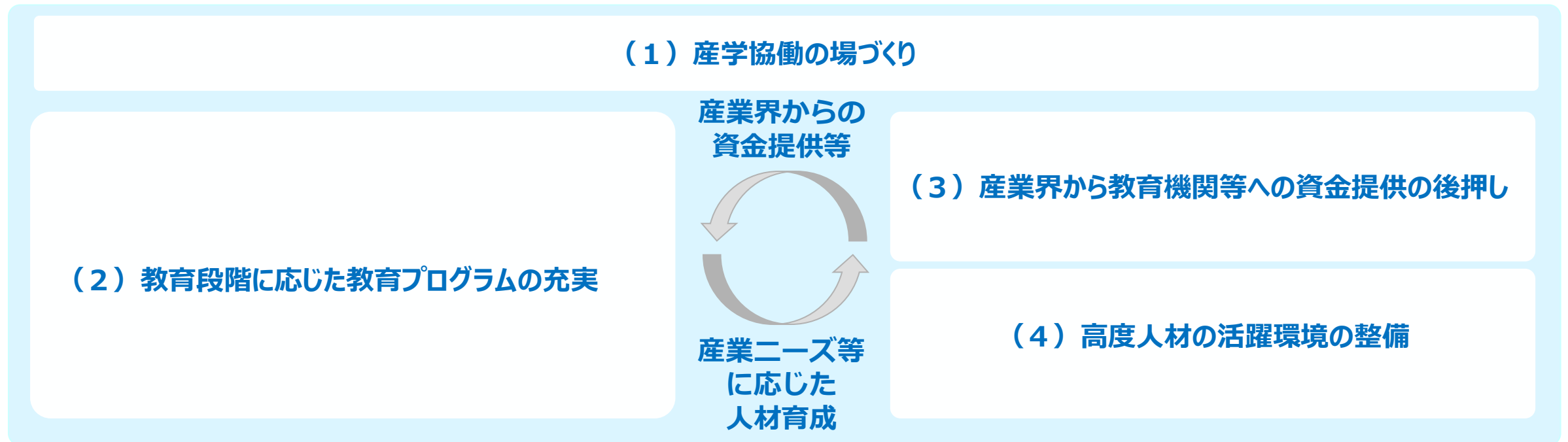
(注) 職業分類は日本標準職業分類、学歴分類は令和2年国勢調査の区分による。分類表中に含まれていない学歴分類（その他）があるため、ミスマッチのトータルは0にならない。職種分類は主要なもののみ掲載。（単位：万人）

- 国内投資のボトルネックとなっている産業人材の不足への対応に関する総理指示に基づき、産業界の将来の人材需要を踏まえた地域毎の戦略的な産業人材育成を推進していくため、文部科学省と経済産業省を中心に産業人材育成のためのプランを検討中。

2月27日（木） 新しい資本主義実現会議 石破総理発言抜粋

「文部科学大臣と経済産業大臣を中心に、産業側の需要と地域の大学・高等専門学校などの教育側の双方を一体的に捉え、教育機関での柔軟な学部・学科の再編や企業からの資金提供の後押しなども含めた産業人材教育のためのプランを6月をめどに具体化してください。」

<産業人材育成のためのプランのイメージ>



産学官が連携した専門人材育成ネットワーク

(5) A. 地域の産業構造の特色を踏まえた人材育成

- 蓄電池・洋上風力・半導体等の成長分野では工場建設等のハードインフラの整備が進む中、産業集積の形成を支える**専門人材育成の強化**が課題に。
- 既に**産学官が連携した人材育成スキームが組成されている分野・地域もあるところ、こうした好事例を全国規模で普遍化**していくことが重要。

既存の産学官連携の専門人材育成ネットワーク

蓄電池分野

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムがバッテリー教育プログラム（教材・指導書等）を開発し、蓄電池産業の集積する近畿エリアを中心に実施校を拡大中

今後、全国コンソーシアムを立ち上げ、蓄電池関連投資の進む他地域に展開するとともに、社会人向けのプログラムを開発予定

<展開先>

【高校・高専】

滋賀県立八幡工業高等学校	和歌山県立紀北工業高等学校
大阪府立東淀工業高等学校	徳島県立富岡西高等学校
兵庫県立姫路工業高等学校	阿南工業高等専門学校
大阪公立大学工業高等専門学校	新居浜工業高等専門学校

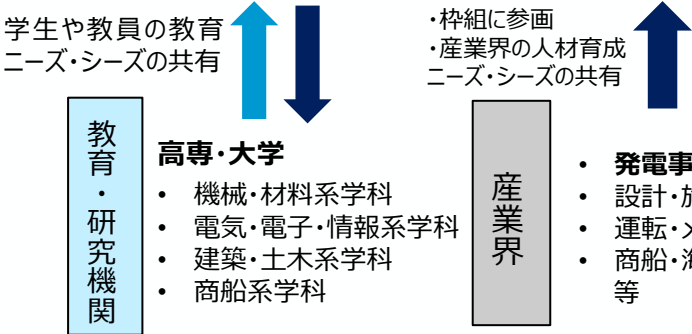
【大学】

徳島大学	等
------	---

洋上風力分野

産業界と教育・研究機関が連携して人材育成を進めるための協議会（ECOWIND）を2024年6月立ち上げ

洋上風力人材育成推進協議会
「ECOWIND」



半導体分野

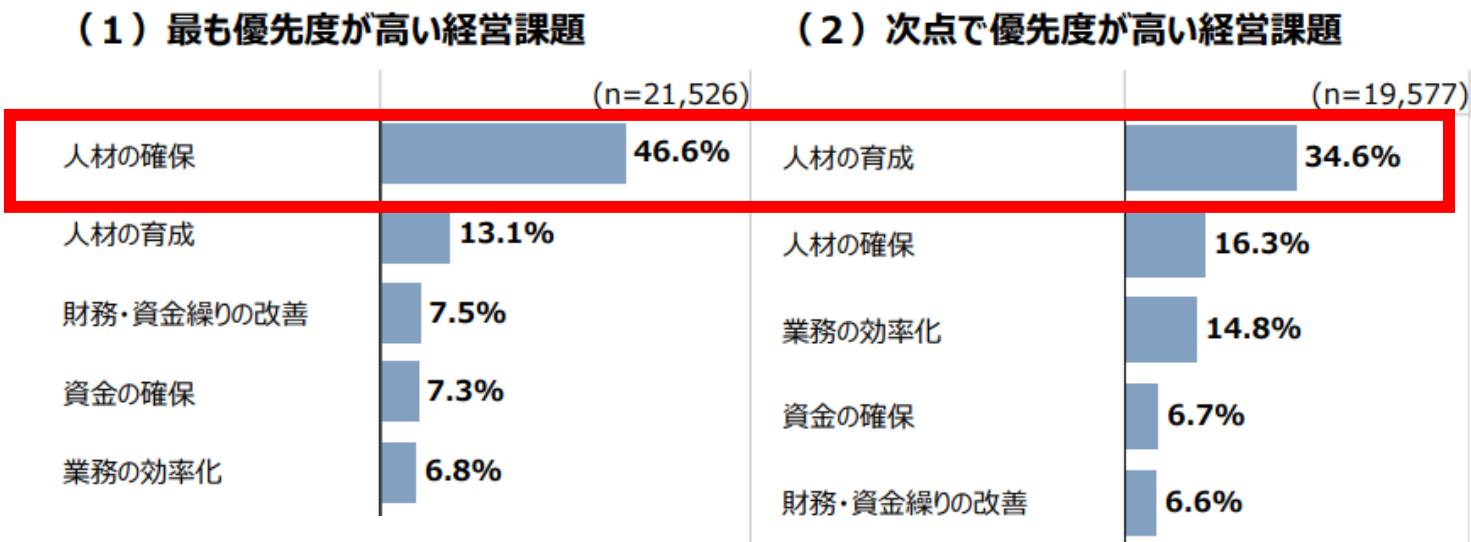
東北地域で民間主導の産学官コンソーシアムを設立し、地域に必要な人材育成の裾野拡大や基盤強化等に向けた取組を実施

東北半導体・エレクトロニクスデザインコンソーシアム
「T-Seeds」

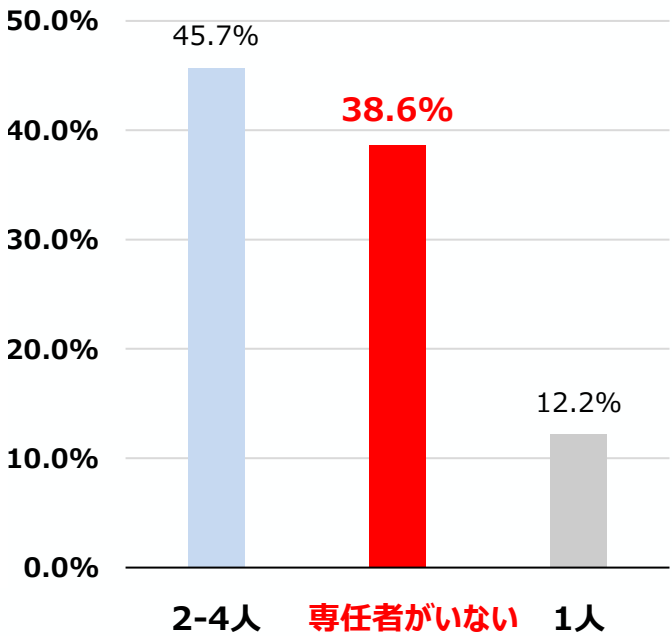


- 中小企業が最も優先度が高い経営課題として「人材の確保」が挙げられている。また、「人材の育成」も次に優先度が高い課題。
- 他方で、地域の中核企業候補（地域未来牽引企業）においても、約4割が専任の人事・採用担当者が不在であり、人材確保やその後の人材育成等が十分に出来ていない状況。

中小企業の経営課題



地域未来牽引企業における人事担当者の人数

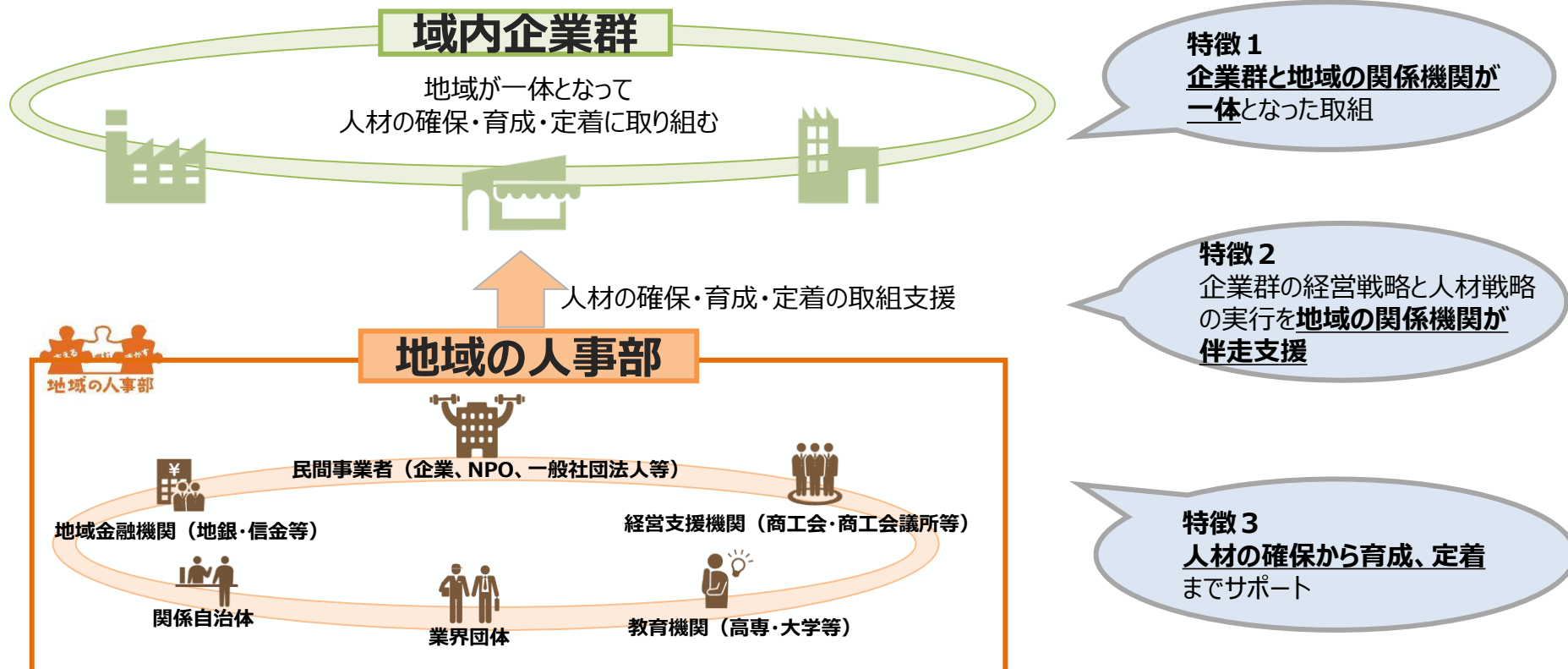


注: (左図) (株)帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」。「現在の経営課題について、対応する優先度が高いと考えているもの」を上から順に三つ聞いたもの。
(右図) 地域未来牽引企業を対象としたアンケート調査 (有効回答数: 1,199社)。「貴社の人事・採用業務の担当者の人数について、当てはまるものを一つ選択してください。」に対する回答のうち、4人以下のものを抜粋。
出典元: (左図) 中小企業庁「中小企業白書 (2024年版)」
(右図) 経済産業省「令和元年度 大企業人材等の地方活躍推進事業 (地域の中核企業による人材確保手法等の調査分析)」(調査期間2021年7月22日~8月6日)を基に作成。

「地域の人事部」の取組

(5) B.中堅・中小企業の人材確保等
に向けた体制整備

- 地域における人材課題の解決を目指して、民間事業者等（「地域の人事部」）が、地域企業群及び地域の関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関・業界団体・地域金融機関等）と連携して、地域企業の人材確保・育成・定着を行う取組が、各地で広がっている。
- 令和4年度より「地域の人事部」のモデル事例創出や担い手の醸成等を開始し、令和6年度までに累計86件の取組を支援。



「地域の人事部」モデルの普及に向けた取組状況

(5) B.中堅・中小企業の人材確保等
に向けた体制整備

- 経済産業省作成の地域の人事部ロゴマークは、利用承認を受けた事業者が広報活動等に活用可能。今年2月から経産省のクレジット入りバージョンを追加するとともに、過年度の採択事業者の承認手を免除。
- 昨年12月には、全国の「地域の人事部」事業者一覧（※）を公表。※本補助事業採択事業者及びロゴマーク利用承認事業者。
- さらに、「地域の人事部」の取組の実装・定着を支援するため、モデル事業者の対談動画や実践ポイント集を作成・更新。

対談動画

- 地域の人事部に中心となって取り組んでいるキーマンや支援を受けた地域企業が、取組の特徴やビジョン等について対談。



SMO南小国×G-net



森興産株式会社×割烹まつもと



ドリームキャリア富山×富山銀行

出典先: 経済産業省「地域の人事部」HP (https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html)

ロゴマーク



- 【活用例】令和6年度採択事業者の(株)あわわ(徳島県)は、自社発行のフリーペーパー記事に活用。



実践ポイント集

- 「地域の人事部」の立ち上げや取り組む際の活動レベルごとのポイントや実践事例を紹介(令和7年4月更新)。

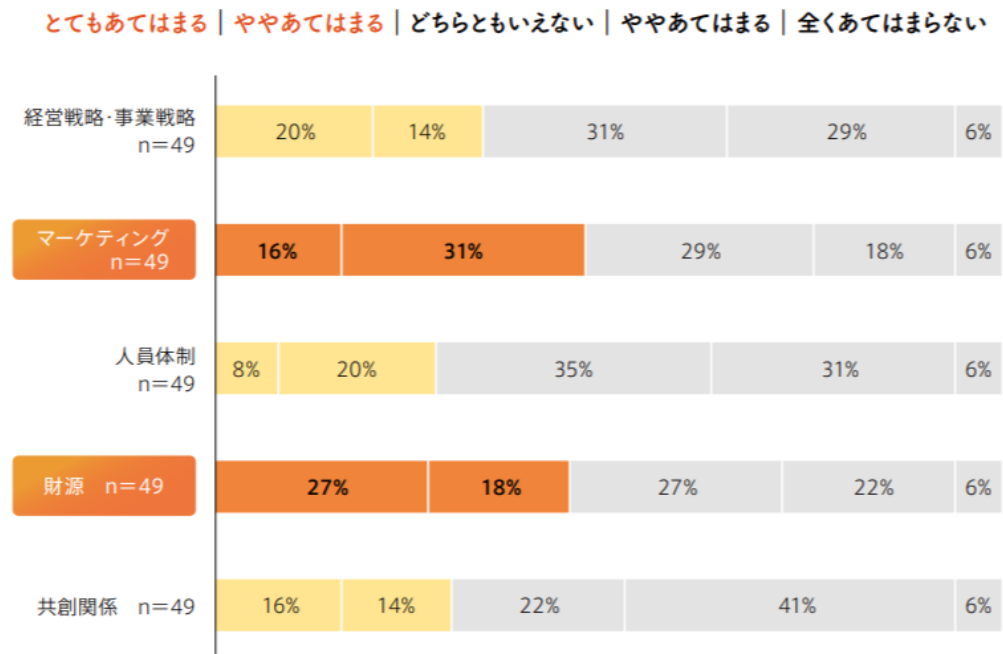


課題①：「地域の人事部」モデルの更なる普及に向けた課題

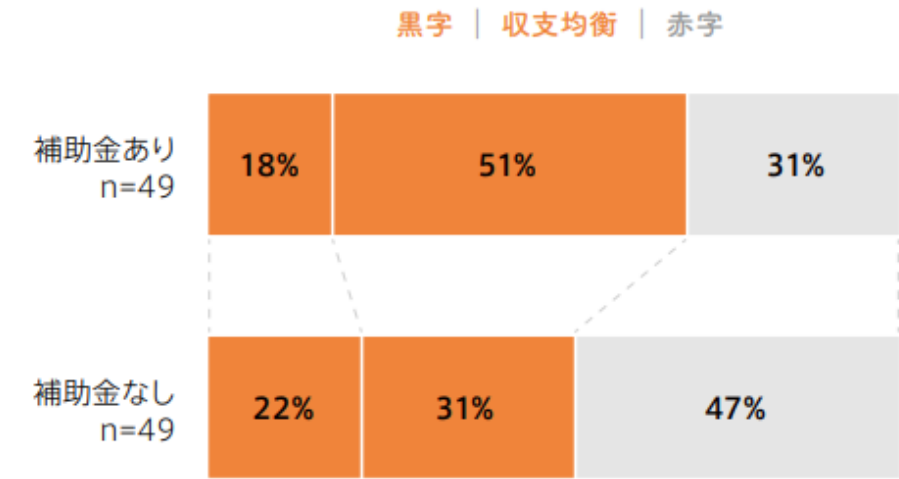
(5) B.中堅・中小企業の人材確保等
に向けた体制整備

- 特に立ち上げ期における主要課題としては、ターゲットとなる地域企業の特定やニーズ把握といったマーケティング面、運営資金の確保といった財務面が多く挙げられており、補助金なしでは約半数が赤字の状況。
- 今後は上記の課題への対応を促し、「地域の人事部」の取組の定着・自走化、他地域への横展開の後押しに注力していくことが必要。

「地域の人事部」立ち上げ期における課題



「地域の人事部」の利益状況



出典先：「地域の人事部」の推進に向けたヒント集（令和7年3月更新）より、令和4～6年度の間接補助事業者を対象にアンケート調査結果

課題②：中小企業の事業承継における課題

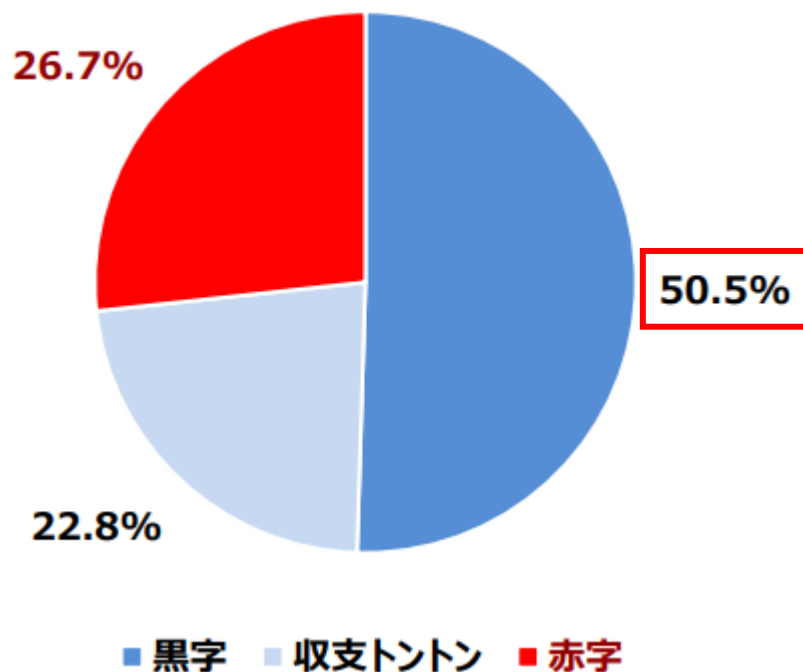
(5) B.中堅・中小企業の人材確保等
に向けた体制整備

- 後継者不在（※）と回答した企業のうち黒字企業の比率は5割超。事業承継にあたっての中小企業の課題として、3割強が「後継者教育」、「従業員との関係構築」を選択、「後継者の探索・確保」も課題。

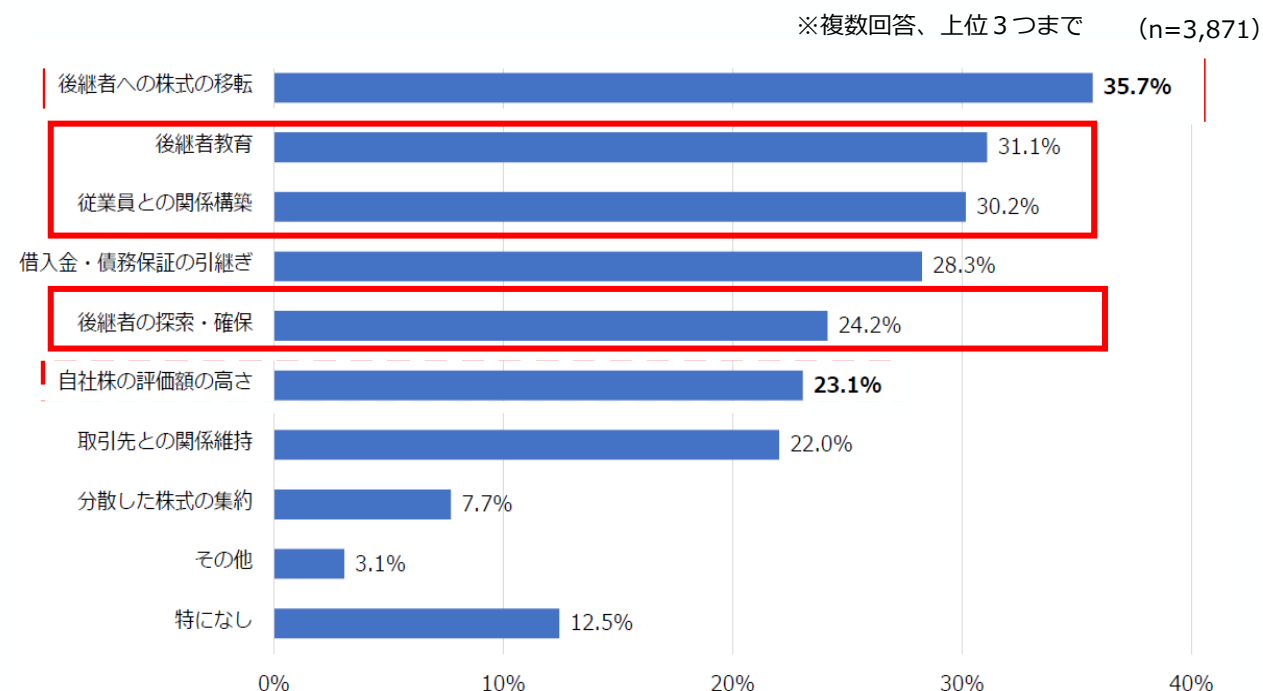
（※）後継者を決めて事業継続したいが決められていない・自分の代で廃業する

- 地域の稼ぐ力の向上に向けては、地域にとって重要な企業の事業承継に焦点を当てた支援が特に重要。

後継者不在企業の直近利益



事業承継における課題



出典先: 内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版 基礎資料集」(2024年6月21日) ※日本商工会議所「事業承継に関する実態アンケート 調査結果」(2024年3月22日) を基に作成

注: 各地商工会議所管内の会員企業(回答事業者数: 4,062社、うち従業員数20名以下が52%、50人以下が26%、51人以上が22%を占める)

出典先: 日本商工会議所「事業承継に関する実態アンケート」調査結果(2024年3月22日)

地域の人事部支援事業の今後の方向性

(5) B.中堅・中小企業の人材確保等
に向けた体制整備

- 令和4～6年度の実施計画や地域企業の課題を踏まえ、令和7年度より以下を実施し、「地域の人事部」の取組の自走化・横展開や地域企業の課題解決、他施策との連携促進に取り組む。

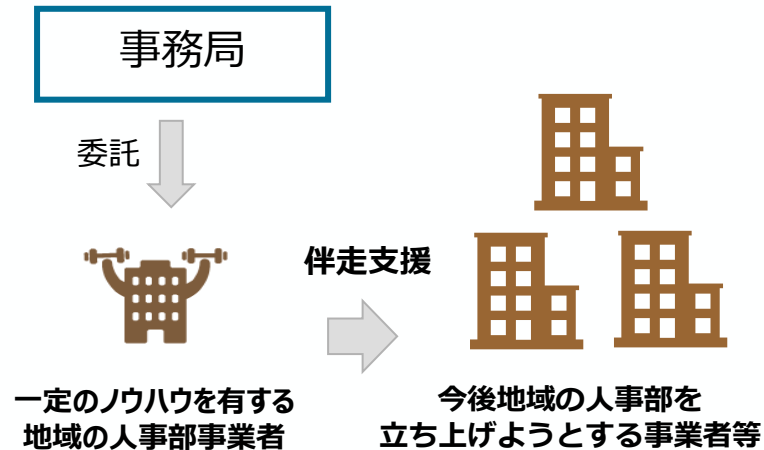
(1) 伴走・横展開支援事業：

「地域の人事部」の取組の定着・自走化、他地域への横展開を後押しするべく、既に一定のノウハウを有する人事事業業者による伴走支援や地域間・広域連携を推進。

(2) 重点分野支援事業

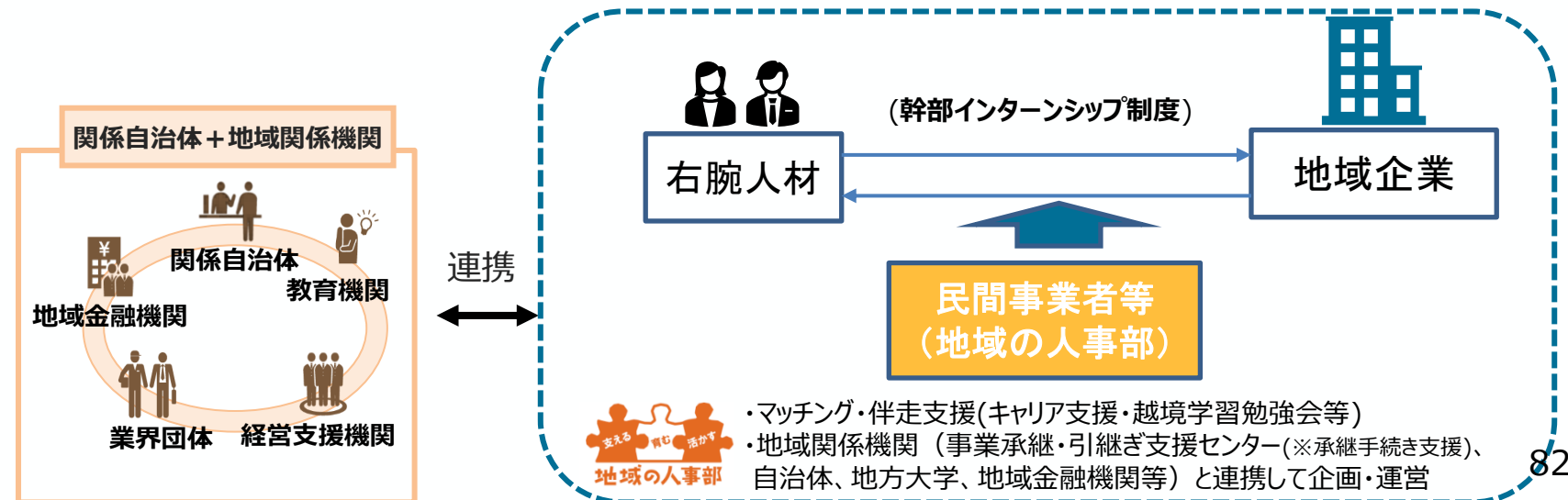
- ①右腕人材枠：地域企業の右腕人材や後継者候補の育成に寄与する「地域の人事部」の取組を支援。
- ②法制度連携枠：「地域の人事部」の取組が地域で自律的なシステムとなることを促すため、地域未来法等の法制度と連携した取組を支援。

伴走・横展開支援



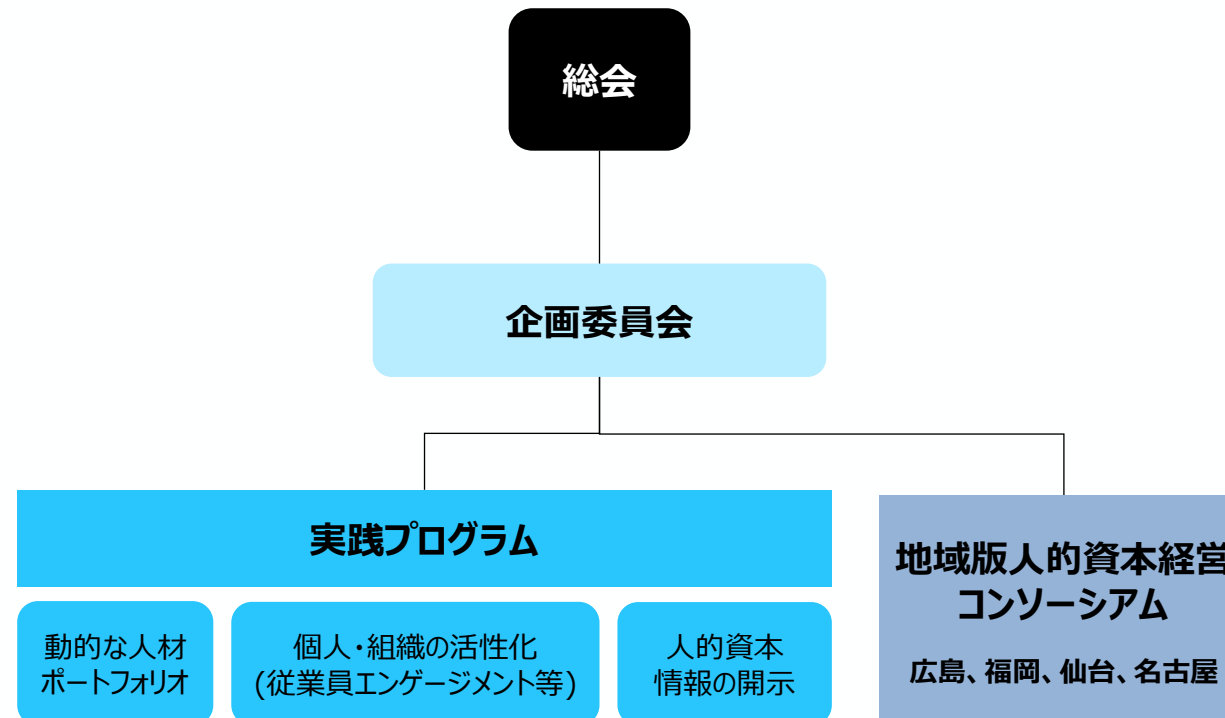
右腕人材枠

右腕人材（未来の後継者・経営幹部候補）を募集する地域企業に対し、幹部インターンシップ制度の企画運営・マッチング・キャリア支援等を行う民間事業者等の取組に補助支援。



- 経済産業局や自治体等の協力も得ながら、各地域で人的資本経営コンソーシアム（地域版人的資本経営コンソーシアム）を行うことを通じ、地域の中堅・中小企業に対して、人的資本経営の認知を広げていくことを目指す。
- また、地域の中堅・中小企業が安定して人材を獲得できる経営・人事機能確立するため、人材活用ガイドラインの更なる普及促進、よろず支援拠点等の支援機関による伴走支援等を通じた企業の人材戦略の策定・実行支援をしていく。

人的資本経営コンソーシアムの今後の活動について



(参考2) 「地方創生2.0」の検討状況

<検討経緯>

- 昨年10月に全閣僚を本部員とする「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置。内閣官房に事務局を置き、今後10年間集中的に取り組む地方創生2.0の基本構想を検討。
- 以来、産官学金労言の15名から構成される有識者会議を計9回開催（うち4回は地方開催）した結果を踏まえ、5月22日に地方創生2.0基本構想の骨子（案）を公表。

地方創生2.0 基本構想 骨子案 (1/4)

【地方創生をめぐる現状認識】

1. 人口・東京一極集中の状況

3. 地方創生をめぐる社会情勢の変化

2. 地域経済の状況

4. これまでの地方創生10年の成果と反省

【地方創生2.0の発進と展開】

1. 目指す姿

＝「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る。

①「強い」経済

- ・ 自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込み、強い地方経済を創出。

②「豊かな」生活環境

- ・ 生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、地方に新たな魅力と活力を創出。

③「新しい日本・楽しい日本」

- ・ 若者や女性にも選ばれる地方、誰もが安心して暮らし続けられ、一人ひとりが幸せを実感できる地方を創出。

※ 目指す姿を定量的に提示（地方への若者の流れ、関係人口等）

2. 地方創生2.0の基本姿勢・視点

○人口減少への認識の変化

人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能する適応策も講じる。

○若者や女性にも選ばれる地域

地域社会のアンコンシャス・バイアス等の意識変革や魅力ある職場づくりにより、若者や女性が地方に残りたい、東京圏から地方に戻りたい／行きたいと思える地域をつくる。

○異なる要素の連携と「新結合」

多様な食や伝統産業、自然環境や文化芸術の豊かさといったそれぞれの地域のポテンシャルを活かして高付加価値化するとともに、地域産品の海外展開などにより、自立的な地方経済を構築する。

○都市・地方の補完関係の強化 と人材循環の促進

関係人口を活かし、都市と地方の間で人・モノ・技術の交流・循環・新たな結びつき、分野を超えた連携・協働の流れをつくる。

○AI・デジタルなどの新技術の 徹底活用と社会実装

AI・デジタルなどの新技術を徹底活用し、地方経済と生活環境の創生を実現する。
G X・D Xによって創出・成長する新たな産業の集積に向けたワット・ビット連携をはじめとするインフラ整備を進める。

○好事例の普遍化（点から面へ、 産官学金労言士等の連携）

産官学金労言士等による主体的な取組と、全国津々浦々で地方創生が進むよう、好事例の普遍化と広域での展開を促進（「広域リージョン連携」）。

4. 各主体が果たす役割

国の役割

- ・ 省庁横断の連携体制を強めるとともに、地方起点の課題に対する規制改革や諸制度の見直しなど、制度的なアプローチを強化。

地方公共団体の役割

- ・ 地方創生2.0を現場で中心的に担う主体として、関係者を巻き込んで取組を推進。維持すべき機能の高度化。
- ・ 統計指標や様々なデータを活用し市町村の状況を可視化。他地域との比較や好事例を学び、活用。

多様な地域の ステークホルダーの役割

- ・ 産官学金労言士等が相互に連携し、それぞれの人材、資金、ノウハウ等を活かして貢献する役割。
- ・ 都市部にある企業・教育機関等も、地方に目を向け、それぞれの強みを活かした地域貢献と新たな発展を行う役割。

5. 今後の進め方

- ・ 国は地方創生2.0に向けた取組に早急に取りかかるとともに、令和7年中に本基本構想を実施段階に進めるための総合戦略を策定。
- ・ 本基本構想は今後10年間を対象として策定。中間年度の5年後に必要な見直し。

3. 政策の5本柱／6. 政策パッケージ

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 若者や女性にも選ばれる地方となるための社会変革・意識変革
- 社会の情勢変化に適応可能な将来を見据えた地域の拠点づくり、人づくり
- 災害から地方を守るための国を挙げた防災力強化 等

【政策例】

- ・ 地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革
- ・ 実質賃金の引上げ
- ・ 将来を見据えた持続可能な地域のサービス拠点や運営体制づくり
地域の生活を支えるサービスの提供を担う共助型事業体を、「地域協同プラットフォーム」として新たに位置付ける支援の枠組みを創設する。
- ・ 地域医療提供体制の維持・確保
- ・ 地域の介護提供体制の維持・確保
- ・ 「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開
- ・ 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版 CCRC）2.0 の展開
- ・ 地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成
- ・ 避難所の生活環境の抜本的改善をはじめとした地域の防災力強化

注1：骨子(案)に記載の政策例はあくまでも例示であり、それ以外の政策も基本構想には盛り込まれる予定。

注2：本ページでは、経済産業省関連施策について記述を抜粋しており、取組内容について黄色ハイライトを施している。

(2) 付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 多様な地域資源（農林水産物・食品、文化資源、スポーツ、コンテンツ、自然環境等）を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 多様な主体の連携による地域の支援体制の構築
- イノベーティブな人材の呼び込み 等

【政策例】

- ・ 「新結合」を全国各地で生み出す新たな取組の推進
- ・ 地方産品等の海外展開の強力な支援の実施
商社やメーカー出身の専門家による販路開拓支援や越境 EC 等を活用した輸出先の多角化など、関係機関が連携し、「新規輸出1万者支援プログラム」を更に充実させる。さらに、地域産品等の地産外商・輸出拡大に向け、地域商社等がお互いの強みを補完する、民間の輸出支援コンソーシアムを新たに構築する。
- ・ インバウンドの地方誘客の促進
- ・ 地域経済の更なる成長に向けた地域金融力の強化
- ・ 地域経済を牽引する中堅・中小企業の支援体制の構築
地方ブロックごとの広域的な支援の枠組みを通じて、新たに、地産外商に積極的に取り組む企業を選定し、各省庁の地方支分部局や民間支援機関によるプッシュ型の伴走支援を重点的に行う体制を構築する。
- ・ 再生可能エネルギーを活用した地域 GX イノベーションモデルの創出
- ・ 産官学共創に向けた拠点の形成
地方におけるオープンイノベーションの促進や産官学連携の更なる強化のため、地方大学や国立研究開発法人等の産官学の連携拠点を強化する。
- ・ スタートアップ拠点都市の拡大
スタートアップ・エコシステム拠点都市を、これまでの大都市圏での成果を普遍化し、地方都市にも拡大する。その際、これら拠点都市において、地域の産業や大学等の研究特性を活かした分野・領域の重点化、オープンイノベーションや公共調達の促進、核となる組織・人材の育成・確保等の取組を強化する。

(3) 人や企業の地方分散

- 政府関人機関の移転 ○ 本社機能の地方分散
- 関係人口の量的拡大・質的向上、副業・兼業の推進 等

【政策例】

- ・ 政府関係機関や本社機能の地方分散
本社機能の地方分散について、地方拠点強化税制の更なる活用促進や活用実績の分析等を踏まえた見直しを検討する。
- ・ 関係人口の量的拡大、質的向上
- ・ 都市部人材の地方での活用促進、副業・兼業の推進
意欲のある都市部の人材が、地域の企業で活躍できるよう、REVICareer（レビキャリア）等の地方企業とのマッチング事業において、民間データベースとの双方向の活用のあり方を含めた事業間連携や副業・兼業人材の活用を進める。
- ・ 事業承継の担い手となる人材の確保
各都道府県に設置した事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化に加え、新たに地域一体での後継者人材の確保・育成等を後押しする。

(5) 広域リージョン連携

- 都道府県域を超える広域リージョン連携の推進
- 広域連携でのインフラ管理 等

【政策例】

- ・ 広域リージョン連携の推進
都道府県域・市町村域を超えた広域単位で、多様な主体が連携して産業政策、観光、インフラ整備等に取り組む「広域リージョン」が、自ら策定するビジョンに基づき実施するプロジェクトを省庁横断的に支援する。

(4) 新時代のインフラ整備と AI・デジタルなどの新技術の徹底活用

- GX・DX 時代の新たな産業集積に向けたインフラ整備
- AI・デジタルなどの新技術の社会実装等
- AI・デジタルなどの新技術の利活用に向けた基盤整備 等

【政策例】

- ・ ワット・ビット連携の推進
AI・デジタル技術の浸透に伴う DX 進展に対応するため、電力と通信基盤を整合的・計画的に整備し、電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）により、データセンターの地方分散等を推進する。
- ・ GX 産業立地の推進等
半導体やデータセンターなど、脱炭素電力の利用によって付加価値が生まれる製品・サービスを生み出す新たな産業集積の形成やコンビナートの再生に向けて、脱炭素電力が豊富な地域等に投資を集中的に呼び込む（GX 産業立地）ための事業環境整備を行う。あわせて、新たに開始する産業用地マッチング事業を通じた未利用産業用地の活用など、国内投資拡大に向けた産業用地確保促進策を強化する。
- ・ デジタルライフラインの全国整備
自動運転・ドローン・AI 技術等の社会実装を地方でこそ加速すべく、自動運転サービス支援道、ドローン航路、インフラ管理 DX 等の早期実施プロジェクトの成果も踏まえ、全国展開を加速する。
- ・ ドローンや自動配送ロボットを活用した生活必需品の物流
自動配送ロボットの社会実装を進め、地方のラストワンマイル配送などの物流網維持を図る。低速・小型の実装サービスを多地域で展開するとともに、より配送能力の高いロボット地域実証や制度整備の検討を行い、全国展開への必要な措置を講じる。
- ・ スマート農林水産業
- ・ AI 時代のデジタル人材育成
地域の社会課題解決の担い手となるデジタル人材の育成・確保を強化する。独創的なアイデアや技術を持つ若手トップデジタル人材の輩出プログラムを強化する。